

(別添)

業務実績評価書

令和 6 年度（第 5 期）

自：令和 6 年 4 月 1 日

至：令和 7 年 3 月 31 日

独立行政法人 国立病院機構

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項					
法人名	独立行政法人国立病院機構				
評価対象事業年度	年度評価	令和 6 年度（第 5 期）			
	中期目標期間	令和 6～10 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	厚生労働大臣				
法人所管部局	医政局	担当課、責任者	医療経営支援課 横山 一郎 課長		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 諏訪 克之 参事官		
3. 評価の実施に関する事項					
4. その他評価に関する重要事項					

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定				
評定 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況		
		6年度	7年度	8年度
評定に至った理由				
2. 法人全体に対する評価				
法人全体の評価				
全体の評定を行う上で 特に考慮すべき事項				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など				
項目別評定で指摘した 課題、改善事項				
その他改善事項				
主務大臣による改善命 令を検討すべき事項				
4. その他事項				
監事等からの意見				
その他特記事項				

樣式 1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定總括表

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

様式 1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	診療事業		
業務に関する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報							② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年 度	指標	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
								予算額（千円）	1,064,822,532				
								決算額（千円）	1,049,000,621				
								経常費用（千円）	1,084,412,406				
								経常利益（千円）	▲20,521,440				
								行政コスト（千円）	1,088,104,599				
								従事人員数（人）	62,476 (※注①)				

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第3 国民に対するサービスその他業務の質の向上に関する事項 通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。 1 診療事業 患者の目線に立った安心・安全で質の高い医療を提供し、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、国の医療政策に貢献すること。	第1 国民に対するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置 1 診療事業 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、機構の機能を最大限活用しながら、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。	第1 国民に対するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとするべき措置 1 診療事業 診療事業においては、患者の目線に立って、安心・安全で質の高い医療を、多職種が連携して提供し、機構の機能を最大限活用しながら、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充に積極的に取り組むとともに、引き続き、国の医療政策に貢献する。		(1) 医療の提供【B】 (2) 地域医療への貢献【A】 (3) 国の医療政策への貢献【A】	<評定と根拠> 評定：A (自己評定Aの理由) 小項目である（1）医療の提供、（2）地域医療への貢献、（3）国の医療政策への貢献において、良好な結果を得たため、Aとした。	評定

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－1	診療事業 医療の提供		
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 医療従事者の資質の向上を図ること 医療安全確保対策の推進を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」 標準化した診療計画及び実施プロセスに基づき着実なインフォームドコンセントを実施することや、地域の医療機関との医療安全相互チェック、臨床評価指標による計測等の取組を実施し、医療の質や患者満足度の向上に努めることは、政策目標である「安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること」に寄与するものであり重要度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	指標	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
特定行為を実施できる看護師の配置数（計画値）	前年度より増加			423名	名	名	名	予算額（千円）	1,064,822,532 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
特定行為を実施できる看護師の配置数（実績値）			423名	596名	名	名	名	決算額（千円）	1,049,000,621 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
達成度			140.9%	%	%	%	%	経常費用（千円）	1,084,412,406 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
認定看護師の配置数（計画値）	前年度より増加			1,174名	名	名	名	経常利益（千円）	▲20,521,440 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
認定看護師の配置数（実績値）			1,174名	1,197名	名	名	名	行政コスト（千円）	1,088,104,599 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
達成度			102.0%	%	%	%	%	従事人員数（人）	62,476 (※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)

クリティカルパスの実施割合 (計画値)	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		51.6% (令和5年度)	51.6% (令和5年度)	51.6% (令和5年度)	51.6% (令和5年度)	51.6% (令和5年度)					
クリティカルパスの実施割合 (実績値)		51.6% (令和5年度)	48.7%	%	%	%	%					
達成度			94.4%	%	%	%	%					
業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合 (計画値)	前年度より増加		診療放射線技師 66.1% 臨床検査技師 40.4%	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %					
業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を修得した職員の割合 (実績値)			診療放射線技師 78.7% 臨床検査技師 56.7%	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %					
達成度			診療放射線技師 119.2% 臨床検査技師 140.3%	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %	診療放射線技師 % 臨床検査技師 %					

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目1-1-1、

1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>(自己評定Bの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリティカルパスの実施割合については、100%を下回ったものの、その他定量指標について、達成度が100%以上であった。 ・ 下記理由により定量的指標について、一部達成率が100%を下回ったものの、その他の達成率が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 <p>○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の配置は、多職種協働によるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフト、タスク・シェアにも資するため、医療の質の向上につながる。各病院が特定行為研修修了者を配置する意義を理解できるよう活動事例・効果を紹介する等、法人としてより積極的かつ主体的に特定行為を実施できる看護師育成のための取組を行い、各病院における特定行為研修に関する理解がさらに深まった。さらに、特定行為研修指定研修機関の意見交換会やフォローアップ講習会の開催、研修修了者が活動しやすい院内体制の整備に取り組んだことにより、令和6年度は、特定行為を実施できる看護師を122病院、計596名配置し、達成度は140.9%となった。新たに4病院が特定行為研修制度における指定研修機関となり、NHO全体で42病院が指定研修機関となる等研修を受講しやすい環境を整備し、特定行為を実施できる看護師の育成に努めた。</p> <p>○ 各専門領域における高度な専門的知識・技能を有する認定看護師の配置は医療の高度化・複雑化に対応するためのチーム医療の推進につながる。令和6年度においては、認定看護師1,197名、名を配置し、達成度は102.0%となり、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。</p>	<p>評定</p> <table border="1" style="width: 100px; height: 10px;"></table>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<ul style="list-style-type: none"> ○ クリティカルパスは、疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画であり、診療計画・実施プロセスを標準化することにより、チーム医療の実現、医療の質の向上に資するのみならず、インフォームドコンセントを着実に実施することで、患者の満足度を向上させる効果が期待できる。 <p>令和6年度におけるクリティカルパスの実施割合は48.7%、達成度は94.4%となった。令和6年度実績より集計方法を変更し、クリティカルパスを途中で中断した場合クリティカルパスの実施患者数に含めないこととしたため、年度計画を上回る結果とならなかつたが、引き続き各病院のクリティカルパス研究会等でクリティカルパスの改良や普及に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を習得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置はチーム医療の推進及び医師の業務負荷を軽減に資するため、質の高い医療の提供につながる。告示研修を受講した診療放射線技師、臨床検査技師の割合は、通常、都道府県ごとに開催される告示研修をNHO等の職員を対象にして開催できるよう調整し、受講の機会を増やす取組等を行った結果、令和7年3月31日時点において診療放射線技師78.7%、臨床検査技師は56.7%となり、令和6年4月1日時点より診療放射線技師は119.2%、臨床検査技師は140.3%と増加しており、目標値を大きく上回った。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価																										
(1) 医療の提供 患者のニーズ及び提供したサービスの的確な実態把握を行い、患者の目線に立った医療の提供を推進すること。 また、安心・安全な医療を提供するため、地域の医療機関との連携や機構のネットワークの活用により、医療安全対策をより一層充実させ医療事故の防止に努めるとともに、院内感染対策の標準化にも取り組み、これらの取組の成果について適切に情報発信すること。 さらに、臨床評価指標の効果的な活用を行うとともに、チーム医療の推進やク	(1) 医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 従来の患者満足度調査に患者経験価値調査（P X サーベイ）の要素を取り入れた調査を実施し、具体的な改善点を把握した上で、各病院でP D C Aサイクルを回し、待ち時間対策をはじめ必要なサービスの改善を図り、患者の目線に立った医療の提供を推進する。 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるように相談体制を充実させるとともに、複数職種が協働し、患者・家族の目線に立った支援を行う。 疾病に関する情報を提供する環境を整	(1) 医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 患者経験価値・満足度調査をはじめとする調査結果に基づき自院の課題を検討、具体的な改善点を把握した上で、各病院でP D C Aサイクルを回し、待ち時間対策をはじめ必要なサービスの改善を図り、患者の目線に立った医療の提供を推進しているか。	<評価の視点> ・ 患者経験価値・満足度調査をはじめとする調査結果に基づき自院の課題を検討、具体的な改善点を把握した上で、各病院でP D C Aサイクルを回し、待ち時間対策をはじめ必要なサービスの改善を図り、患者の目線に立った医療の提供を推進しているか。	(1) 医療の提供 ① 患者の目線に立った医療の提供 1. 患者満足度調査の実施と必要なサービスの改善に向けた取組 (1) 患者経験価値・満足度調査の概要及び結果 患者経験価値・満足度調査については、患者の目線に立ちN H O全体のサービスの向上を図ることを目的に実施している。 令和5年度より、具体的な改善事項が見える調査とするために従来の調査方法に加えてP X（患者経験価値）調査の要素を取り入れた調査を実施しており、患者目線に立ったサービスの改善を図っている。 入院においては調査期間（令和6年7月1日から令和6年7月31日まで）の退院患者のうち協力の得られた19,724名、外来においては調査日（令和6年7月1日から令和6年7月22日までの病院任意の2日間）に来院した外来患者のうち協力の得られた27,360名について調査を行った。 調査項目の一部は、日本医療機能評価機構で実施している患者満足度調査と同内容の設問を追加することで、他の設置主体との比較が可能な内容としている。また、患者の匿名性を担保するため、記入された調査票については、病院職員が内容を確認することができないよう患者が厳封し、集計に当たっても個人が特定されることがないようにするなど、患者のプライバシーに十分配慮し実施した。 令和6年度における調査の結果は、前年度に引き続き、入院、外来とも他の設置主体との比較において高水準の結果となった。調査結果は各病院において活用しやすくなるよう本部において取りまとめ、140病院全体結果との比較や病院毎にポートフォリオ分析等を示すとともに、病院における調査結果の活用支援を目的として集計データの見方や活用方法を記載した『ガイドブック』を送付、令和6年度からは『ガイドブック』において一部の病院の実際の取組事例を展開している。各病院においては自院の結果を分析、P D C Aサイクルを回し、更なる患者サービスの改善に取り組んでいる。 【調査結果概要】※アンケートは5段階評価で、以下はその平均ポイントである。 <table> <tr> <td>○入院</td> <td>N H O平均値</td> <td>日本医療機能評価機構平均値</td> </tr> <tr> <td>・診療内容</td> <td>4. 7 5</td> <td>4. 4 7</td> </tr> <tr> <td>・プライバシーへの配慮</td> <td>4. 6 0</td> <td>4. 2 5</td> </tr> <tr> <td>○外来</td> <td>N H O平均値</td> <td>日本医療機能評価機構平均値</td> </tr> <tr> <td>・待ち時間</td> <td>3. 3 6</td> <td>3. 2 7</td> </tr> <tr> <td>・診察時間</td> <td>4. 2 0</td> <td>3. 8 3</td> </tr> <tr> <td>・診療内容</td> <td>4. 5 1</td> <td>4. 1 4</td> </tr> <tr> <td>・プライバシーへの配慮</td> <td>4. 4 0</td> <td>3. 9 2</td> </tr> </table>	○入院	N H O平均値	日本医療機能評価機構平均値	・診療内容	4. 7 5	4. 4 7	・プライバシーへの配慮	4. 6 0	4. 2 5	○外来	N H O平均値	日本医療機能評価機構平均値	・待ち時間	3. 3 6	3. 2 7	・診察時間	4. 2 0	3. 8 3	・診療内容	4. 5 1	4. 1 4	・プライバシーへの配慮	4. 4 0	3. 9 2	評定	年度計画の目標を達成した。	
○入院	N H O平均値	日本医療機能評価機構平均値																													
・診療内容	4. 7 5	4. 4 7																													
・プライバシーへの配慮	4. 6 0	4. 2 5																													
○外来	N H O平均値	日本医療機能評価機構平均値																													
・待ち時間	3. 3 6	3. 2 7																													
・診察時間	4. 2 0	3. 8 3																													
・診療内容	4. 5 1	4. 1 4																													
・プライバシーへの配慮	4. 4 0	3. 9 2																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
リティカルパス※の活用促進をすることによって医療の質の向上に努めること。 ※ クリティカルパス…疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画	える等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。	疾病に関する情報を提供する環境整備を進めるとともに、患者や家族向けの勉強会を開催する等、患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進する。		<p>(2) 患者サービスの改善に向けた取組</p> <p>○分かりやすい説明に関する取組</p> <p>医師、看護師、メディカルスタッフ等が参画し、委員会やWGを立ち上げて、多職種がそれぞれの立場で患者の目線に立ちながら、患者サービスの改善を行っている。</p> <p>また、入院案内や検査方法等の動画説明コンテンツを導入することで説明内容の標準化を図り、かつ繰り返し視聴可能とすることで患者の理解度や利便性の向上に取り組むとともに、患者や家族向けの勉強会を開催し、疾病に対する理解を促している。</p> <p>そのほか、医療従事者等に対する接遇やコミュニケーションに関する研修を実施している。</p> <p>【特徴的な取組例】</p> <p>患者の利便性向上のため、入院案内や出産案内の際に必要となるパンフレットや説明動画について、LINEアプリにより患者に配信するシステムを導入している。入院案内や出産案内が、いつでも、どこでも、何度でも視聴することが可能であり、それぞれの患者のタイミングに合わせてスマートフォンで簡単に確認できること、また、入院当日ではなく後日、気持ちを整理した状態で視聴していただくことで、患者の理解度、満足度、利便性の向上に大きくつながっている。（東広島医療センター）</p> <p>子育て世代のがん患者とその子どもたちのためのサポートプログラムとして、親の病気に対する理解を深めること、親ががんであるのは自分だけではないと感じてもらうこと、がん治療や闘病生活に関する親子のコミュニケーションの促進に役立てることを目的に年2回キッズフェスを開催。8月に院内探検、12月に家族の中で気持ちを伝えあえるボード作りを行った。（九州がんセンター）</p> <p>○多様な診療時間の設定に関する取組</p> <p>患者が受診しやすい体制を構築するため、多様な診療時間の設定を推進している。各病院においては、地域の医療ニーズ、自院の診療機能や診療体制等を踏まえ、以下のような取組を行った。</p> <p>【各病院による主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型連休期間中における放射線治療やリハビリテーション等の実施、平常時に準じた手術の実施体制の整備 ・肺がん検診や人間ドックの土曜日実施や平日19時までの受付体制の整備 ・MR・CT検査や入院予定患者の時間外受入れ ・人工透析外来について会社帰りに透析が実施できる準夜体制を整備 ・学生等のニーズに応じた総合スポーツ外来の受診枠を午後に設定 ・術後患者に対する早期ADL自立及び早期退院を目指した休日リハビリーションを実施 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>○待ち時間対策に関する取組</p> <p>140病院全ての外来診療において予約制を導入しており、予約の変更についても電話で受け付ける体制を整備している。また、140病院全ての会計窓口において、クレジットカード等が使用できるほか、令和6年度は7病院において医療費後払いサービスを実施し、会計窓口の待ち時間をゼロとすることで、待ち時間に対する心理的負担を軽減できる取組を行った。</p> <p>また、各病院で待ち時間調査、外来運営委員会等での要因分析を実施しており、その結果に基づいて以下のような取組を行った。</p> <p>【病院による主な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護師等による積極的な患者への声かけや状況説明 ・会計窓口における収納端末の増設や混雑時における人員増 ・紹介・逆紹介など地域の医療機関との受診予約等を含めた連携強化による混雑の緩和 ・待ち時間の目安になるよう受付番号を表示 ・ポケベルやPHSの貸出により待ち時間中の行動範囲の制限を緩和 ・アメニティの提供等による待ち時間への負担感の軽減 ・スマートフォンアプリによる新規患者の予約や診察の順番の情報提供 <p>【特徴的な取組例】</p> <p>患者サービスの向上及び業務効率化のため、令和6年12月にAI問診システムを導入した。これまで来院時に行っていた初診時の問診を、来院前にスマートフォンやタブレット端末、PC等で時間や場所を選ばずに行うことで、受付から診察終了までの時間短縮につながる。</p> <p>AI問診システムは症状に合わせて質問内容が変化するため、患者にとって回答がしやすく、寄り添った問診ができ、病院においても診察前に詳細な情報を確認できるため、情報共有のスピードや診療の質の向上にもつながるとともに、AIが作成した問診内容を電子カルテに転記することで転記誤りや患者誤認に関連したインシデントの発生防止にも役立っている。（甲府病院）</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者・家族が医療内容を理解し治療の選択に主体的に関わることができるような相談体制を充実させているか。 	<p>2. 患者・家族が相談しやすい環境や体制を充実させるための取組</p> <p>(1) 医療相談窓口の設置等</p> <p>患者が相談しやすい環境を整備するため、全ての病院において医療相談窓口を設置している。そのうち134病院においては、患者のプライバシーにも配慮するため相談窓口を個室化している。残りの病院についても、第三者に会話が聞こえにくいように、パーテーションを設ける等可能な限りの対策を講じている。</p> <p>また、都道府県などが開催しているピアソポーター養成研修を修了したがん治療体験者がピアソポーターとして、自らの経験を生かしながら、患者や家族の不安や悩みを共有し、相談や支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合案内における看護師長等による患者・家族への対応・・・114病院 ・ 薬剤に関する質問や相談に薬剤師が随時対応できる体制・・・124病院 <p>【特徴的な取組例】</p> <p>院内外の患者及び家族等がいつでも情報収集できるように、医療相談室及びがん相談支援センター前への情報コーナーの設置、SNS及びホームページの活用やがん患者への「がん相談窓口」の案内リーフレット配布を行う等、相談窓口の周知や相談しやすい環境の整備を行った。また3か月に1回、社会保険労務士による就労相談会及びがん患者サロン「やすらぎの会」でのピアソポーターを招いた交流会を開催している。（名古屋医療センター）</p> <p>(2) 医療ソーシャルワーカー（MSW）の配置</p> <p>診療に係る社会的、心理的、経済的問題などについて相談に応じ、解決への支援を行う医療ソーシャルワーカー（MSW）を配置している。令和6年度においてはMSWを9名増やし、137病院595名で相談体制の更なる充実を図った。</p> <p>【MSWの配置状況】</p> <p>令和5年度 137病院 586名 → 令和6年度 137病院 595名</p> <p>(3) 周産期及び産後の育児支援</p> <p>周産期医療を提供している病院においては、家族のニーズに合わせた満足度の高い、安心なお産及び育児支援ができるよう、院内助産所や助産師外来を設置している病院もある。また、核家族化や出産年齢の高齢化に伴う、産後の家族のサポート不足を原因とした育児への不安や負担感を軽減するため、産後ケアに取り組む病院もある。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行っているか。 	<p>【特徴的な取組例】</p> <p>自院において1,500g未満で出生後3歳から6歳となったNICU卒業生を対象に、年に1回「NICU同窓会」を開催し、患児家族・医療者と出生当時を振り返り、成長と共に喜ぶ機会としている。6歳児にはNICU見学を行うことで、自分が育った環境を知る機会を提供している。また、入院した経験から医療者への思いや期待することを伺い、入院中の児や家族支援につなげている。（九州医療センター）</p> <p>3. 複数職種が協働して患者・家族の目線に立った支援を行う取組</p> <p>(1) 多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組</p> <p>長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活でも、季節の移ろいや生活の楽しみを感じる機会をもてるよう各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和6年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している83病院のうち80病院に290名を配置した。さらに、60病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。</p> <p>【特徴的な取組】</p> <p>院内のイベント活動として県内で活躍するマジシャンによるマジックショーやバレエ教室の生徒たちによる舞踊を始め、様々なゲストを呼んでパフォーマンスを披露していただいた。たくさんの風船を用いたバルーンショーでは院内が華やかな空間となり、患者もステージに飛び入り参加する等盛況となった。演奏会ではプロのピアノやサックスの優しい音色が会場に響き渡り、患者の心も動かされたようであった。イベントには患者家族も参加し、患者とともに過ごしていただいた。（富山病院）</p> <p>(2) 患者への説明時における取組</p> <p>入院及び退院時における医師による患者への説明に際しては、医師以外の職種も同席し、きめ細やかな対応を行った。また、患者や家族が入院生活の全容を把握し易くするとともに、手続きに関する負担を軽減・効率化するため、入院・退院に関わる手続きを集約する入退院支援センターを設置する取組を、令和6年度も引き続き行った。</p>	<p>評定</p>	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																												
				業務実績	自己評価																																													
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者・家族の健康・疾病に対する理解を促す取組を推進しているか。 	<p>4. 疾病に関する理解を促すための取組</p> <p>(1) 図書コーナー等の設置</p> <p>患者が医療知識入手しやすいように、80病院において医学資料を閲覧できる図書コーナーや情報室（がん専門の場合は、『がん相談支援室』）を設置しており、図書コーナーにおいては、患者が理解しやすい書籍を中心に蔵書数を増やし、利用向上に努めた。</p> <p>【患者が閲覧できる図書コーナー・情報を設置している病院】</p> <p>令和5年度 80病院 → 令和6年度 80病院</p> <p>(2) 集団栄養食事指導の開催</p> <p>患者とその家族を対象とした自己管理を支援する取組の一環として、様々な健康状態に対しての集団栄養食事指導（集団勉強会）を開催し、正しい食生活への理解を促し、改善方法の指導及び悩みや不安の解消に努めた。</p> <p>【令和6年度 主な集団栄養食事指導実績】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>実施病院数</th> <th>実施回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・糖尿病教室</td> <td>58病院</td> <td>947回</td> <td>3,776人</td> </tr> <tr> <td>・心臓病教室</td> <td>14病院</td> <td>241回</td> <td>962人</td> </tr> <tr> <td>・栄養教室</td> <td>12病院</td> <td>151回</td> <td>1,441人</td> </tr> <tr> <td>・高血圧教室</td> <td>11病院</td> <td>47回</td> <td>235人</td> </tr> <tr> <td>・子育て教室</td> <td>9病院</td> <td>138回</td> <td>1,186人</td> </tr> <tr> <td>・肝臓病教室</td> <td>8病院</td> <td>78回</td> <td>728人</td> </tr> <tr> <td>・脂質異常症</td> <td>8病院</td> <td>159回</td> <td>579人</td> </tr> <tr> <td>・離乳食・調乳教室</td> <td>7病院</td> <td>316回</td> <td>768人</td> </tr> <tr> <td>・腎臓病教室</td> <td>7病院</td> <td>60回</td> <td>191人</td> </tr> <tr> <td>・肥満症教室</td> <td>7施設</td> <td>21回</td> <td>136人</td> </tr> </tbody> </table>		実施病院数	実施回数	参加人数	・糖尿病教室	58病院	947回	3,776人	・心臓病教室	14病院	241回	962人	・栄養教室	12病院	151回	1,441人	・高血圧教室	11病院	47回	235人	・子育て教室	9病院	138回	1,186人	・肝臓病教室	8病院	78回	728人	・脂質異常症	8病院	159回	579人	・離乳食・調乳教室	7病院	316回	768人	・腎臓病教室	7病院	60回	191人	・肥満症教室	7施設	21回	136人	年度計画の目標を達成した。	評定
	実施病院数	実施回数	参加人数																																															
・糖尿病教室	58病院	947回	3,776人																																															
・心臓病教室	14病院	241回	962人																																															
・栄養教室	12病院	151回	1,441人																																															
・高血圧教室	11病院	47回	235人																																															
・子育て教室	9病院	138回	1,186人																																															
・肝臓病教室	8病院	78回	728人																																															
・脂質異常症	8病院	159回	579人																																															
・離乳食・調乳教室	7病院	316回	768人																																															
・腎臓病教室	7病院	60回	191人																																															
・肥満症教室	7施設	21回	136人																																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>【特徴的な取組例】</p> <p>パーキンソン病患者のストレス緩和やモチベーションを向上させ、緩徐に進行する神経難病を抑制することを目的に、5週間のリハビリ入院「パーキンソン病意欲高揚エクササイズ」を実施している。当該取組には医師、看護師、理学療法士、言語聴覚士や管理栄養士など多職種が介入し、令和6年度は76名の患者に対して実施した。また、プログラムの一部として管理栄養士による便秘対策をテーマとした栄養食事指導を行い、腸内環境を整える食事や排便を促す食事などについての情報を提供した。（とくしま医療センター西病院）</p> <p>(3) 各種イベントにおける様々な地域住民サービスの実施</p> <p>各病院においては、看護師を中心とした職員が、公共施設等において、身体測定や簡易な検査、並びに健康相談を通じて地域の住民とコミュニケーションを図る健康増進イベントや看護の日等に係るイベントを実施している。</p> <p>【特徴的な取組例】</p> <p>地域において、神経・筋疾患を持つ患者が適切な疾患理解の下で支援を受け、「その人らしい暮らし」が継続できるようにするために、神経・筋疾患に関する理解と視野を広げることを目的として地域の介護・福祉専門職等の方々を対象に「神経・筋疾患支援者向けセミナー」や「神経・筋疾患勉強会」を実施している。令和6年度はセミナーを8回、外部講師を招いた勉強会を1回実施した。（青森病院）</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や地域の医療機関はもとより機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 また、院内サーベイランスの充実や院内感染対策の標準化などに取り組む。 これら取組の成果を医療安全報告書の公表など情報発信に努める。	② 安心・安全な医療の提供 安心・安全な医療を提供するため、医療事故報告の収集・分析や、報告された事例を活用し、医療事故や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図る。 地域の医療機関はもとより、機構内の病院間での医療安全相互評価の推進、医薬品及び医療機器の適正使用、使用医薬品の標準化等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図る。 院内感染対策に関する研修の実施、病院間相互での感染防止対策に係る評価等の取組、院内	<評価の視点> ・ 医療事故報告の収集・分析や、報告された事例を活用し、医療事故の発生原因や再発防止対策の情報共有により医療安全対策の一層の充実を図っているか。	<p>② 安心・安全な医療の提供</p> <p>1. 医療安全対策の推進</p> <p>NHOにおける医療安全対策についての基本的方向性等を審議する「中央医療安全管理委員会」において、令和6年度は次の内容について審議し、取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和7年度病院間医療安全相互チェックの実施方法について ○NHOにおける院内感染報告状況等について ○NHOにおける医療安全対策への取組の公表について <p>2. 医療事故等への対応</p> <p>(1) 医療事故調査制度への対応</p> <p>平成27年10月に施行された医療事故調査制度において、NHOは、制度に該当する事案が発生した医療機関等の院内事故調査を支援するための「医療事故調査等支援団体」に指定されている。令和6年度末時点で58病院が登録されており、本部、グループが各病院への制度の周知を行うとともに、医療機関等の要請に応じ事故発生時の支援に令和6年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>(2) 国の報告制度への対応</p> <p>発生した医療事故について国への報告を徹底することを目的に、「独立行政法人国立病院機構における医療安全管理のための指針」(平成27年10月1日施行)において、国の報告制度について法令を遵守すべき旨を定めている。</p> <p>制度の趣旨を踏まえ軽微な事故も含め積極的に報告するよう病院に促しており、日本医療機能評価機構の「医療事故情報収集事業」への医療事故等報告件数は、令和6年1月～12月の1年間で1,784件が報告され、これは同事業全体の報告(5,911件)の30.1%を占めており、国の報告制度に寄与した。</p> <p>なお、医療事故に係る患者影響度5の事案については、医療事故調査制度に基づく報告の有無及びその理由を本部においても確認することで、報告されるべき事案が適切に報告される体制を構築している。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>感染に関する情報収集・分析により、院内感染対策の標準化に取り組む。</p> <p>安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の品質及び精度の確保に努める。</p> <p>医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進する。</p> <p>これら取組の成果を医療安全に係る年次報告書の公表など情報を発信する。</p>		<p>3. 医療事故に係る情報共有及び教育体制</p> <p>(1) 医療事故報告に係る集計・分析及び情報共有 各病院における医療安全対策の推進に資するため、NHO本部へ報告された事故事例等を素材として、どの病院でも共通して起こり得ると思われる事例のうち患者影響度が高い事例を中心に、生体情報モニタのアラーム対応不備が関係する医療事故や誤嚥・嚥下・窒息事故の防止に向けた取組について、令和6年度においても具体的な取組等を整理して各病院に周知し注意喚起を行った。</p> <p>(2) 新人看護師等を対象とした全病院統一の研修ガイドラインの運用 本ガイドラインでは、病院における医療安全管理体制についての基本的理解や医療現場における倫理的重要性、院内感染防止やME機器の取扱いなど、医療安全に関わる知識・技術について、経験年数毎の達成目標との比較を行いながら修得できるよう示している。 令和6年度においても、引き続き本ガイドラインに基づいた各病院での研修を通じて、新人看護師に対して採用後早い段階で医療安全に係る研修を行うことにより、医療安全に関わる知識・技術の向上に努めた。</p> <p>(3) NHO本部での研修の実施 NHO本部で実施する新任の院長、副院長、統括診療部長、看護部長、薬剤部（科）長等を対象とする研修において、医療安全に関する講義やグループワークを実施した。</p> <p>(4) 各グループでの研修の実施 全グループにおいて、医療安全に関する具体的な事例分析等の演習を通して、実践的な知識、技術を習得し、適正な医療事故対策能力を養成するとともに、医師・看護師・事務職等職種毎の職責と連携の重要性を認識することを目的とした医療安全管理対策に係る研修を令和6年度も引き続き実施した。 グループ主催研修の受講者は、研修の成果を自院で活用し医療事故防止に繋げていくため、研修内容を踏まえ、病院において「医療メディエーションの役割」や「ヒューマンエラー事例分析」などの院内研修を実施するとともに、医療安全管理マニュアルの見直し等を行い、医療事故防止策の充実を図った。</p> <p>令和5年度 14回 → 令和6年度 14回 (参加人数 657名) (参加人数 634名)</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>4. 虐待防止対策について</p> <p>令和5年12月に、大牟田病院において障害福祉サービス利用者に対する虐待事案が発覚したため速やかに自治体に通報し、一部の事案については自治体より虐待認定がなされた。本事案については法人として重く受け止め、全病院長に対し、全職員への虐待防止や人権擁護への意識の徹底を図るよう指示するとともに、臨時の病院長会議を開催し、改めて全病院が当事者意識を持つこと、また、各病院の虐待防止に係る取組事例を共有するなど、法人一体となって虐待防止に取り組んだ。</p> <p>本部においては先立って、虐待防止に係る相談・通報を受け付ける窓口を職員や患者・家族等に改めて確実に周知するよう各病院に指示するとともに、当該窓口の周知状況等に係る病院間での相互チェックを行うために医療安全相互チェックの項目を追加した。また、教育研修体制の強化として、全職員に向けた虐待防止に係るeラーニングを作成、配信するとともに、本部が主催する障害者虐待防止対策セミナーにおいては第三者の参画を得て、有識者による講演のみならず、障害を有する当事者からも講演をいただいた。</p> <p>令和6年10月に、大牟田病院において設置した第三者委員会から再発防止策等の提言がなされたことを受け、当該病院においては提言において指摘された課題を克服するため、多職種による検討を重ねた上、「国立病院機構大牟田病院ビジョン」を策定し、公表した。</p> <p>また、本部においても虐待防止プロジェクトチームを設置し、当該病院の再発防止策にとどまらず、NHOとしての対応を検討した。</p> <p>具体的には、以下の3つの視点から、NHOとしての虐待防止及び発生時の取組に係る「基本的な考え方」を整理した上、NHO内外の施設を訪問、虐待防止に向けた具体的な取組例を収集し、各病院に通知した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員の意識改革（人権意識、教育研修の充実） <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時の病院長会議を開催、各病院の虐待防止に係る取組事例を共有 ・ 全職員に向けた虐待防止に係るeラーニングの作成及び配信 ・ 障害者虐待防止対策セミナーでの有識者（第三者）及び障害を有する当事者からの講演 ・ 多職種によるグループディスカッション、ロールプレイング 等 ② 内部通報体制・システムの実効性確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待防止に係る相談及び通報を受け付ける窓口について、職員、患者や家族への周知徹底 等 ③ 「外部の目」の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族会や地域との交流、虐待防止委員会の外部委員の参加 等 	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関はもとより、NHO内の病院間での医療安全相互評価の推進等を通じて、医療安全対策の一層の充実を図っているか。 	<p>なお、当該考え方に基づく各病院の取組状況をフォローアップできるよう、医療安全相互チェックの項目への取組内容のさらなる追加を行い、内部監査指導要領においても通知に基づいた具体的なチェック項目の追加を行った。</p> <p>また、虐待疑い事案の通報状況についても、本部において定期的にモニタリングを行う仕組みを整備した。</p> <p>【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催）</p> <p>障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、67名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師41名、児童指導員9名、保育士8名、療養介助員等9名</p> <p>5. 病院間医療安全相互チェックの実施</p> <p>医療安全対策の標準化・質の向上を目指し、令和6年度は、オンラインによるディスカッション形式及び対面による形式で実施した。</p> <p>① セーフティネット分野の病院の相互チェックについては、重症心身障害、筋ジストロフィーを含む神経・筋難病、精神科医療のそれぞれの病院機能に応じた3種類のチェックシートを用意し、同じ機能を持つ「セーフティネット分野の病院間での相互チェック」を81病院で実施した。</p> <p>日頃から類似の医療を提供している職員がセーフティネット分野の医療に特化したチェック項目などで評価し、より的確な指摘・助言をするとともに、相互の情報共有の場としても有効な相互チェックを実施することができ、セーフティネット分野の医療の質の向上に貢献している。</p> <p>また、令和5年12月に大牟田病院で発生した虐待事案を踏まえ、令和6年度途中に虐待防止対策の項目に新規のチェック項目を追加した。</p> <p>さらに、令和7年度から一層の虐待防止対策を進めるため、既存の虐待防止対策のチェック項目を修正することに加え、新規のチェック項目等の見直しを行った。</p>		評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>② セーフティネット分野以外の病院の相互チェックについては、重点課題として「転倒・転落防止」、「食事中の窒息予防」、「生体情報モニタ・人工呼吸器のアラーム対応」、「ハイリスク薬の取扱い」の4テーマに絞って相互チェックを43病院で実施した。</p> <p>セーフティネット分野以外の病院は、診療報酬上の医療安全対策地域連携加算を取得しており、病院毎に連携する医療機関と医療安全対策に関する相互評価を年1回程度実施しているところ、これとは別に、NHO独自の取組として、特に重篤な状態に繋がるリスクが高い重点課題項目について相互チェックを実施することで、医療安全対策の一層の充実を図った。</p> <p>6. 院内感染防止体制の強化</p> <p>(1) 各病院における体制の強化</p> <p>全ての病院において院内感染防止対策委員会等を開催し、アウトブレイクになり得る可能性が高い多剤耐性菌、季節性インフルエンザ、ノロウイルス等の院内サーベイランスを実施し、医療関連感染の減少に向けたアウトブレイクの早期発見、感染予防等の取組を着実に実施するとともに医師・看護師・薬剤師・事務職等で構成される院内感染対策チーム（I C T）又はそれに準ずる院内組織を全ての病院で設置している。</p> <p>また、新型コロナの流行を契機に新興感染症に対応できる感染管理認定看護師の配置をさらに進めるなど、院内感染防止体制の強化を図るとともに、全病院において、院内感染対策に係る基本的知識を習得するため、院内研修を令和6年度も引き続き実施した。</p> <p>この他の取組として他の医療機関との合同カンファレンスを131病院で実施したほか、94病院で他の医療機関と相互に感染防止対策に係る評価の実施に取り組むとともに、前年度から引き続き123病院が院内感染防止対策サーベイランス事業（J A N I S）に参加し、院内での感染症に関わる情報提供を行うことにより、国の院内感染対策に貢献した。</p> <p>【感染管理認定看護師の配置状況】</p> <p>令和5年度 252名（130病院） → 令和6年度 269名（133病院）</p> <p>※全国登録者（NHO職員の占める割合）</p> <p>令和5年度 3,653名（6.9%） → 令和6年度 4,063名（6.6%）</p> <p>※NHO以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者におけるNHO職員の人数は一定の割合を保っている。</p>	評定		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検体検査の品質及び精度の確保に努めているか。 	<p>(2) 各グループにおける体制の強化</p> <p>院内感染発生時の対応における実践的な知識と技能の習得や、医師、看護師、薬剤師等の多職種連携の重要性を認識することを目的とし、グループ内の各施設の職員に対し院内感染対策に係る研修を、令和6年度も引き続き実施した。</p> <p>病院間の連携強化・感染管理担当者のスキルアップの目的で、各グループにおいて、感染管理担当者会議や研修を実施した。</p> <p>(3) 本部における体制の強化</p> <p>平成26年12月に中央医療安全管理委員会の下に設置した「院内感染対策に関する専門委員会」での報告等を踏まえ、院内感染対策の標準化に資する取組として、院内感染事例について本部で一元的に情報収集・分析を行い、院内感染に関する情報をNHO全体で共有し再発防止に努めていくため、平成27年度より「国立病院機構内院内感染報告制度」の運用を始めた。</p> <p>令和6年度においては令和5年度中に報告のあった院内感染報告書の分析結果を各病院に情報提供した。</p> <p>【感染対策向上加算1の取得状況】</p> <p>令和5年度 89病院 → 令和6年度 94病院</p> <p>7. 検体検査の品質及び精度の確保</p> <p>医療法の改正に伴い、臨床検査の精度確保と品質の向上に資する人材を育成するため、令和6年度においても、臨床検査の精度確保と品質マネジメントシステム研修を実施した。</p> <p>e ラーニング：令和6年12月4日～令和6年12月25日 60名(理解度チェックを実施)</p> <p>グループディスカッション（第一部）：令和7年1月16日 28名</p> <p>グループディスカッション（第二部）：令和7年1月23日 29名</p> <p>※グループディスカッションは、第一部又は第二部のいずれかを受講する。</p> <p>業務改善報告書 57件</p>	<p>評定</p>	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全の観点から、使用医薬品の標準化・適正使用を引き続き推進しているか。 	<p>8. NHO使用医薬品の標準化</p> <p>平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、NHO本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。</p> <p>令和6年度においては、令和5年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で38医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに37医薬品を追補し、2,659医薬品を標準的医薬品とした。</p> <p>また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。</p> <p>9. フォーミュラリーの導入</p> <p>フォーミュラリーは、「医療機関等において医学的妥当性や経済性を踏まえて作成された医薬品の使用指針（中医協資料より）」とされ、標準的医薬品検討委員会にてNHOフォーミュラリー作成を検討し、令和4年度より導入を開始している。</p> <p>令和6年度においては、新たに1薬効群（ジヒドロピリジン系カルシウム拮抗薬）のNHOフォーミュラリーを作成し、計11薬効群となった。</p> <p>10. 持参薬鑑別報告マニュアルの周知</p> <p>慢性疾患等の治療のため継続服薬する患者が増え、入院時の持参薬確認の必要性が高くなっている。本部においては各病院での持参薬確認業務の質の担保、標準化及び安全管理が徹底できるよう、持参薬鑑別報告マニュアルを平成27年度に作成した。令和6年度においては、各病院で本マニュアルによる運用を引き続き行った。</p> <p>11. 規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）の作成</p> <p>麻薬等の規制医薬品については、麻薬及び向精神薬取締法等により、適切な管理が求められており、本部において各病院の実情に応じて規制医薬品等の安全管理が徹底できるよう、規制医薬品等安全管理のための自己点検チェックリスト（例）を平成28年度に作成した。</p> <p>令和6年度も引き続き各病院で運用を行っている。</p> <p>12. 医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）の作成</p> <p>医薬品回収事案については、医薬品医療機器等法に基づき製薬企業から適宜情報提供等を受け、適切に対処しており、令和6年度においても引き続き、関係者が遗漏無く医薬品回収の処理を行い、かつ関係者間で適切に情報共有を図ることをより容易にするため、本部にて「医薬品回収事案対応に関するチェックリスト（例）」を作成し、各病院に通知するとともに、リストに基づく運用を各病院で行っている。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療安全の取組の成果について、医療安全に係る年次報告書の公表など情報発信に努めているか。 	<p>13. 医療安全対策における情報発信</p> <p>我が国の医療安全対策の推進に積極的に貢献していくため、情報発信の一環として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①医療事故報告の状況 ②警鐘的事例 ③院内感染報告の状況 ④病院間における医療安全相互チェックの状況 ⑤医療安全対策に係る研修の実施状況 <p>等を内容とする「国立病院機構における医療安全対策への取り組み（医療安全報告書）～令和5年度版～」を作成し、NHOのホームページに公表した。</p> <p>また、医療安全相互チェックに係る取組は国からも評価され、診療報酬上の「医療安全対策地域連携加算」に係る施設基準において「独立行政法人国立病院機構作成の『医療安全相互チェックシート』を参考」にすることとされており、全国の医療機関が参照できるよう、医療安全に係る好事例とともに医療安全報告書に収載し、ホームページに公表、NHOのみならず全国の医療機関の医療安全対策の一層の充実に寄与している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <table border="1" style="float: right; margin-top: -20px;"> <tr> <td style="padding: 2px;">評定</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	評定	
評定							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																										
				業務実績	自己評価																												
③ 質の高い医療の提供 高度な専門性の下に多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、新興感染症等に対応できる感染管理認定看護師の配置を促進するとともに、医師のタスク・シフト／シェアにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置及び活用を促進する。 あわせて、業務拡大に係る行為に必	③ 質の高い医療の提供 多職種の連携・協働によるチーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進する。 また、チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、新興感染症等に対応できる感染管理認定看護師の配置を促進するとともに、医師のタスク・シフト／シェアにも資する特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置及び活用を促進する。 あわせて、業務拡大に係る行為に必	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 多職種の連携・協働を推進するチーム医療を推進しているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ チーム医療に貢献できる高度な専門性をもったメディカルスタッフ等や、新興感染症等に対応できる感染管理認定看護師の配置を促進するとともに、特定行為を実施できる看護師や診療看護師を育成し、その配置及び活用を促進しているか。	③ 質の高い医療の提供 1. チーム医療の推進 (1) チーム医療の実施 チーム医療の推進のための取組として、複数の医療従事者がそれぞれの専門性を前提に、目的と情報を共有し、連携を図りながら、患者の状況に的確に対応した医療を提供するため、各職種が能力を発揮し、チーム医療を推進できる環境を整えた。 【複数の専門職種による協働チームの設置状況】 <table><thead><tr><th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・ N S T (栄養サポートチーム)</td><td>132病院</td><td>→ 133病院</td></tr><tr><td>・ 呼吸ケアチーム</td><td>67病院</td><td>→ 69病院</td></tr><tr><td>・ 緩和ケアチーム</td><td>90病院</td><td>→ 89病院</td></tr><tr><td>・ 褥瘡ケアチーム</td><td>140病院</td><td>→ 140病院</td></tr><tr><td>・ I C T (院内感染対策チーム)</td><td>139病院</td><td>→ 139病院</td></tr><tr><td>・ 摂食・嚥下サポートチーム</td><td>103病院</td><td>→ 104病院</td></tr><tr><td>・ 精神科リエゾンチーム</td><td>16病院</td><td>→ 16病院</td></tr></tbody></table> (2) 薬剤関連業務の充実 医療の質の向上及び医療安全の確保の観点から、病棟における医師や看護師の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上を図るために、病棟薬剤師の配置を引き続き推進した。 NHOにおいては、令和6年度末までに89病院561病棟で病棟専任の薬剤師がチーム医療の一員として活動した。 また、平成28年度に新設された薬剤師の救命救急、特定集中治療室等における薬剤関連業務の実施を目的とした病棟薬剤業務実施加算2については、令和6年度末までに32病院が取得し業務を行った。 【病棟薬剤師配置数】 令和5年度 90病院 574病棟 → 令和6年度 89病院 561病棟		令和5年度	令和6年度	・ N S T (栄養サポートチーム)	132病院	→ 133病院	・ 呼吸ケアチーム	67病院	→ 69病院	・ 緩和ケアチーム	90病院	→ 89病院	・ 褥瘡ケアチーム	140病院	→ 140病院	・ I C T (院内感染対策チーム)	139病院	→ 139病院	・ 摂食・嚥下サポートチーム	103病院	→ 104病院	・ 精神科リエゾンチーム	16病院	→ 16病院	評定		年度計画の目標を達成した。	年度計画の目標を達成した。		
	令和5年度	令和6年度																															
・ N S T (栄養サポートチーム)	132病院	→ 133病院																															
・ 呼吸ケアチーム	67病院	→ 69病院																															
・ 緩和ケアチーム	90病院	→ 89病院																															
・ 褥瘡ケアチーム	140病院	→ 140病院																															
・ I C T (院内感染対策チーム)	139病院	→ 139病院																															
・ 摂食・嚥下サポートチーム	103病院	→ 104病院																															
・ 精神科リエゾンチーム	16病院	→ 16病院																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
あわせて、業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を修得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置を進める。さらに、機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したP D C Aサイクルを回し、継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、機構の医療の質の向上を図る。これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情	要な知識及び技能を修得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置を進める。さらに、機構において蓄積された診療データを活用した臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したP D C Aサイクルを回し、継続的な医療の質の改善を促進する。あわせて、病院間で改善事例を共有するとともに、第三者評価による認定の取得に努め、機構の医療の質の向上を図る。これらの取組を通じて得られた成果を取りまとめ情			<p>(3) 感染管理認定看護師の配置の促進</p> <p>第8次医療計画に新興感染症発生・まん延時における医療が追加され、国の危機管理に際して求められる医療の提供およびそれを担う人材育成が求められている。NHOにおいてその役割を果たすためにも、新型コロナの流行を契機に新興感染症に対応できる感染管理認定看護師の配置を感染管理認定看護師の配置をさらに進めるめ、各病院の感染管理体制を整え、NHOネットワークの構築により有事においても相互に支援できる関係づくりを推進した。</p> <p>【感染管理認定看護師の配置状況】（再掲）</p> <p>令和5年度 252名（130病院） → 令和6年度 269名（133病院）</p> <p>※全国登録者（NHO職員の占める割合）</p> <p>令和5年度 3,653名（6.9%） → 令和6年度 4,063名（6.6%）</p> <p>※NHO以外の病院の感染管理認定看護師の数が全国的に増加している中、全国登録者におけるNHO職員の人数は一定の割合を保っている。</p> <p>(4) 診療看護師（J N P）の活動</p> <p>NHOでは、全国に先駆けて、高度な判断と実践能力を持ち、多職種協働によるチーム医療を提供できる「診療看護師（J N P）」（※）を育成しており、令和6年度も引き続き、「診療看護師研修病院」への配置を推進した。</p> <p>病院での最初の1年間は内科や外科など複数診療科のローテーションで勤務し、2年目以降に各診療科に配置され、医療の質を担保しつつ、医師のタスク・シフトに貢献している。</p> <p>さらに、特定行為研修における指導者としても活動し、研修受講中及び修了後の受講者への継続的な支援も実施し医療の質向上に寄与している。</p> <p>※診療看護師（J N P）：J N PはNHO独自の呼称であり、大学院修士課程（いわゆるN P教育課程）を修了し、特定行為21区分38行為を含めた医療行為を医師の指示を受けて幅広く実施し、診療部に配置されている看護師を指す。</p> <p>【診療看護師研修病院指定病院、配置数】</p> <p>令和5年度 44病院 120名 → 令和6年度 44病院 131名</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
組を通じて得られた成果を取りまとめ情報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。	報発信し、我が国の医療の質の向上に貢献する。		(5) 特定行為研修修了者の活動 NHOにおいては24時間を通して安定的な質の高い看護の提供と業務の効率化を図ることに資する特定行為を実施できる看護師の配置を進めている。 特定行為研修修了者を病棟・手術室・外来に配置し、手順書に従って診療の補助行為（特定行為）を行うことに加え、研修で獲得したスキル（包括的なアセスメント・判断、医師への適切なタイミングでの報告・連絡・相談、データを活用した患者への説明・指導等）を活かした看護実践により、医療の質向上及びチーム医療の推進に寄与している。 特定行為研修修了者がスキルを活かした活動ができるよう令和6年度より特定行為研修修了者のためのフォローアップ講習会を実施するとともに、各病院においても活動しやすい環境の整備を進めた。 令和6年度は、新たに4病院が指定研修機関となり、NHO全体で42病院が指定研修機関となった。（全国の指定研修機関462施設のうち9.1%をNHOが占めている） また、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設の拡大への取組や病院長会議や看護部長会議で活動事例・効果を紹介する等、法人としてより積極的かつ主体的に看護師育成のための体制整備をしたことにより、特定行為研修に関する理解が深まり、さらに特定行為研修指定研修機関の意見交換会やフォローアップ講習会の開催、研修修了者が活動しやすい院内体制の整備に取り組んだことにより、特定行為を実施できる看護師を配置する病院数が増加し、特定行為を実施できる看護師の配置数は前年度を大きく上回る596名となった。 (令和6年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院) 青森病院、埼玉病院、岩国医療センター、西別府病院 【特定行為を実施できる看護師の配置数】 令和5年度 423名（診療看護師120名 認定看護師79名 看護師224名） 令和6年度 596名（診療看護師131名 認定看護師130名 看護師335名）		評定	年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定看護師の配置数 	<p>(6) 認定看護師の配置</p> <p>感染、皮膚・排泄ケア、救急といった特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践能力を持つ認定看護師の配置を拡充し、質の高い医療提供の取組を引き続き推進した。</p> <p>【認定看護師配置数】</p> <p>令和5年度 136病院 1,174名 → 令和6年度 137病院 1,197名</p> <p>2. チーム医療推進のための研修等の実施</p> <p>医療の質向上を目指し、メディカルスタッフの専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和6年度については集合形態の研修に加え、テレビ会議システムを積極的に活用して研修を実施した。</p> <p>【強度行動障害医療研修】（本部主催）</p> <p>入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。</p> <p>強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して、具体的な事例をもとにしたグループワークを通じて解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、38病院から68名が参加した。</p> <p>当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、NHO内での治療内容（技法・プログラム）の均一化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。</p> <p>参加職種：医師2名、理学療法士・作業療法士12名、言語聴覚士2名、心理療法士2名、看護師33名、児童指導員9名、保育士5名、療養介助員等3名</p> <p>【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催）（再掲）</p> <p>障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、67名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師41名、児童指導員9名、保育士8名、療養介助員等9名</p>	<p>評定</p>	年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>【在宅医療推進セミナー】 (本部主催) 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、意見交換を通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けての必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、16病院から20名（うち2名は事務職員）が参加した。</p> <p>【医療観察法MD T研修】 (本部主催) 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、33病院から136名が参加した。 (MD T : M u l t i d i s c i p l i n a r y t e a m)</p> <p>【チームで行う小児救急・成育研修】 (本部主催) 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的に、ハンズオン形式の集合研修を実施し、令和6年度は33名が参加した。</p> <p>【N S T (栄養サポートチーム) 研修】 (グループ主催) 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して令和6年度は年4回実施し、96名が参加した。 ※本研修において、N S T 教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム加算」の施設基準を取得可能となっている。 参加職種：看護師41名、薬剤師37名、管理栄養士17名、理学療法士1名</p> <p>【がん化学療法研修】 (グループ主催) がん化学療法に携わる各職種が専門性を発揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、年3回実施し、123名が参加した。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることを目的とした研修を、輸血療法に係るチーム医療を推進するため、令和6年度については、年3回実施し、74名が参加した。</p> <p>3. 業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を習得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置 チーム医療推進の観点から、令和3年10月施行の医師の労働時間等に関する関係法令の改正に伴い診療放射線技師及び臨床検査技師の実施可能な業務が拡大した。 すでに資格を有している者が業務拡大の行為を行う場合は、厚生労働大臣が定める研修（告示研修）を受講し、知識及び技能を習得しなければならないこととなっている。 NHOにおいては、各職種の専門性を発揮するとともに、医師の業務負荷を軽減することで、NHOにおいて引き続き質の高い医療を提供するため、診療放射線技師及び臨床検査技師において業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を修得した職員の配置割合を増加することに努めている。 令和6年度においては、通常、都道府県ごとに開催される告示研修を国立病院総合医学会の時期に合わせ、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会並びに開催地である大阪府の公益社団法人大阪府臨床検査技師会と調整を進め、学会会場近くにおいて、国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所を対象とした告示研修を開催し、NHOから54名が参加した。</p> <p>【告示研修を受講した診療放射線技師の割合】 令和6年4月1日 66.1% → 令和7年3月31日 78.7%</p> <p>【告示研修を受講した臨床検査技師の割合】 令和6年4月1日 40.4% → 令和7年3月31日 56.7%</p>	評定	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																											
				業務実績	自己評価																												
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のため、クリティカルパスの活用を推進しているか。 <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスの実施割合 	<p>4. クリティカルパスの活用推進</p> <p>医療の標準化により、患者に分かりやすい医療や安全で精度が高く効率的な医療を提供するため、クリティカルパス（※1）の活用を進めてきており、各病院において、予想された過程とは異なる過程を分析し、その結果を踏まえてクリティカルパスの改良を行うなどの取組を引き続き実施した。また、各病院でクリティカルパス研究会等を開催して、その普及にも引き続き取り組んだ。</p> <p>【クリティカルパス実施患者数】</p> <table> <tr> <td>令和5年度</td> <td>316, 862人</td> <td>→</td> <td>令和6年度</td> <td>316, 471人</td> </tr> </table> <p>【クリティカルパスの実施割合（※2）】</p> <table> <tr> <td>令和5年度</td> <td>51. 6%（目標値）</td> <td>→</td> <td>令和6年度</td> <td>48. 7%</td> </tr> </table> <p>※1 クリティカルパス：疾患に対する患者の状態と診療行為の目標及び評価・記録を含む標準診療計画のことをいう。</p> <p>※2 クリティカルパスの実施割合＝クリティカルパス実施患者数／退院患者数</p> <p>5. 地域連携クリティカルパス実施のための取組</p> <p>地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和6年度末までに91病院ある。</p> <p>【地域連携クリティカルパス実施患者数】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・大腿骨頸部骨折</td> <td>2, 393人</td> <td>→ 2, 402人</td> </tr> <tr> <td>・脳卒中</td> <td>3, 481人</td> <td>→ 3, 229人</td> </tr> <tr> <td>・がん（五大がん等）</td> <td>2, 030人</td> <td>→ 1, 906人</td> </tr> <tr> <td>・結核、COPD等その他のパス</td> <td>3, 218人</td> <td>→ 3, 255人</td> </tr> <tr> <td>・総数</td> <td>11, 122人</td> <td>→ 10, 792人</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度	316, 862人	→	令和6年度	316, 471人	令和5年度	51. 6%（目標値）	→	令和6年度	48. 7%		令和5年度	令和6年度	・大腿骨頸部骨折	2, 393人	→ 2, 402人	・脳卒中	3, 481人	→ 3, 229人	・がん（五大がん等）	2, 030人	→ 1, 906人	・結核、COPD等その他のパス	3, 218人	→ 3, 255人	・総数	11, 122人	→ 10, 792人	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>
令和5年度	316, 862人	→	令和6年度	316, 471人																													
令和5年度	51. 6%（目標値）	→	令和6年度	48. 7%																													
	令和5年度	令和6年度																															
・大腿骨頸部骨折	2, 393人	→ 2, 402人																															
・脳卒中	3, 481人	→ 3, 229人																															
・がん（五大がん等）	2, 030人	→ 1, 906人																															
・結核、COPD等その他のパス	3, 218人	→ 3, 255人																															
・総数	11, 122人	→ 10, 792人																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床評価指標の新規項目開発・見直しを行うとともに、特に重点的に取り組むべき指標を選定して、臨床評価指標を活用したP D C Aサイクルを回し、継続的な医療の質の改善を促進しているか。併せて、病院間で改善事例を共有しているか。また、取組による成果を取りまとめ情報発信しているか。 	<p>6. 「臨床評価指標」を用いた医療の質の向上の推進</p> <p>NHOにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。</p> <p>第5期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和2年度より、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたP D C Aサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和6年度も、臨床評価指標のモニタリング、課題となる指標の提出、課題の分析、問題解決のための取組を外部講師などが解説し、病院における課題を共有し医療の質の向上をはかる目的で「クオリティマネジメントセミナー」を開催した。</p> <p>【特に重点的に取り組むべき指標（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・ 外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・ 市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・ 重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・ パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・ 総合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・ 手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・ 広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・ 安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・ バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・ がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・ 入院患者における総合満足度 ・ 外来患者における総合満足度 	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>7. 「臨床評価指標」による計測の実施</p> <p>NHOが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成18年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。</p> <p>令和5年度から計測を開始した「臨床評価指標Ver.5」では、多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点を取り入れた指標開発を経て、新指標29指標（血液培養実施時の2セット実施率、誤嚥性肺炎の30日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加えた合計110指標で計測指標を設定している。</p> <p>令和6年度は、臨床評価指標Ver.5による1回の計測を行い、この110指標の計測結果はNHO内外部に公開し、そのうち17指標については病院名付きで公表した。</p> <p><NCDAを活用した指標例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病患者におけるHbA1c値コントロール率 ・中心静脈カテーテル留置後の感染症の発生率 <p>8. 日本医療機能評価機構等の認定状況</p> <p>日本医療機能評価機構の病院評価認定病院は、令和6年度において合計で67病院となつた。</p> <p>【その他の外部機関による認定状況（令和6年度末）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ISO9001」（国際標準化機構が策定する品質マネジメントシステムの国際規格）3病院 ・「ISO15189」（国際標準化機構が策定する臨床検査室-品質と適合能力に対する特定要求事項）16病院 ・「赤ちゃんにやさしい病院」（WHO・ユニセフによる認定）9病院 ・「NPO法人卒後臨床研修評価機構」による認定 10病院 <p>9. 臨床検査データの精度保証</p> <p>日本医師会が主催する「臨床検査精度管理調査」等にNHOの全病院が参加し、臨床検査の精度の維持向上に令和6年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>その結果、臨床検査精度の評価評点について、全国3,206病院における平均点は96.9点（令和5年度は97.0点）であったのに対し、NHOの病院の平均点は97.8点（令和5年度は98.1点）であり、100点満点の病院は2病院（令和5年度は6病院）であった。</p>			評定

4. その他参考情報
特になし

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報						
1－1－2	診療事業 地域医療への貢献					
業務に関連する政策・施策	日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条	
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」、困難度：「高」 急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2040年頃に65歳以上人口がピークに達するとともに、2025年から2040年にかけて、生産年齢人口（15歳～64歳）が急減することが見込まれている。こうした中で、国として、2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充を推進しており、NHOの個々の病院が、地域医療需要に対応することや、在宅医療支援を含め他の医療機関等と連携を進めることは重要度が高い。 NHOの各病院が、地域医療により一層貢献するためには、地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していくこと、また、特に、紹介率・逆紹介率といった指標は既に高い水準にある中で、これを維持・向上させていくことは困難度が高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー		

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	指標	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
紹介率 (計画値)	前中期目標 期間中の最 も高い年度 の実績以上		81.6% (令和5 年度)	81.6% (令和5 年度)	81.6% (令和5 年度)	81.6% (令和5 年度)	81.6% (令和5 年度)	予算額（千円）	1,064,822,532 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
紹介率 (実績値)		81.6%	82.8%	%	%	%	%	決算額（千円）	1,049,000,621 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
達成度			101.5%	%	%	%	%	経常費用 (千円)	1,084,412,406 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
逆紹介率 (計画値)	前中期目標 期間中の最 も高い年度 の実績以上		76.6% (令和5 年度)	76.6% (令和5 年度)	76.6% (令和5 年度)	76.6% (令和5 年度)	76.6% (令和5 年度)	経常利益 (千円)	▲20,521,440 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
逆紹介率 (実績値)		76.6%	79.8%	%	%	%	%	行政コスト (千円)	1,088,104,599 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)

達成度			104.2%	%	%	%	%	従事人員数 (人)	62,476 (※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)
訪問看護の延べ利用者数 (計画値)	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		72,003名 (令和4年度)	72,003名 (令和4年度)	72,003名 (令和4年度)	72,003名 (令和4年度)	72,003名 (令和4年度)						
訪問看護の延べ利用者数 (実績値)		71,150名	67,546名	名	名	名	名						
達成度			93.8%	%	%	%	%						
入退院支援実施率(計画値)	前年度より增加		44.5%	%	%	%	%						
入退院支援実施率(実績値)		44.5%	49.6%	%	%	%	%						
達成度			111.4%	%	%	%	%						
短期入所の延べ利用者数 (計画値)	前年度より增加		39,942名	名	名	名	名						
短期入所の延べ利用者数 (実績値)		39,942名	51,873名	名	名	名	名						
達成度			129.9%	%	%	%	%						

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目1-1-1、1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。

②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 地域医療への貢献 2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自主的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、地域に求められる医療に貢献すること。 あわせて、個々の病院について、その機能、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に	(2) 地域医療への貢献	(2) 地域医療への一層の貢献		<評定と根拠> 評定：A (自己評定Aの理由) <ul style="list-style-type: none">・ 訪問看護については、100%を下回ったものの、他の定量的指標において、達成度が100%以上であった。・ 上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が100%を下回ったものの、他の達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても良好な結果を得た。 <ul style="list-style-type: none">○ NHOでは、地域連携をより一層強化するため、紹介・逆紹介の向上に努めている。各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和6年度は、紹介率は82.8%、逆紹介率は79.8%となり、達成度もそれぞれ101.5%、104.2%と計画値を上回った。○ 地域の実情（人口や高齢化の推移、医療圏における医療機関ごとの機能分担、医師の偏在、患者のニーズ等）に応じて、それぞれの地域で異なった連携デザインを構築していく必要があり、その上で、地域における将来の医療提供体制を検討しながら医療を提供していかなければならない。 その上で、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和6年度においては22病院で訪問診療を行い、66病院が訪問看護等を引き続き行った。また、地域の要請に応じて17病院で訪問看護ステーションを運営している。訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、67,546人、達成度は93.8%となった。精神科や神経難病等を中心に積極的に訪問看護を実施しているが、訪問看護ステーションの閉鎖等の影響により年度計画の目標値を上回る結果とならなかった。 さらに、介護・福祉施設を含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援についても、令和6年度においては入退院支援実施率49.6%、達成度は111.5%となる等、医療機関や介護・福祉施設との連携及び在宅復帰支援を行った。		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを進めること。</p> <p>また、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、介護施設や福祉施設も含めた入退院時における連携及び退院後の在宅医療支援を含めた支援の強化を図ること。</p>				<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、他の医療機関では提供されないおそれのあるセーフティネット分野の重症心身障害児（者）、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、セーフティネット分野の医療提供をする病院において、短期入所について受入れを行っている。セーフティネット分野の医療における短期入所のニーズの増加に対応するため、短期入所に対応する病床の増加及び空床を利用し短期入所の利用者を積極的に受け入れたことにより、短期入所の延べ利用者数は51,873名となり、達成率は129.9%と計画値を大きく上回った。 ○ 都道府県医療計画において、5疾病6事業及び在宅医療の実施医療機関として位置付けられており、各病院では、新型コロナへ対応しつつ、地域で必要とされる役割を果たした結果、令和6年度の救急車受入数・手術件数は昨年度以上となり、地域医療に大きく貢献した。 <p>また、今後の新興感染症対応等の対応について、各病院に地域においてはたしている役割や医療機能等を踏まえ可能な範囲で積極的に対応することを基本方針とし、この方針を軸として都道府県と協議を行い、令和6年9月末までに全140病院が都道府県と医療措置協定を締結した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
① 医療計画等で求められる機能の発揮 2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナによる患者の受療行動の変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自動的に取り組み、必要な施設整備を行うなどにより機能の維持に努め、不採算等の理由から他の設置主体の実施が困難である医療も行い、地域に求められる医療に貢献する。 その上で、機構としては	① 医療計画等で求められる機能の発揮 2040年を見据えた地域包括ケアシステム及び各都道府県の地域医療構想の拡充のため、機構が有する人的・物的資源と病院ネットワークを有効に活用しながら、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による患者の受療行動変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自動的に取り組み、必要な施設整備を行うなど機能の維持に努め、不採算等の理由から他の設置主体の実施が困難である医療も行い、地域に求められる医療に貢献しているか。	<評価の視点> ・ 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）による患者の受療行動変化や人口減少等による地域の医療需要の変化への対応に自動的に取り組み、必要な施設整備を行うなど機能の維持に努め、不採算等の理由から他の設置主体の実施が困難である医療も行い、地域に求められる医療に貢献しているか。	① 医療計画等で求められる機能の発揮 1. 地域医療への取組 (1) 5疾病・6事業への取組 都道府県医療計画において、5疾病6事業及び在宅医療の実施医療機関として位置付けられており、各病院では、地域で必要とされる役割を果たしている。 【各都道府県の医療計画における5疾病・6事業に係る記載状況（令和6年度末）】 ・ 5疾病：がん77病院、脳卒中70病院、心筋梗塞52病院、糖尿病60病院、精神48病院 ・ 6事業：救急医療114病院、災害医療69病院、へき地医療11病院、周産期医療48病院、小児医療78病院、新興感染症140病院 採算の取りづらい医療分野である救急医療も行っており、救急車受入数は、229,896件（対前年度比366件増、100.2%）であった。コロナ渦で落ち込んだ手術件数については、206,364件（対前年度比2,663件増、101.3%）であった。 また、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）により増加した在宅医療へのニーズにも対応しており、在宅医療機関と連携し緊急時に在宅患者の入院を受け入れる在宅療養後方支援病院（※）について、39病院指定されており、地域における在宅医療の推進及び在宅医療提供体制の確保にも寄与した。 （※）在宅医療機関の求めに応じた24時間診療が可能な体制を確保するとともに、緊急入院の必要がある場合に受け入れる病院 (2) 地域医療支援病院の指定状況 医療法により、地域における医療機関の役割分担と連携を図り、「地域完結型医療」を目的に創設された地域医療支援病院に、令和6年度においては61病院が指定されており、地域医療の支援に引き続き貢献した。 （※）患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																									
				業務実績	自己評価																											
個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを検討、実施していく。 また、地域包括ケアシステムの拡充のため、地域連携クリティカルパスや医療機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。	れる医療に貢献する。 また、各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努める。 その上で、機構としては個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを検討、実施していく。 また、地域包括ケアシステムの拡充のため、地域連携クリティカルパスや医療	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 各都道府県の地域医療構想に基づいた地域医療構想調整会議等へ積極的に参加し、各病院が地域で担っている診療機能を踏まえた役割の明確化に引き続き努めているか。	(3) がん対策推進基本計画への対応 3 病院が都道府県がん診療連携拠点病院、31 病院が地域がん診療連携拠点病院、1 病院が地域がん診療病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 1 病院（令和6年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、14 病院（令和6年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。 【がん診療連携拠点病院等の指定状況】 <table style="width: 100%;"><thead><tr><th></th><th style="text-align: center;">令和5年度</th><th style="text-align: center;">令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・都道府県がん診療連携拠点病院</td><td style="text-align: center;">3 病院</td><td style="text-align: center;">→ 3 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療連携拠点病院</td><td style="text-align: center;">29 病院</td><td style="text-align: center;">→ 31 病院</td></tr><tr><td>・地域がん診療病院</td><td style="text-align: center;">2 病院</td><td style="text-align: center;">→ 1 病院</td></tr><tr><td>・がんゲノム医療拠点病院</td><td style="text-align: center;">1 病院</td><td style="text-align: center;">→ 1 病院</td></tr><tr><td>　　四国がんセンター</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・がんゲノム医療連携病院</td><td style="text-align: center;">14 病院</td><td style="text-align: center;">→ 14 病院</td></tr><tr><td>　　北海道がんセンター、東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、吳医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター、九州がんセンター</td><td></td><td></td></tr></tbody></table> (4) 地域医療構想調整会議等への参加状況 都道府県が策定した地域医療構想を基に、構想区域毎に「地域医療構想調整会議」において、医療機能の役割分担等具体的な議論が進められている中で、当該区域に所在するNHOの各病院も地域医療構想調整会議に積極的に参加する等、地域関係者との対話に令和6年度も引き続き取り組んだ。令和6年度は地域医療構想調整会議等に127 病院が参加した。 また、医療機関がその有する病床において担っている医療機能の現状と今後の方向性を選択し、病棟単位で都道府県に報告する病床機能報告制度については、令和6年度も引き続き各病院が適切に対応した。		令和5年度	令和6年度	・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院	・地域がん診療連携拠点病院	29 病院	→ 31 病院	・地域がん診療病院	2 病院	→ 1 病院	・がんゲノム医療拠点病院	1 病院	→ 1 病院	四国がんセンター			・がんゲノム医療連携病院	14 病院	→ 14 病院	北海道がんセンター、東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、吳医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター、九州がんセンター						評定	
	令和5年度	令和6年度																														
・都道府県がん診療連携拠点病院	3 病院	→ 3 病院																														
・地域がん診療連携拠点病院	29 病院	→ 31 病院																														
・地域がん診療病院	2 病院	→ 1 病院																														
・がんゲノム医療拠点病院	1 病院	→ 1 病院																														
四国がんセンター																																
・がんゲノム医療連携病院	14 病院	→ 14 病院																														
北海道がんセンター、東京医療センター、名古屋医療センター、京都医療センター、大阪医療センター、大阪南医療センター、岡山医療センター、吳医療センター、岩国医療センター、九州医療センター、長崎医療センター、福山医療センター、東広島医療センター、九州がんセンター																																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		機器の共同利用などにより、地域の医療機関との連携を更に進めるとともに、入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図る。		<p>(5) NHOにおける地域医療構想への対応</p> <p>NHO病院が、地域医療構想に対応し、病床規模や機能の見直しを進めるため、令和6年12月に策定した国立病院機構（NHO）ビジョンにおいて、今後の方向性を次のとおり定めた。</p> <p><国立病院機構（NHO）ビジョン（令和6年12月）（抜粋）></p> <p>将来的にも持続可能な経営を継続し、国立病院機構としてその責任や役割を果たしていくためには、地域における将来の人口動態や、必要とされる医療需要の変化を常に捉え、地域ごとにその時代に適応したNHO病院の役割・機能に見直していく必要があります。</p> <p>このため、NHO全体として持続可能な法人運営を図るとともに、NHO病院や地域の医療機関がいたずらに競合することにより、医師、看護師等の人材の確保に支障を生じたり、経営が悪化することのないよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療科の見直しや病棟集約といったダウンサイ징 ・地域包括医療病棟、地域包括ケア病棟、高齢者救急・地域急性期機能等への機能転換 ・セーフティネット分野を中心とした在宅療養支援の充実 ・介護・福祉分野との連携及び展開 ・地域医療連携推進法人への参加 ・周辺の他の医療機関との再編・統合（病院の廃止を含む。） <p>など、地域の状況を踏まえた幅広い選択肢について柔軟に検討していかなければなりません。</p> <p>検討に当たっては、地域における医療ニーズや地域においてNHO病院の果たしている役割、他の医療機関の状況、地域医療構想で地域に求められている機能を踏まえ、地域医療や病院の患者・職員への影響もよく見極めつつ、地元の自治体と連携を図りながら、計画的・段階的に進めていく必要があります。</p> <p>この際、本部においては、各病院を支援しながら主導的に見直しを進め、各病院の経営状況や各地域におけるNHO病院のシェアや医療需要などの指標について、定量的なデータを把握し、分析します。また、地域医療構想や地域のニーズ、地域における役割分担・連携を踏まえた地域包括医療病棟への転換や在宅療養支援の充実、介護・福祉分野との連携及び展開等の好事例も参考にしつつ、地元の自治体や、地域住民等にも必要な情報を提供しながら、見直しの必要性について丁寧に理解を求めていきます。</p> <p>各病院においても、地域の医療機関との役割分担・連携を行い、地域医療構想調整会議において地域医療構想実現に向けて主体的な役割を果たすなど、地域と連携し、これから地域に求められる医療の提供を進めていきます。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の病院ごとにその機能や、地域医療需要、経営状況、医療人材の確保状況等を総合的に勘案した上で、再編成等の検討を含め地域ニーズを踏まえた病床規模や機能の見直しを検討、実施しているか。 	<p>(6) 紹介受診重点医療機関</p> <p>令和5年度からスタートした紹介受診重点医療機関制度（※）において、かかりつけ医などからの紹介状を持って受診いただくことに重点をおいた医療機関（紹介受診重点医療機関）として、令和6年度は79病院（対前年度+3病院）が指定され、各病院が地域における役割の明確化に努めた。</p> <p>（※）厚生労働省の制度。これにより、患者がまずは地域の「かかりつけ医療機能を担う医療機関」を受診し、必要に応じて紹介を受けて「手術・処置や化学療法等を必要とする外来を行う医療機関」を受診することで、外来待ち時間の短縮や勤務医の外来負担軽減等の効果が見込まれる。</p> <p>(7) 認知症疾患医療センターへの指定状況</p> <p>採算の取りづらい医療分野である精神医療も行っており、都道府県から認知症疾患医療センター（※）に指定されている病院が、令和6年度末時点で、16病院となっている。</p> <p>（※）認知症の速やかな鑑別診断や、行動・心理症状（B P S D）と身体合併症に対する急性期医療、専門医療相談、関係機関との連携、研修会の開催等の役割を担う機関</p> <p>(8) NHO病院の組織の合理化</p> <p><東徳島医療センター・徳島病院の一体の組織運営について></p> <p>東徳島医療センター（徳島県板野郡板野町）及び徳島病院（同吉野川市）が有する医療機能を将来にわたって提供できる体制とするため、平成30年2月に公表した基本構想を踏まえ、当面の対応として、令和5年11月から令和6年2月にかけて、徳島病院のポストN I C U病床8床について、関連する医療機能をより広く持つ東徳島医療センターへ移し、患者ニーズにより対応できる体制とした。</p> <p>また、両病院の医療資源を有効活用するため令和6年4月から、東徳島医療センター及び徳島病院を一体の組織「とくしま医療センター」として運営（1人の院長のもとで2病院の組織運営を行う体制）を開始した。</p> <p>○主な動き</p> <p>平成29年12月 徳島県東部地域医療構想調整会議で機能再編案を説明</p> <p>平成30年 2月 基本構想の公表</p> <p>令和 5年 3月 当面の対応（ポストN I C U病床の移転等）の公表</p> <p>令和 5年 11月～令和 6年 2月 ポストN I C U病床の移転</p> <p>令和 6年 4月 「とくしま医療センター」（一体の組織運営）運営開始</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><千葉医療センター・千葉東病院の一体の組織運営について></p> <p>千葉医療センター及び千葉東病院は、将来に渡って地域の医療ニーズに係る課題に 対応していくため、限られた医療資源を有効活用する観点から、一体の組織運営とすることで、両病院の連携を強化していくことを令和6年2月に公表した。</p> <p>令和6年7月に千葉医療センター及び千葉東病院を一体の組織「千葉医療センター」として運営することを公表し、令和7年4月から一体の組織運営を開始した。</p> <p>○主な動き</p> <p>令和 6年 2月 連携強化（一体の組織運営）の公表 令和 6年 7月 組織名称「千葉医療センター」の公表 令和 7年 4月 「千葉医療センター」（一体の組織運営）運営開始</p> <p>(9) 地域医療連携推進法人への参画</p> <p>地域の医療機関との連携強化や地域医療構想の実現を目的として、令和7年2月に東近江総合医療センターがNHOで初めて地域医療連携推進法人へ参画した。また、静岡医療センターについても参画の手続きを行い、令和7年4月より参画した。</p> <p>【地域医療連携推進法人への参画先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東近江総合医療センター：東近江メディカルケアネットワーク ・静岡医療センター：ふじのくに社会健康医療連合 <p>(10) 地域における新興感染対応力向上のための訓練の実施</p> <p><三重病院></p> <p>地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、令和5年度に引き続き、同病院が中心となり、地域の連携医療機関18施設と合同して、新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した訓練を実施した。より実践的な内容を想定した机上訓練（グループワーク等）を実施し、地域で連携した感染対応力の向上を図った。</p> <p><相模原病院・災害医療センター等></p> <p>令和6年度に、地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、NHO病院が中心となり、地域の医療機関と合同で地域と連携した新興感染症等対応訓練を実施した。</p> <p>新型コロナの流行を契機に、新興感染症の発生等を想定した訓練の実施等の取組が要件として追加された感染症対策向上加算1を、94病院において取得している。</p>		評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																	
				業務実績	自己評価																																		
				<p>(11) 強度行動障害を伴う発達障害チーム医療研修</p> <p>他の設置主体の実施が困難である強度行動障害を伴う知的・発達障害児（者）に対する専門医療について、肥前精神医療センターでは、平成28年度より、多職種の精神科医療従事者を主な対象に、研修を行っており、令和6年度においては、地域の医療従事者82名（うち72名が外部）が受講した（参加施設：55施設のうち50施設が外部）。</p> <p>2. 地域完結型医療を実現するための取組</p> <p>(1) 地域連携クリティカルパス実施のための取組（再掲）</p> <p>地域の医療機関の機能分化と連携を強化し、地域完結型医療の実現の一環として、開業医をはじめとする地域の医療機関と一体となり、大腿骨頸部骨折、脳卒中、がん等の地域連携クリティカルパスの導入の取組を引き続き推進した。なお、地域連携クリティカルパスによる医療を実践している病院は令和6年度末までに91病院ある。</p> <p>【地域連携クリティカルパス実施患者数】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・大腿骨頸部骨折</td> <td>2, 393人</td> <td>→ 2, 402人</td> </tr> <tr> <td>・脳卒中</td> <td>3, 481人</td> <td>→ 3, 229人</td> </tr> <tr> <td>・がん（五大がん等）</td> <td>2, 030人</td> <td>→ 1, 906人</td> </tr> <tr> <td>・結核、COPD等その他のパス</td> <td>3, 218人</td> <td>→ 3, 255人</td> </tr> <tr> <td>・総数</td> <td>11, 122人</td> <td>→ 10, 792人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 医療機器の共同利用</p> <p>地域の医療機関や医師会等への医療機器の整備状況の説明、地域医療連携システムの導入による利便性の向上などの取組により医療機器の共同利用を促進することで、地域の医療機関との連携を図った。</p> <p>【医療機器の共同利用数】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・CT</td> <td>32, 586件</td> <td>→ 35, 073件</td> </tr> <tr> <td>・MRI</td> <td>37, 683件</td> <td>→ 41, 179件</td> </tr> <tr> <td>・ガンマカメラ</td> <td>5, 744件</td> <td>→ 5, 253件</td> </tr> <tr> <td>・リニアック</td> <td>10, 266件</td> <td>→ 16, 868件</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	・大腿骨頸部骨折	2, 393人	→ 2, 402人	・脳卒中	3, 481人	→ 3, 229人	・がん（五大がん等）	2, 030人	→ 1, 906人	・結核、COPD等その他のパス	3, 218人	→ 3, 255人	・総数	11, 122人	→ 10, 792人		令和5年度	令和6年度	・CT	32, 586件	→ 35, 073件	・MRI	37, 683件	→ 41, 179件	・ガンマカメラ	5, 744件	→ 5, 253件	・リニアック	10, 266件	→ 16, 868件	評定	
	令和5年度	令和6年度																																					
・大腿骨頸部骨折	2, 393人	→ 2, 402人																																					
・脳卒中	3, 481人	→ 3, 229人																																					
・がん（五大がん等）	2, 030人	→ 1, 906人																																					
・結核、COPD等その他のパス	3, 218人	→ 3, 255人																																					
・総数	11, 122人	→ 10, 792人																																					
	令和5年度	令和6年度																																					
・CT	32, 586件	→ 35, 073件																																					
・MRI	37, 683件	→ 41, 179件																																					
・ガンマカメラ	5, 744件	→ 5, 253件																																					
・リニアック	10, 266件	→ 16, 868件																																					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価									
				業務実績		自己評価										
<定量的指標> ・ 紹介率 逆紹介率	<評価の視点> ・ 入退院時支援や資産の有効活用などにより、介護・福祉施設との連携強化を図っているか。	<定量的指標> ・ 入退院支援実施率	(3) 紹介率と逆紹介率の向上 近隣医療機関等への定期的な訪問や、退院支援看護師の配置による退院支援の強化等により、紹介率（※）、逆紹介率の向上に努め、引き続き地域医療に貢献した。 各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった他の設置主体の実施が困難な医療機能を担っている中で、令和6年度は、紹介率は82.8%、逆紹介率は79.8%となり、達成度もそれぞれ101.5%、104.2%と計画値を上回った。 【紹介率・逆紹介率】 <table><thead><tr><th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>・紹介率</td><td>81.6%</td><td>→ 82.8%</td></tr><tr><td>・逆紹介率</td><td>76.6%</td><td>→ 79.8%</td></tr></tbody></table>		令和5年度	令和6年度	・紹介率	81.6%	→ 82.8%	・逆紹介率	76.6%	→ 79.8%	(4) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。 また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 ほかにも、土地や建物を貸し付けることで介護・福祉事業とより緊密な連携を行うことができる体制を整えている例もある。	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定	年度計画の目標を達成した。
	令和5年度	令和6年度														
・紹介率	81.6%	→ 82.8%														
・逆紹介率	76.6%	→ 79.8%														
	【入退院支援実施率】 <table><thead><tr><th></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>入退院支援実施率</td><td>44.5%</td><td>→ 49.6%</td></tr></tbody></table>		令和5年度	令和6年度	入退院支援実施率	44.5%	→ 49.6%									
	令和5年度	令和6年度														
入退院支援実施率	44.5%	→ 49.6%														

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>3. 地域の救急医療体制への取組</p> <p>(1) 地域の救急医療体制の強化</p> <p>地域の医療ニーズを踏まえて、三次救急への取組も充実させており、救命救急センターを 21 病院設置している。また、二次医療機関と初期医療機関との役割分担が進んできたことから、各病院は、より重篤な患者の受入れを積極的に行うなど、地域の救急医療体制強化に令和 6 年度も引き続き貢献した。</p> <p>なお、令和 6 年度においては、消防法に基づく救急告示病院として 92 病院が指定されている。</p> <p>また、小児救急医療拠点病院等として 24 時間の小児救急医療を行っている病院は 23 病院、地域の小児救急輪番に参加している病院は 40 病院となっており、引き続き地域の小児救急医療体制の強化に貢献した。</p> <p>さらに、自治体等が主導して地域全体で救急医療・小児救急医療体制を構築している地域においては、市町村や地域医師会が運営する休日・夜間の小児急患センターに対して医師を派遣するなど、引き続き地域の医療ニーズに応えた重要な役割を果たしている。</p> <p>(2) 救急・小児救急患者の受入数</p> <p>令和 6 年度は、救急車による受入数は令和 5 年度より増加しており、より重篤な患者の受入れを行い、地域の救急医療体制の中での NHO の役割を引き続き適切に果たした。</p> <p>【救急患者受入数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度 485,307 人 (+1.4%) （うち小児救急患者数 85,828 人） (-8.9%) <p>【救急受診後の入院患者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度 194,981 人 (+2.7%) （うち小児救急患者数 19,992 人） (+0.8%) <p>【救急車による受入数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度 229,896 人 (+0.2%) （うち小児救急患者数 17,320 人） (-15.8%) <p>【救急車による受入数のうち受診後の入院患者数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 6 年度 127,018 人 (+2.9%) （うち小児救急患者数 5,053 人） (-10.8%) 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>4. ドクターヘリ・防災ヘリ、ドクターカーによる診療状況</p> <p>(1) ドクターヘリ・防災ヘリ 令和6年度においても、医師等が同乗し自治体等の所有する防災ヘリやドクターヘリによる患者受入れや患者搬送を、26病院で1,497回引き続き実施した。</p> <p>【長崎医療センターにおけるドクターヘリ等による診療活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・稼働回数：令和6年度においても、ドクターヘリや防災ヘリによる患者受入れや患者搬送を632回実施した。 ・病院側の診療体制：医師11名、看護師12名のフライチームを組み診療を実施。 <p>(2) ドクターカー 令和6年度においても、医師等が同乗するドクターカーによる患者の受入れや患者搬送を、28病院で2,088回引き続き実施した。</p> <p>5. 新興感染症等への対応</p> <p>(1) 背景 令和2年からの新型コロナの対応を踏まえ、平時から国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し令和6年4月から施行されるとともに、都道府県が策定する医療計画新たに6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が令和6年度から追加された。 これにより、都道府県はNHOを含む公的医療機関等に対して、感染症発生・まん延時における医療の提供に関し、①病床確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤医療人材の派遣のうち、あらかじめ当該医療機関において講すべき措置を義務付けるとともに、都道府県と医療機関との間で医療措置協定を締結することにより、平時から新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備を進めている。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(2) NHOの対応</p> <p>NHOは、今後の新興感染症等の対応についても、公的医療機関等としての役割を確実に果たすため、各病院が地域において果たしている役割や医療機能等を踏まえ、可能な範囲で積極的に対応することを基本方針とし、令和5年6月に本部から各病院に通知した。</p> <p>各病院では、上記の基本方針を軸として都道府県と医療措置に係る協議を行い、令和6年9月末までに全140病院が都道府県と医療措置協定を締結した。</p> <p>NHOにおける医療措置の締結内容としては、病床の確保を行う病院127病院、流行初期期間経過後の確保病床数は2,065床、発熱外来を実施する病院103病院、流行初期期間経過後の1日当対応可能患者数は1,603人、自宅療養者への医療の提供を行う病院34病院、後方支援を行う病院54病院、医療人材の派遣を行う病院85病院である（令和6年9月30日現在）。</p> <p>各病院が自院の医療機能等に応じて感染症医療の提供に取り組み、地域における新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備に積極的に協力している。</p> <p>(3) 地域における新興感染対応力向上のための訓練の実施（再掲）</p> <p><三重病院></p> <p>地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、令和5年度に引き続き、同病院が中心となり、地域の連携医療機関18施設と合同して、新興感染症等が発生し患者を受け入れる場合を想定した訓練を実施した。より実践的な内容を想定した机上訓練（グループワーク等）を実施し、地域で連携した感染対応力の向上を図った。</p> <p><相模原病院・災害医療センター等></p> <p>令和6年度に、地域全体の感染予防・感染防止対策の向上のため、NHO病院が中心となり、地域の医療機関と合同で地域と連携した新興感染症等対応訓練を実施した。</p> <p>新型コロナの流行を契機に、新興感染症の発生等を想定した訓練の実施等の取組が要件として追加された感染症対策向上加算1を、94病院において取得している。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を図ること ・機構の病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護について、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図っている	② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 地域連携を進めつつ、各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、 ・在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させること ・グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 ・入退院支援実施率 ・NHOの病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護について、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図っている	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">在宅療養患者の急性増悪時に対応する体制を充実させているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームを含めた在宅サービスとの連携を行い、入退院前後の在宅支援を行っているか。 <定量的指標> <ul style="list-style-type: none">入退院支援実施率 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">NHOの病院が運営する訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護について、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図っている	② 在宅医療との連携など地域包括ケアシステムへの貢献 1. 重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 (1) 在宅療養患者の急性増悪時の対応 令和6年度においては、125病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や105病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。 (2) 入退院支援センターにおける介護・福祉施設との連携及び在宅支援（再掲） 各病院の入退院支援センターにおいて、入院時には在宅サービス事業者と連携し、患者の生活状態や身体機能に即した入院説明を行い、退院時には介護、福祉に関わる機関との連携や訪問看護ステーションの活用などスムーズな在宅医療への移行に取り組んでいる。 また、地域医療連携室、がん相談支援センター、患者相談窓口の機能を統合して、患者支援センターとして運用するなど、院内における在宅支援の相談窓口の強化も図っている。 ほかにも、土地や建物を貸し付けることで介護・福祉事業とより緊密な連携を行うことができる体制を整えている例もある。 【入退院支援実施率】 令和5年度 44.5% → 令和6年度 49.6%	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価													
医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図ること等によって在宅医療及び在宅療養支援を行う。特に、セーフティネット分野の医療を提供する病院においては、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組む。また、各病院において、地域移行の促進に資するよう、在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる	医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図ること等によって在宅医療及び在宅療養支援を行う。特に、セーフティネット分野の医療を提供する病院においては、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組み、精神科疾患の在宅療養患者に対しては、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献する。また、各病	か。	<p>(4) 在宅療養支援体制の構築</p> <p>地域連携を進めつつ各病院の診療機能や地域のニーズに応じて、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィーをはじめとする神経・筋疾患等の在宅療養患者の支援体制を構築するため、引き続き各病院において取組を行った。令和6年度末時点で2病院が在宅療養支援病院(※1)、39病院が在宅療養後方支援病院(※2)、29病院が地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア病棟入院医療管理料を取得し、在宅医療を担う医療機関と連携を行った。</p> <p>また、119病院が地域ケア会議等に出席し、地域の医療機関等とも連携し、地域包括ケアシステムの構築の推進に貢献した。</p> <p>※1 在宅療養支援病院：200床未満又は4km以内に診療所がなく、24時間往診、訪問看護等を提供する病院</p> <p>※2 在宅療養後方支援病院：200床以上で、在宅療養を提供している医療機関と連携し、必要があれば入院の受け入れ等を行う病院</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー、神経難病等の在宅療養患者の支援のための一時的入院や通所支援等に取り組んでいる 	<p>(5) 通所事業の実施</p> <p>重症心身障害児(者)等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。</p> <p>令和6年度においては、障害者総合支援法における生活介護(18歳以上対象)を33病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス(就学児対象)を30病院、児童発達支援(18歳未満対象)を34病院で実施した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"></th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> <th style="text-align: center;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・生活介護</td> <td style="text-align: center;">33病院</td> <td style="text-align: center;">→ 33病院</td> </tr> <tr> <td>・放課後等デイサービス</td> <td style="text-align: center;">29病院</td> <td style="text-align: center;">→ 30病院</td> </tr> <tr> <td>・児童発達支援</td> <td style="text-align: center;">34病院</td> <td style="text-align: center;">→ 34病院</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 在宅療養支援の取組</p> <p>入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するため都道府県が実施している難病医療提供体制整備事業について、35病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院、62病院が難病医療協力病院等の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和6年度も引き続き行った。</p> <p>また、在宅の重症心身障害児(者)等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を77病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。</p>		令和5年度	令和6年度	・生活介護	33病院	→ 33病院	・放課後等デイサービス	29病院	→ 30病院	・児童発達支援	34病院	→ 34病院	評定	年度計画の目標を達成した。
	令和5年度	令和6年度																
・生活介護	33病院	→ 33病院																
・放課後等デイサービス	29病院	→ 30病院																
・児童発達支援	34病院	→ 34病院																

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価				
				業務実績		自己評価					
様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	院において、地域移行の促進に資するよう、在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施、他の主体では実施が困難な分野における機構の医療資源を活用した新たな取組など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献する。	<定量的指標> ・ 短期入所の延べ利用者数 <評価の視点> ・ 精神科疾患の在宅療養患者に対しては、訪問看護等に取り組むことによって地域生活への移行促進に貢献しているか。	<定量的指標> ・ 訪問看護の延べ利用者数	<p>【短期入所の延べ利用者数】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">令和5年度</td> <td style="width: 33%;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td>短期入所 39, 942名</td> <td>→ 51, 873名</td> </tr> </table> <p>(7) 訪問看護ステーションの開設</p> <p>地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心には在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献しており、令和6年度は、地域の要請に応じて17病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宮城病院、西新潟中央病院、新潟病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンター、大分医療センターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。</p> <p>※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション</p> <p>【訪問看護ステーションを設置している病院】</p> <p>旭川医療センター、花巻病院、宮城病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榎原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、大分医療センター</p> <p>【訪問看護の延べ利用者数】</p> <p>令和5年度 71, 150人 → 令和6年度 67, 546人</p>	令和5年度	令和6年度	短期入所 39, 942名	→ 51, 873名	<p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	
令和5年度	令和6年度										
短期入所 39, 942名	→ 51, 873名										

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅療養患者やその家族に対する相談支援、在宅医療に関わる様々な主体が連携を進めていくに当たっての支援機能、地域の医療従事者等の人材育成、地域の求めに応じた訪問看護・訪問診療の実施など、地域包括ケアシステムの中で在宅医療提供体制の充実に貢献しているか。 	<p>(8) 医療的ケア児支援法への対応</p> <p>令和3年9月に施行した「医療的ケア時及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、都道府県が設置する医療的ケア児支援センター（※）を、令和6年度も引き続き6病院で運営した。</p> <p>（※）医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多数の機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす機関。（令和5年3月1日時点で40都道府県が医療的ケア児支援センター58か所を設置）</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターを、令和6年度は15病院で配置し、自治体からの医療的ケア児支援要請に基づき、医療従事者に対する研修実施など、地域における医療的ケア児及びその家族が切れ目なく支援を受けられるよう関係機関との連携を行った。</p> <p>このほか、新潟病院では新潟県教育委員会から医療的ケア児中核病院に指定され、県の特別支援学校の職員に対して医療的ケア児の人工呼吸器等の取り扱いに関する研修の実施や、保護者・学校だけでは対応が難しい課題に対する相談・助言等を行っている。</p> <p>2. 地域包括ケアシステムへの貢献</p> <p>(1) 在宅医療提供体制に向けての在宅医療推進セミナーの実施（再掲）</p> <p>地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、意見交換を通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けて必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を令和6年度においては、テレビ会議システムを活用して実施し、16病院から20名が参加した。</p> <p>(2) 在宅医療を担う医療機関との連携（再掲）</p> <p>令和6年度においては、125病院で在宅療養患者の急性増悪時入院や105病院でレスパイト入院に対応するため在宅医療を担う医療機関との連携を引き続き行った。</p> <p>(3) 訪問診療・訪問看護等の取組（再掲）</p> <p>各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して22病院が訪問診療を行い、66病院が訪問看護等を令和6年度も引き続き行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(4) 訪問看護ステーションの開設（再掲）</p> <p>地域包括ケアシステムの構築が推進される中で地域の医療事情に応じながら、神経筋疾患・精神疾患の患者を中心には在宅医療提供体制の充実に引き続き貢献しており、令和6年度は、地域の要請に応じて17病院で訪問看護ステーション（※）を運営している。そのうち、宮城病院、西新潟中央病院、新潟病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、関門医療センター、九州がんセンター、大分医療センターにおいては、24時間の訪問対応を行っている。</p> <p>※訪問看護ステーション：健康保険法及び介護保険法による指定を受けて「指定訪問看護事業者」が訪問看護事業を行う事業所としての指定訪問看護ステーション</p> <p>【訪問看護ステーションを設置している病院】（再掲）</p> <p>旭川医療センター、花巻病院、宮城病院、東埼玉病院、下総精神医療センター、西新潟中央病院、新潟病院、さいがた医療センター、榎原病院、東尾張病院、あわら病院、宇多野病院、兵庫中央病院、やまと精神医療センター、関門医療センター、九州がんセンター、大分医療センター</p> <p>【訪問看護の延べ利用者数】</p> <p>令和5年度 71,150人 → 令和6年度 67,546人</p>		評定	

4. その他参考情報
特になし

様式1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－3	診療事業 国の医療政策への貢献		
業務に関連する政策・施策	政策医療を向上・均てん化させること 感染症の発生・まん延の防止を図ること 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	<p>重要度：「高」、困難度：「高」</p> <p>南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害に加えて新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材育成を含め災害等発生に備えた地域における中核的な役割を果たす機関としての機能充実・強化は重要であり、また、他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのあるセーフティネット分野の医療についても、引き続き中心的な役割を果たしていく必要がある。加えて医療DXの推進については、サイバーセキュリティを確保しつつ、医療の情報を有効に活用していくことにより、より良質な医療提供体制を可能にすることにつながるため重要度が高い。</p> <p>必要な医療を確実に提供しながら、災害等発生時など国の危機管理に際して求められる医療についても迅速かつ確実に提供できるよう、あわせて、新興感染症等発生時における公的医療機関としての役割を確実に果たすため、第8次医療計画（2024年度から2029年度まで）で追加される新興感染症等への対応として、都道府県との協議等に参画し、災害等対応体制を整備し、維持することは困難度が高い。</p> <p>また、後発医薬品の使用割合に係る目標達成には、医療提供側と患者側の双方の理解を一層深め、後発医薬品の使用促進対策を継続的に実施していく必要があるが、NHOでは既に政府目標である80%を超える高い水準にある中、継続してこれを上回る目標を達成することは困難度が高い。</p> <p>また、医療DX推進のためにシステムを導入・更改していくうえで、サイバーセキュリティを確保しつつ、運用コストの縮減も図ることが求められ、これらを両立させることは困難度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期 間最終年度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	指標	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
事業継続計画（B C P）に基づいた 訓練を実施（計画 値）	中期目標期間 中において、 全病院で実施 する		28 病院					予算額（千円）	1,064,822,532 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
事業継続計画（B C P）に基づいた 訓練を実施（計画 値）（実績値）			106 病院					決算額（千円）	1,049,000,621 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
達成度			378.6%	%	%	%	%	経常費用 (千円)	1,084,412,406 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
後発医薬品（バイ オ後続品を含 む。）の使用割合 (計画値)	数量ベースで 85%以上		85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	85.0%	経常利益 (千円)	▲20,521,440 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
後発医薬品（バイ オ後続品を含 む。）の使用割合 (実績値)		90.5%	90.8%	%	%	%	%	行政コスト (千円)	1,088,104,599 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
達成度			106.8%	%	%	%	%	従事人員数 (人)	62,476 (※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)	(※注②)
訪問看護の延べ利 用者数 (計画値)	前中期目標期 間中の最も高 い年度の実績 以上		72,003 名 (令和4 年度)	72,003 名 (令和4 年度)	72,003 名 (令和4 年度)	72,003 名 (令和4 年度)	72,003 名 (令和4 年度)						
訪問看護の延べ利 用者数 (実績値)		71,150 名	67,546 名	名	名	名	名						
達成度			93.8%	%	%	%	%						
診療系プラットフ ォームの参加病院 数（計画値）	10 病院以上		10 病院	病院	病院	病院	病院						
診療系プラットフ ォームの導入病院 数（実績値）		10 病院	12 病院	病院	病院	病院	病院						
達成度			120%	—	—	—	—						
電子カルテの導入 病院数（計画値）	前年度より増 加		123 病院	病院	病院	病院	病院						

電子カルテの導入病院数（実績値）		123 病院	126 病院	病院	病院	病院	病院						
達成度			102.4%	—	—	—	—						
外来におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認の利用率（計画値）	令和5年10月時点から令和6年11月末時点まで 50%pt 上昇		50%pt										
利用率（実績値）			18.3%pt										
達成度			36.6%										

注) ①予算額、決算額、経常費用、経常利益、行政コストについては、診療事業の項目（項目1-1-1、1-1-2、1-1-3）ごとに算出することが困難であるため、診療事業の項目全体の額を記載。
 ②従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 国の医療政策への貢献 機構的人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して求められる医療について、国や地域との連携の強化により、災害対応時の役割の明確化や災害医療現場で貢献できる人材育成、D M A T※事務局の体制強化など国の災害医療体制の維持・発展への貢献を含め、必要な施設整備を行うなどにより、中核的な機関と	(3) 国の医療政策への貢献	(3) 国の医療政策への貢献		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>(自己評定Aの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問看護及び外来におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認利用率については、100%を下回ったものの、その他の定量的指標において、達成度が100%以上であった。 ・ 上記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成度が100%を下回ったものの、その他の達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 <p>○ 事業継続計画（B C P）に基づいた訓練の実施については、NHOの防災業務計画においてB C Pに基づく訓練の実施を規定し、これを全病院が参加する会議にて周知したことや、障害福祉サービス事業所の運営基準において、定期的なB C Pに基づく訓練の実施が求められたことにより、106病院で訓練を実施し、達成度は378.6%と目標を大きく上回る結果となった。</p> <p>○ 後発医薬品の使用に係る数値目標については、令和6年3月14日開催の社会保障審議会（医療保険部会）において、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が示された。NHOは平成29年度から80%を超える高い水準を維持しており、令和5年度においては、後発医薬品の使用割合は90.5%であった。令和6年度においても、後発医薬品の使用割合は90.8%となり、引き続き高い水準を維持した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
しての機能を充実・強化すること。 セーフティネット分野の医療について、引き続き我が国における中心的な役割を果たすこと。また、特に、利用者の権利を守り、在宅医療支援を含めた医療・福祉サービスの充実を図ること。 エイズへの取組について、ブロック拠点病院においてHIV裁判の和解に基づき國の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及				<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、医療観察法に基づく精神科医療など他の設置主体では人材を含む体制の整備が困難又は不採算であることから実施が困難な分野（セーフティネット分野）の医療の確実な提供に取り組んでいる。全国に占める病床数のウェイトは重症心身障害は36.9%、筋ジストロフィーは93.7%、医療観察法病床は48.5%、結核は30.8%となっている。 また、地域包括ケアシステムの構築において、地域の医療事情に応じながら在宅医療支援の充実を図るため、令和6年度においては22病院で訪問診療を行い、66病院が訪問看護等を実施した。また、訪問看護ステーションは17病院であり、訪問看護ステーションをはじめとする訪問看護の延べ利用者数は、67,546人、達成度は93.8%となった。精神科や神経難病等を中心に訪問看護を積極的に実施しているが、訪問看護ステーションの閉鎖等の影響により年度計画の目標値を上回る結果とならなかつた。 ○ 医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、診療系ネットワークを外部ネットワークと安全に接続する基盤として「診療系新システムのプラットフォーム」を構築し、目標を上回る12病院が接続を完了した。 ○ 各病院の投資の参考となるようNHO病院の電子カルテ等IT投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なIT投資となるよう、投資委員会において審議の上投資を決定した。 また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取組を引き続き推進した結果、令和6年度末時点で目標を上回る126病院において電子カルテが導入されている。 ○マイナ保険証利用向上のため、先駆的に取り組んでいる病院の好事例（利用者のための専用レーンを受付窓口に開設及び案内看板の設置、担当者による声掛け・案内の実施、リーフレットの設置など）を共有するなど、各病院の取組の結果、利用率は上昇した（NHOの利用率は22.8%（病院全体の利用率18.0%））ものの、目標は達成できなかつた。マイナンバーカードに対する国民の不安が払しょくされず、全国的な利用が進まない中で、1法人の取組による努力では限界があつた。 	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
びH I V感 染者を含 め、高齢化 等の個々の 状態に応じ て適切に対 応できるよ う、必要な 人的・物的 体制整備の 下、引き続 き取組を進 めること。 新興感染 症等への取 組について は、病院の 機能や役割 に応じた協 定の締結を 含めた都道 府県との連 携により、 地域におい て必要とさ れる医療を 安定的かつ 継続的に提 供するよう 体制の整備 を図ること。 このほか、 医療分野に おけるDX (デジタル トランシフ オーメーション)				<課題と対応> 特になし。		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
ヨン) による業務の効率化及び医療の質の向上を実現する観点から、国の医療分野における重要政策のモデル的な取組を積極的に実施し、電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」(令和5年6月2日医療DX推進本部)に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めること。	① 国の危機管理に際して求められる医療の提供	① 国の危機管理に際して求められる医療の提供	<評価の視点> ・ 災害や新興感染症等発生時など国の危機管理に際して、病院ネットワークを最大限活用し、災害医療現場等で貢献できる人材の育成や必要な施設整備を行うなどにより、地域における中核的な役割を果たす機関としての機能を充実・強化しているか。 <定量的指標> ・ 事業継続計画（BCP）に基づいた訓練を行った病院数	<p>① 国の危機管理に際して求められる医療の提供</p> <p>1. NHO防災業務計画に基づく災害への対応</p> <p>(1) NHO防災業務計画に基づく体制の整備 NHOは災害対策基本法における指定公共機関であり、NHOの医療救護活動の実施に関する事項を定め、円滑かつ適切な医療救護活動に資するため、「国立病院機構防災業務計画」及び「国立病院機構防災業務計画本部業務実施要領」を作成している。 令和6年度末現在では、「国立病院機構防災業務計画」に基づき、災害医療の拠点となるNHO基幹災害拠点病院及び被災者の受入れ・搬出等を中心的に実施するNHO災害拠点病院について、38病院体制とした。 また、全病院に設置している医療班に加え、災害急性和期に情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を、基幹災害拠点病院に各2班、災害拠点病院に各1班設置し、全体で49班を確保し維持した。 「国立病院機構防災業務計画」については、これまで東日本大震災等での経験を踏まえ基幹災害拠点病院及び災害拠点病院に初動医療班を配置するなど、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため所要の見直しを行っており、令和元年度においては、国の災害拠点病院の指定要件に準じて、全病院が災害時の燃料や飲料水等の備蓄量、優先供給協定の締結や事業継続計画を整備することを規定し、令和2年度においては、南海トラフ地震に備え、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時の連絡体制等の対応を推進計画として規定した。令和6年においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時の対応や、浸水対策等における必要な対策を規定した。</p> <p>【BCPに基づいた訓練実施状況】 令和6年度訓練実施数 106病院/140病院</p>	年度計画の目標を達成した。	評定
※ DMAT… 災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team	DMAT事務局の体制強化を通じ、国の災害医療体制の維持・発展に貢献するとともに、防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制を充実し、発	DMAT事務局における新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施を含めた体制を強化				年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
災時に必要な医療を確実に提供する。	し、国の災害医療体制の維持・発展に貢献する。 防災業務計画に基づき、初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに、必要な研修を実施する。 新興感染症等の感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、都道府県と相互に連携を図りながら、各病院の医療機能等に応じて適切に対応が行えるように必要な体制の	<評価の視点> ・ DMA T事務局における新興感染症等の感染拡大時に対応可能な隊員の養成・訓練・研修の実施を含めた体制を強化し、国の災害医療体制の維持・発展に貢献しているか。	2. 厚生労働省のDMA T体制への貢献 (1) NHOにおけるDMA T体制の役割 大規模災害時に全国から参集するDMA T活動を指揮するため、平成22年4月に厚生労働省のDMA T事務局が災害医療センターに設置された。さらに首都直下地震の発生を想定し災害医療センターのDMA T事務局機能の補完を目的として、平成25年10月に大阪医療センターにもDMA T事務局が設置され、全国のDMA T活動を指揮する役割をNHOの2病院が担ってきたところ、また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、「災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進める」とされ、厚生労働省に設置された「救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会」において「DMA T事務局が病院内の一部門となっている現状を改める」「大規模災害時に備え、DMA T事務局の人員増強を行う」ことが挙げられた。厚生労働省からの要請を受け、これまで災害医療センターと大阪医療センターがそれぞれ受託していた厚生労働省DMA T事務局業務を実施するため令和2年4月より本部の一組織として「国立病院機構本部DMA T事務局」を新設し、人員増強を行うなどの体制強化を図った。 新型コロナ対応の経緯も踏まえ、新興感染症に対応するため、令和4年4月に感染症の専門家の医師を採用し、研修プログラムの策定等の準備を進め、令和4年7月に本部DMA T事務局に新興感染症対策課を設置した。NHOでは令和6年度末時点で、55病院で824名のDMA T隊員を有しており、災害発生時における迅速な対応を可能とする体制を維持した。 (2) DMA T隊員等の養成・研修 DMA T事務局では、厚生労働省から委託を受けた災害及び新興感染症に対する平時の対応として、以下の研修を実施した。 【日本DMA T隊員養成研修】 ・ 日本国におけるDMA T隊員を増加させ、災害時の医療体制の強化を目的とした研修を17回実施し、都道府県から推薦された636病院1,000名が参加した。 【統括DMA T研修】 ・ 参集したDMA Tを組織化し、指揮・命令を行うとともに、災害対策本部等関係機関等との調整などを速やかに行う者を養成すること目的とした研修を1回実施し、47都道府県から126名（うち2名は本部DMA T事務局員、2名は厚生労働省職員）が参加した。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
	確保に努める。			<p>【日本DMA T隊員技能維持研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> DMA T隊員として登録されている者を対象に、隊員としての知識・技術の確認・ブラッシュアップすることを目的とした研修を地方ブロックにおいて計38回実施し、北海道ブロックで177名、東北ブロックで517名、関東ブロックで1,004名、中部ブロックで1,104名、近畿ブロックで813名、中国・四国ブロックで1,027名、九州・沖縄ブロックで名の計4,910名が参加した。 <p>【日本DMA Tロジスティックチーム隊員養成研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時に主に本部での指揮支援や情報収集等のロジスティックスを専門とした活動を行う者を養成することを目的とした研修を2回実施し、47都道府県から436名参加した。 <p>【新興感染症クラスター対応研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新興感染症感染拡大化における本部活動、クラスター支援、入院待機救護所の設営運営を中心にシミュレーションや事例紹介を実施することにより、全国のDMA T登録者が新型コロナ対応を通して得た知見を共有し、今後の新興感染症対応に応用することを目的とした研修を1回実施し、都道府県から推薦された80病院89名が参加した。 <p>(3) 災害発生時の対応状況</p> <p>DMA T事務局では、次の事案について、被害状況の情報収集、被災都道府県（統括DMA T登録者）との連絡調整及び支援等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年5月 5日 石川県能登地方の地震（石川県） 令和6年9月21日 石川県能登豪雨災害（石川県） <p>対応期間：令和6年9月22日～令和6年10月1日 事務局からの派遣延べ人数：48人日</p> <p>令和6年9月に発生した石川県能登半島豪雨においては、発災直後の9月22日から本部DMA T事務局より保健医療福祉支援チームを派遣し、被災地への支援を行った。</p> <p>(石川県DMA T及び本部DMA T事務局を合わせて延べ19チーム48名を派遣)</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(4) DMAT事務局の国外活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対パレスチナ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ イスラエルのガザへの攻撃、及びガザ国境の封鎖により多数のパレスチナ難民がガザ南部に避難し、また多くの死傷者が発生し、複数の国際医療チームがエジプトを経由してガザに入る支援が行われた。 WHOから国際医療チームの調整支援の要請があり、またJICAが対パレスチナ支援検討のための調査団を編成し、その一員として、DMAT事務局員1名がエジプト、カイロに派遣された。そこで、日本のDMATで行う本部調整活動、並びに情報処理の手法が使用され、ガザ内で活動する医療チームの情報を集約し、ガザ保健省、エジプト保健省、WHOに報告する支援を行った。 ○ モルドバ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年、ロシアのウクライナ侵攻により、難民支援が必要とされ、国際医療チームがモルドバに派遣され、支援活動が行われた。WHOからは国際医療チームの調整支援が要請され、DMAT事務局から1名がJICA調査団として派遣された。 また、モルドバ保健省からは、日本の災害医療体制、特にDMATの導入を希望する要望があり、これを受けてJICA人間開発部が支援事業を実施した。具体的には、モルドバ関係者を日本に招聘し、令和5年11月6日から13日までの期間にDMAT導入の研修・訓練見学を実施し、さらに令和6年2月25日から29日までの期間にはインストラクター養成の研修をDMAT事務局員6名で候補者に提供した。 令和6年度もモルドバにおける災害医療チーム構築等の支援を継続して行っている。 ○ ウクライナ支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ JICAの人間開発部の事業において、ウクライナにおける救急・災害医療の支援が令和5年より開始された。そのために、ウクライナ保健省、救急災害対応局、そしてWHOウクライナオフィスから11名が招聘され、日本の災害・救急医療の現状を見学・視察した。DMAT事務局員は、ウクライナ側の視察希望を事前にミーティングで受け取り、見学施設などの調整を行い、日本の災害・救急医療の知見を共有した。 令和6年度において、ウクライナ側はDMATの構築や、ウクライナ内の災害医療情報システムの構築、災害時の精神科対応などの知見共有を希望しており、JICA人間開発部からの依頼を受け、継続的にウクライナへの災害医療体制構築の支援を行うため、令和6年12月6日から13日までの期間で調査団員を派遣した。 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>○ ミャンマー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和7年3月にミャンマー中部で発生した地震被害に対し、国際緊急援助隊医療チーム隊員として、災害医療センターから医師1名、看護師2名を被災地であるマンダレーに派遣した。連日40度を超す猛暑の中で、放射線設備や検査機器などを含む診療テントを設置し、多くの被災患者に対し診療支援や処置などの支援を行った。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 防災業務計画に基づき初動医療班や医療班の派遣体制及び災害拠点病院等における医療救護体制の充実を図るとともに必要な研修を実施しているか。 	<p>3. 災害研修の実施・総合防災訓練への対応</p> <p>(1) 災害研修の実施</p> <p>大規模災害発生時の傷病者受入れ等多種多様な状況に適切に対応できる知識・技術の習得及び災害時の医療救護活動として、被災地に派遣する初動医療班・医療班の業務上必要な知識・技術の向上を図り、災害時対応能力の充実を図る災害医療従事者研修及び初動医療班・医療班研修（NHO本部主催）について、令和6年度においては、対面での研修の日数及び受講者数を拡大し、16病院83名（前年度比+3病院、+17名）が参加した。</p> <p>(2) 総合防災訓練等への対応</p> <p>令和6年度においても引き続き、内閣府が主催する政府の総合防災訓練（広域医療搬送実働訓練）へ職員を派遣した。</p> <p>NHOの病院においても、自院又は自治体等が開催する災害対応訓練に88病院で参加した。</p> <p>4. 災害派遣精神医療チーム（D P A T）訓練等への参加</p> <p>厚生労働省が平成26年度に策定した「災害派遣精神医療チーム（D P A T）活動要領」に定めるD P A Tを有する病院として、令和6年度末では20病院155名の隊員を有している。令和6年度には、小諸高原病院外7病院から医師・看護師・精神保健福祉士がD P A T訓練等に引き続き参加し、各都道府県の担当職員とともに、大規模演習を通じて、大規模災害時における心のケア向上に係る意識と知識の向上に努めた。</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>5. 新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に基づく訓練</p> <p>NHOは新型インフルエンザ等対策特別措置法における指定公共機関であり、新型インフルエンザ等発生時に地方公共団体等と相互に連携協力し、円滑かつ適切な医療活動に資するよう「国立病院機構新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」（平成26年度1月17日施行）及び「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画に係る機構対策本部業務実施要領」（平成30年1月1日施行）を作成しており、令和6年7月の政府行動計画の改定にあわせて、令和7年3月にNHOの業務計画を改定した。</p> <p>各病院においては、引き続き新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を確保するため、診療継続計画を作成しているほか、自院において、新型インフルエンザ等が発生した際の医療体制を確認するため、令和6年度には、9病院で訓練を実施した。</p> <p>6. 国民保護業務計画に基づく訓練</p> <p>NHOは国民保護法における指定公共機関であり、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の円滑かつ適切な実施に資するよう、「国立病院機構国民保護業務計画」（平成18年3月）及び「国民保護業務計画に係る機構対策本部等業務実施要領」（平成30年4月1日施行）を作成している。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新興感染症等の感染症対策については、「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画」等に基づき、都道府県等と相互に連携を図りながら、各病院の医療機能等に応じて適切に対応が行えるよう必要な体制の確保に努めているか。 	<p>7. 新興感染症等への対応（再掲）</p> <p>(1) 背景</p> <p>令和2年からの新型コロナの対応を踏まえ、平時から国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し令和6年4月から施行されるとともに、都道府県が策定する医療計画に新たに6事業目として「新興感染症発生・まん延時における医療」が令和6年度から追加された。</p> <p>これにより、都道府県はNHOを含む公的医療機関等に対して、感染症発生・まん延時における医療の提供に関し、①病床確保、②発熱外来の実施、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤医療人材の派遣のうち、あらかじめ当該医療機関において講すべき措置を義務付けるとともに、都道府県と医療機関との間で医療措置協定を締結することにより、平時から新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備を進めている。</p> <p>(2) NHOの対応</p> <p>NHOは、今後の新興感染症等の対応についても、公的医療機関等としての役割を確実に果たすため、各病院が地域において果たしている役割や医療機能等を踏まえ、可能な範囲で積極的に対応することを基本方針とし、令和5年6月に本部から各病院に通知した。</p> <p>各病院では、上記の基本方針を軸として都道府県と医療措置に係る協議を行い、令和6年9月末までに全140病院が都道府県と医療措置協定を締結した。</p> <p>NHOにおける医療措置の締結内容としては、病床の確保を行う病院127病院、流行初期期間経過後の確保病床数は2,065床、発熱外来を実施する病院103病院、流行初期期間経過後の1日当対応可能患者数は1,603人、自宅療養者への医療の提供を行う病院34病院、後方支援を行う病院54病院、医療人材の派遣を行う病院85病院である（令和6年9月30日現在）。</p> <p>各病院が自院の医療機能等に応じて感染症医療の提供に取り組み、地域における新興感染症等の発生・まん延に備える医療提供体制の整備に積極的に協力している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② セーフティネット分野の医療の確実な提供 2040年に向けて、引き続き機構が自主性を保ちながら良質な医療を提供し地域から必要とされる医療機関として選ばれ続ける努力をした上、重症心身障害、筋ジストロフィーはじめとする神経・筋疾患、結核、医療観察法に基づく精神科医療など多くの設置主体では体制の整備が困難又は不採算されることから、アプローチが困難とされる分野についても、患者・家族が安心して治療及び療養	② セーフティネット分野の医療の確実な提供 2040年に向けて、引き続き機構が自主性を保ちながら良質な医療を提供し地域から必要とされる医療機関として選ばれ続ける努力をした上、重症心身障害、筋ジストロフィーはじめとする神経・筋疾患、結核、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく精神科医療など多くの設置主体では体制の整備が困難又は不採	<評価の視点> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護を始めとする障害福祉サービスの更なる充実を図っているか。	<p>② セーフティネット分野の医療の確実な提供</p> <p>○セーフティネット分野の医療への対応 NHOでは重症心身障害、神経・筋疾患、筋ジストロフィー、結核、医療観察法に基づく精神科医療など他の設置主体では人材を含む体制の整備が困難又は不採算であることから実施が困難な分野（セーフティネット分野）の医療の確実な提供に取り組んでいる。</p> <p>1. 重症心身障害児（者）、神経・筋疾患患者への対応</p> <p>（1）療養介助職の充実による介護サービス提供体制の強化 NHOの療養介護サービスを提供する病棟において、医療だけでなく介護の視点からもより質の高い患者サービスを実施するため、令和6年度においては、重症心身障害・筋ジストロフィーを主とする療養介護病棟等で療養介助職1,338名を定数配置し、長期療養患者のQOLの基本である入浴、食事、排泄等の日常生活のケアに係る介護サービスの提供体制を引き続き確保した。 また、療養介護サービスを提供する上では障害者への虐待の防止が重要であることから、必要な知識を得るとともに、自らの言動や行動を振り返りつつ自施設で取り組むべき課題を明らかにするグループワークを行い、病院間での取組事例を共有することでNHO全体としての障害者虐待防止に係る意識向上を図ることを目的とした「障害者虐待防止対策セミナー」を令和6年度も引き続き実施し、67名が参加した。</p> <p>【療養介助職定数（常勤）】 令和5年度 76病院 1,329名 → 令和6年度 76病院 1,338名</p> <p>（2）多職種協働による長期療養患者のQOL向上のための具体的取組（再掲） 長期療養患者のQOL向上のため、単調になりがちな長期療養生活でも、季節の移ろいや生活の楽しみを感じる機会をもてるよう各病院において、七夕祭り、クリスマス会などの季節的行事に加え、院内コンサート、遠足、誕生会等の開催に令和6年度も引き続き取り組んだ。 また、長期療養に伴い患者・家族に生じる社会的、心理的、経済的問題等の解決に早期に対応し安心して医療が受けられるようにするとともに、退院後の在宅ケア、社会復帰が円滑に行えるよう関係機関と連携し必要な援助を行っていくため、MSWを重症心身障害病床・筋ジストロフィー病床を有している83病院のうち80病院に290名を配置した。さらに、60病院ではボランティアの受入れを行っており、重症心身障害児（者）等の日常生活援助や遊び相手等、病院職員とともに長期療養患者のQOL向上に引き続き貢献していただいた。</p>	評定 年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
ができるよう、各地域において、セーフティネットとして支えていくとともに、在宅支援の視点を持つつ高い専門性を生かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 <ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護サービスの更なる充実・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や	算とされることから、アプローチが困難とされる分野についても、患者・家族が安心して治療及び療養ができるよう、各地域において、セーフティネットとして支えていくとともに、在宅支援の視点を持つつ高い専門性を生かし、我が国における中心的な役割を果たす。 特に、以下については、積極的な取組を進める。 <ul style="list-style-type: none">・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく療養介護	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受入れの難しい障害者及び医療的ケア児の受入れを行っているか。 <定量的指標> <ul style="list-style-type: none">・ 訪問看護の延べ利用者数（再掲）	(3) 重症心身障害児（者）等の在宅療養支援 ①通所事業の実施（再掲） 重症心身障害児（者）等の在宅療養を支援するため、通所事業を引き続き実施した。 令和6年度においては、障害者総合支援法における生活介護（18歳以上対象）を33病院で実施した。また、児童福祉法における放課後等デイサービス（就学児対象）を30病院、児童発達支援（18歳未満対象）を34病院で実施した。 令和5年度 令和6年度 ・ 生活介護 33病院 → 33病院 ・ 放課後等デイサービス 29病院 → 30病院 ・ 児童発達支援 34病院 → 34病院 ②在宅療養支援の取組（再掲） 入院治療が必要な難病患者が適時に入院できる体制及び在宅療養提供体制を整備するため都道府県が実施している難病医療提供体制事業について、35病院が難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院62病院が難病医療協力病院の役割を担うなど、地域の在宅支援ネットワークへの協力を令和6年度も引き続き行った。 また、在宅の重症心身障害児（者）等の居宅支援として、家族の病気、保護者の休養などの理由で、短期間入所できる短期入所事業を77病院で行い、地域の在宅支援ネットワークへの協力を行った。 (4) 訪問診療・訪問看護等の取組（再掲） 各病院の診療機能と地域の医療ニーズに応じて在宅療養患者に対して22病院が訪問診療を行い、66病院が訪問看護等を令和6年度も引き続き行った。 【訪問看護の延べ利用者数】 令和5年度 71,150人 → 令和6年度 67,546人	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
x	<p>強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受け入れの難しい障害者及び医療的ケア児の受け入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾 	<p>を始めとする障害福祉サービスの更なる充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療依存度の高い重症心身障害児（者）や強度行動障害児（者）等、他の医療機関では受け入れの難しい障害者及び医療的ケア児の受け入れ ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供 ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾 		<p>(5) 医療的ケア児支援法への対応（再掲）</p> <p>令和3年9月に施行した「医療的ケア時及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、都道府県が設置する医療的ケア児支援センター（※）を、令和6年度も引き続き6病院で運営した。</p> <p>（※）医療的ケア児等に対する、医療、保健、福祉、教育、労働等の多数の機関にまたがる支援の調整について、中核的な役割を果たす機関。（令和5年3月1日時点で40都道府県が医療的ケア児支援センター58か所を設置）</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターを、令和6年度は15病院で配置し、自治体からの医療的ケア児支援要請に基づき、医療従事者に対する研修実施など、地域における医療的ケア児及びその家族が切れ目なく支援を受けられるよう関係機関との連携を行った。</p> <p>このほか、新潟病院では新潟県教育委員会から医療的ケア児中核病院に指定され、県の特別支援学校の職員に対して医療的ケア児の人工呼吸器等の取り扱いに関する研修の実施や、保護者・学校だけでは対応が難しい課題に対する相談・助言等を行っている。</p> <p>(6) 重症心身障害児（者）病棟等におけるN I C Uの後方支援病床としての機能強化</p> <p>医療技術の向上や環境の改善とともに重症児の救命率も上昇し、その結果人工呼吸器等高度な医療的ケアを長期に必要とする児も増えている状況の中で、重症心身障害児（者）病棟等を有する病院のうち28病院（※）において、地域のN I C Uを有する病院と連携し、N I C Uの後方支援病床としての機能強化を引き続き図っており、在宅に復帰することが困難な患者を受け入れるなどして、令和6年度中に延べ44,105人の患者の受け入れを行った。</p> <p>（※）N I C Uを自院に設置している病院は集計から除外している。</p> <p>(7) 強度行動障害医療研修の実施（再掲）</p> <p>入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。</p> <p>強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して、具体的な事例をもとにグループワークを通じて解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、38病院から68名が参加した。</p> <p>当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、NHO内の治療内容（技法・プログラム）の均一化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
患、老年期精神障害等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進 ・ 難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害、依存症等への対応 ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献 ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応	<評価の視点> ・ 神経・筋難病に係る長期の入院療養等の提供及び相談支援の拠点としての機能の向上など、他の設置主体では対応困難な難病患者への医療の提供を行っているか。	<p>参加職種：医師 2 名、理学療法士・作業療法士 12 名、言語聴覚士 2 名、心理療法士 2 名、看護師 33 名、児童指導員 9 名、保育士 5 名、療養介助員等 3 名</p> <p>(8) 障害福祉サービス等に係る相談支援事業の実施 障害者総合支援法等において、市区町村は、平成 27 年度以降、障害福祉サービス等の利用申請があった全ての事例に対して、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めるものとされている。令和 6 年度においても、当該計画案の作成を推進するために、厚生労働省からの要請を受け、市区町村から依頼のあった 20 病院において特定相談支援事業所を設置し、サービス等利用計画についての相談及び作成等適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を引き続き行った。</p> <p>(9) 障害者虐待防止対策セミナーの実施（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和 6 年度においても実施し、67 名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師 41 名、児童指導員 9 名、保育士 8 名、療養介助員等 9 名</p> <p>(10) 重症難病患者の在宅療養支援等の取組 地方自治体等からの委託を受け、重症難病患者の在宅療養を支援するため、在宅療養を希望する重症難病患者・家族及び医療機関からの相談対応を行う難病医療連絡協議会事務局を 10 病院に引き続き設置している。また、療養上の悩みや不安、就労の継続や再就職等に関する相談を受け付ける相談員が配置された難病相談支援センターについても、17 病院に引き続き設置している。 さらに、特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者（指定難病入院患者含む）延べ 1,638,490 人、小児慢性特定疾患治療研究事業対象疾患入院患者延べ 76,946 人を受け入れており、他の医療機関では対応が困難な患者の受入れに令和 6 年度も引き続き、積極的に取り組んだ。</p>	評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精神科疾患患者の地域生活への移行促進を行っているか。難治性精神疾患、児童・思春期精神疾患、老年期精神障害、依存症等への対応を行っているか。 	<p>2. 心神喪失者等医療観察法に基づく医療の実施と精神科医療への対応</p> <p>(1) 精神科疾患患者の地域生活への移行促進</p> <p>平成30年6月、社会保障審議会障害者部会より、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があると示された。</p> <p>NHOにおいても、第三期中期計画期間から精神科疾患患者の地域生活への移行促進への取組を積極的に推進しており、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。</p> <p>具体的な取組事例として、下総精神医療センターでは、精神障害者に対する訪問診療や訪問看護を実施するとともに、社会福祉法人が行う共同生活援助、就労移行支援事業、就労継続支援事業B型などと連携し、病状変化等で入院医療が必要となった場合の受入体制も確保するなど、自宅に戻ることが困難な精神障害者の地域生活支援を行っている。</p> <p>また、様々な活動を通して病気や症状の改善と再発防止を図り、充実した生活を送り安心して過ごせる居場所作りを目的としてデイケアを実施するとともに、保健所等関係機関と連携し、措置入院患者の退院後支援にも取り組んでいる。</p> <p>地域生活への移行を促進する一方で、慢性的な統合失調症や身体合併症など長期入院が必要とされる患者に対しても医師、看護師、精神保健福祉士・臨床心理士などの多職種と連携し適切な医療を提供している。</p> <p>(2) 精神科急性期医療並びに依存症対策への対応</p> <p>精神科医療を中心に担うNHOの病院においては、長期入院する患者を中心に地域移行等を進め、急性期医療の機能強化を図っている。令和6年度においては、薬物依存症入院患者延べ10,220人、アルコール依存症入院患者延べ65,911人をはじめとする治療困難な入院患者の受け入れを引き続き行った。</p> <p>また、精神科救急について、31病院で延べ1,986人の救急患者を受け入れ、このうち4病院で精神科救急入院料を取得している。</p> <p>依存症対策においては、平成26年度に国が開始した依存症拠点機関設置運営事業から引き続き久里浜医療センターが全国拠点機関に指定されており、国立精神・神経医療研究センターとの連携のもと、令和6年度も引き続き都道府県等における担当者等を対象にアルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症の相談・治療等に係る指導者養成事業及び依存症回復施設職員研修を実施するとともに、依存症患者等の状況や課題などの情報共有を目的とした全国会議を開催した。</p> <p>また、久里浜医療センターは世界保健機関（WHO）アルコール関連問題研究・研修協力センターに指定されており、厚生労働省からの委託を受け、アルコール依存症</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価							
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対する医療水準の向上に貢献しているか。 	<p>臨床医等研修を引き続き実施したほか、引き続きギャンブル依存症研修やインターネット依存症研修、ゲーム依存の相談対応に関する研修等を実施した。</p> <p>(3) 認知症疾患への対応</p> <p>認知症疾患医療センターとして、令和6年度は16病院が都道府県及び政令指定都市より指定されており、引き続き、医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の医療水準の向上に貢献した。</p> <p>さらに、認知症患者への理解を深め、患者・家族を支援するために必要な看護実践力の向上を図るとともに、地域を含めた患者・家族の介入に携わる多職種のチームと協働・連携し中心的役割を果たせる能力を養うことを目的とした「認知症ケア研修」を、令和6年度は、本部・各グループで開催し、計510名が参加した。</p> <p>(4) 医療観察法病床の主導的運営</p> <p>令和6年4月時点の全国の指定入院医療機関は35病院（856床）であり、うちNHOの病院が14病院（415床）となっている。</p> <p>また、長期入院の是正を図るための医療観察法医療の専門家による指定入院医療機関の医療体制等についての評価（ピアレビュー）を行う、厚生労働省の「心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業」に令和6年度も引き続き各病院が参加し、精神医療の向上に取り組んだ。</p> <p>さらに、平成28年度からNHO病院が厚生労働省から司法精神医療等人材養成研修委託事業の委託を受け、医療観察法にかかる全国の各職種対象とした指定医療機関従事者研修等を主体となり実施しているなどNHOが中心的な役割を果たした。</p> <p>【NHOにおける指定医療機関数及び病床数（注）括弧内は全国の数値】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">病院数</td> <td style="width: 50%;">病床数</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月 14病院（35病院）</td> <td>415床（856床）</td> </tr> </table> <p>【NHOにおける医療観察法病棟入院患者数（1日当たり）】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">令和5年度 377.2人</td> <td style="width: 50%;">→ 令和6年度 379.3人</td> </tr> </table> <p>【医療観察法MDT研修】（再掲）</p> <p>医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、33病院から136名が参加した。</p> <p>(MDT : M u l t i d i s c i p l i n a r y team)</p>	病院数	病床数	令和6年4月 14病院（35病院）	415床（856床）	令和5年度 377.2人	→ 令和6年度 379.3人	評定	
病院数	病床数											
令和6年4月 14病院（35病院）	415床（856床）											
令和5年度 377.2人	→ 令和6年度 379.3人											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																							
				業務実績	自己評価																								
			<p>3. 質の高い結核医療の実施</p> <p>(1) 我が国の結核医療におけるNHOの役割</p> <p>結核医療は、NHOで担う医療の重要な一分野であり、ほとんどの都道府県において結核医療の中心的役割を担っており、年々、結核患者は減少傾向であるが、地域のニーズを踏まえた体制を確保し、多剤耐性結核など難易度の高い結核にも引き続き対応した。</p> <p>結核病床については、入院患者数及び病床利用率は低下傾向にあることから、効率的な病棟運営のため、複数の結核病棟を保有している病院においては、病棟の休棟又は廃止、モデル病床の設置、また、単一の結核病棟を保有している病院においては、結核病床を一部削減の上、一般病床とのユニット化を行うなどの取組を引き続き進めている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; width: 40%;">結核病床を有する病院</th> <th style="text-align: center;">令和5年度</th> <th style="text-align: center;">令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>43病院</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">42病院</td> </tr> <tr> <td>延べ入院患者数（結核） 144,357人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">121,319人</td> </tr> <tr> <td>うち多剤耐性結核延べ入院患者数 2,243人</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">2,201人</td> </tr> <tr> <td>多剤耐性結核の占める割合 1.55%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">1.81%</td> </tr> <tr> <td>在院日数（結核） 59.5日</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">69.5日</td> </tr> <tr> <td>病床数（結核） 1,169床</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">1,035床</td> </tr> <tr> <td>病床利用率（結核） 39.4%</td> <td style="text-align: center;">→</td> <td style="text-align: center;">39.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多剤耐性結核や複雑な管理を要する結核への対応を行っているか。 <p>(2) 結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進</p> <p>結核の蔓延を防止し、多剤耐性結核の発生を予防するためには、結核患者に確実に抗結核薬を服用させる必要があり、厚生労働省はDOTS（直接服薬確認療法※1）を推進しており、NHOも、結核病床を有する42病院において令和6年度も引き続き推進を図っている。令和6年度には1,972回のDOTSカンファレンスを実施し、DOTS実施率（※2）は引き続き高い水準を維持し、98.4%であった。</p> <p>※1 医療関係者において、患者が処方された薬剤を服用することを直接確認し、患者が治癒するまで保健サービスの経過をモニターすること。</p> <p>※2 主病名が肺結核かつ3日以上180日未満の期間入院した患者で抗結核薬を投薬した患者の実施率</p>	結核病床を有する病院	令和5年度	令和6年度	43病院	→	42病院	延べ入院患者数（結核） 144,357人	→	121,319人	うち多剤耐性結核延べ入院患者数 2,243人	→	2,201人	多剤耐性結核の占める割合 1.55%	→	1.81%	在院日数（結核） 59.5日	→	69.5日	病床数（結核） 1,169床	→	1,035床	病床利用率（結核） 39.4%	→	39.9%	評定	年度計画の目標を達成した。
結核病床を有する病院	令和5年度	令和6年度																											
43病院	→	42病院																											
延べ入院患者数（結核） 144,357人	→	121,319人																											
うち多剤耐性結核延べ入院患者数 2,243人	→	2,201人																											
多剤耐性結核の占める割合 1.55%	→	1.81%																											
在院日数（結核） 59.5日	→	69.5日																											
病床数（結核） 1,169床	→	1,035床																											
病床利用率（結核） 39.4%	→	39.9%																											

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、HIV裁判の和解に基づき国責務となつた被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施するとともに、エイズ患者及びHIV感染者を含め、高齢化等個々の状態に応じて適切に対応できるよう、必要な人的・物的体制整備の下、引き続き全科対応による診療等の総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者的人材育成と研修会等の実施、エイズ医療ネットワークの活用等による情報収集・提供など必要な取組を進める。	③ エイズへの取組推進 ブロック拠点病院においては、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者的人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	③ エイズへの取組推進 <評価の視点> ・ ブロック拠点病院にて、被害者の原状回復に向けた医療の取組を着実に実施し、全科対応による総合的な診療、治験等の臨床研究、医療従事者的人材育成と研修会等の実施など必要な取組を進める。	<p>③ エイズへの取組推進</p> <p>1. エイズへの取組 日本で診療中のHIV感染者／AIDS患者の9割以上がエイズ診療拠点病院（以下、拠点病院）で診療を受けており、他国に比べ、その把握率が高く、我が国では治療普及率が高い要因の1つとされている。</p> <p>NHO病院は全国で68施設、47都道府県中、38都道府県で選定されている（令和7年3月時点）。</p> <p>特に、全国を8ブロックに分けてそれぞれブロック拠点病院が設置されており、そのうち4ブロックで仙台医療センター、名古屋医療センター、大阪医療センター、九州医療センターの4病院がブロック拠点病院に指定されている。それぞれ仙台医療センター約200名、名古屋医療センター約1,600名、大阪医療センター約2,700名、九州医療センター約600名の定期通院患者を診察しており、定期通院が必要なHIV患者の5分の1はこれらの病院でフォローしていることとなり、まさに、全国のHIV診療の均てん化、地域での医療提供、普及啓発、人材育成等の拠点として貢献している。</p> <p>また、NHOの病院において、多くのHIV患者を診察していることから、厚生労働科学研究におけるHIVに関する複数の研究班において中心的な役割を果たしており、調査研究などを実施しエイズに係る施策の基礎資料を提供し、必要な取組を提案している。HIVが不治の病から慢性疾患へと移行する中で、NHOの医師が研究代表者を務める研究班が、合併症への対応、チーム医療の必要性等を取りまとめ、ウイルス疾患指導料のチーム医療加算として診療報酬上でも評価されている。</p> <p>2. ブロック拠点病院と中核拠点病院の連携 各ブロック拠点病院においては、中核病院等に対してエイズ医療の均てん化や連携を図ることを目的とした研修・会議を令和6年度も引き続き積極的に実施している。</p> <p>【仙台医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東北ブロックエイズ拠点病院等連絡会議：2回 ・東北エイズ／HIV臨床カンファレンス：1回 ・東北HIV診療ネットワーク会議：1回 ・東北HIV／AIDS看護研修（基礎研修）：1回 ・東北エイズ拠点病院看護師のためのケアカンファレンス（実地研修）1回 ・東北HIV看護連絡会議：1回 ・東北HIV／AIDS薬剤師連絡会議：1回 ・東北HIV薬剤師連携協議会：1回 ・東北HIV／AIDS心理職・福祉職連絡会議：1回 ・東北ブロック中核拠点病院等HIVカウンセラー連携会議：1回 ・東北HIV／AIDS歯科診療連絡協議会：1回 ・HIV／AIDS包括医療センター拠点病院出張研修：2回 ・HIV長期療養支援室による地域HIV担当医師等面談会議：1回 	評定	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			な取組を進めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・HIV長期療養支援室による介護施設訪問講習会：2回 ・HIV長期療養支援室による歯科診療施設訪問講習会：2回 ・長期療養とリハビリ検診会（集合開催）：1回 ・薬学部学生実習 HIV講義：2回 ・東北学院大学教育学部公認心理師養成のための学生実習：1回 ・HIV保険薬局（院外薬局）連携ミーティング：1回 ・令和6年度HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：1回 ・仙台医療センター附属看護学校 講義：1回 ・仙台医療センター新規採用者・転任者オリエンテーション（全職種対象）：1回 ・仙台医療センター看護師長・副看護師長合同会議 薬害被害者対応について：1回 ・仙台市6月検査普及週間HIV・梅毒即日同時検査会：1回 ・仙台市HIV・梅毒男性限定検査会：1回 ・仙台市世界エイズデーHIV・梅毒即日同時検査会：1回 ・仙台市エイズ・性感染症対策推進協議会：1回 ・宮城県医師会HIV講演：1回 <p>【名古屋医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋医療センターHIV研修会：1回 ・愛知県エイズ対策会議：1回 ・愛知県病院薬剤師会HIV部会学術講演会：3回 ・静岡県エイズ治療拠点病院医療連携会議：1回 ・血友病HIV感染被害者の「長期療養と加齢」東海シリーズ長期療養とリハビリ個別検診（はばたき福祉事業団）：5回 ・名古屋大学医学部「HIV感染症」講義：1回 ・三重中央医療センター附属三重中央看護学校 保健医療論II（HIV/AIDS患者の看護）講義：1回 ・静岡医療センター附属看護学校 保健医療論 講義：1回 ・名古屋学芸大学ヒューマンケア学部子どもケア学科養護教諭コース実習：2回 ・iTesting@Aichi&NMC：4/1～3/31 ・iTesting@Nagoya：3回 ・第13回HIV/AIDSブロック・中核拠点病院薬剤師連絡会：1回 ・令和6年度愛知県病院薬剤師会 新任・中堅薬剤師研修会：1回 ・第17回HIV/AIDSブロック拠点病院薬剤師連絡協議会：1回 ・令和6年度HIV感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・愛知県エイズ治療拠点病院 医療連携会議：1回 ・令和6年度東海ブロックカウンセラーカンファレンス：1回 ・HIVカウンセラー連絡会議：1回 ・名古屋医療センター 看護部 現任教育 政策医療研修（慢性疾患看護）：5回 ・愛知県HIV感染症医療推進会議：1回 ・東海ブロックHIV歯科医療連携会議：1回 	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県立東海樟風高校 性教育講話：1回 ・名古屋市感染症予防協議会：1回 ・名古屋学芸大学講義：2回 ・愛知県立大学大学院講義：1回 ・令和6年度東海ブロック都道府県・エイズ治療拠点病院等連絡会議（11/13）：1回 ・名古屋市立高杉中学校 性感染症・エイズ講話：1回 ・名古屋市立猪子石中学校 性感染症・エイズ講話：1回 ・HIV歯科医療啓発活動承継のための会議：1回 ・HIV歯科医療研究会：1回 ・東海感染症研究会（AIDITA）：1回 ・令和5年度東海ブロックエイズ診療中核拠点病院ソーシャルワーカー連絡会議：1回 ・感染症（HIV医療講習会）・予防接種研修会：1回 ・令和6年度名古屋市エイズ対策懇談会：1回 ・名古屋市緑生涯学習センター 人権講座：1回 ・令和6年度HIV感染者・エイズ患者の在宅医療・介護の環境整備事業実地研修：3回 ・医心館訪問：1回 ・とこなめ障がい者相談支援センター出前研修：1回 ・愛知県HIV感染症カンファレンス：1回 ・名城大学薬学部「薬剤師の専門性（HIV/AIDS）」講義：1回 ・薬学部実習 HIV講義：3回 ・HIV診療をつなぐ薬薬連携会議in AICHI(院外薬局との連携会議)：3回 ・エイズ・性感染症に関する小委員会：1回 ・名古屋私立大学「感染症学びなおし講座」：1回 ・就労移行支援事業者LITALICOワークス出前研修：1回 ・金鯱地域医療連携セミナー：1回 ・東海・北陸地方会保健管理担当職研究集会：1回 ・エイズ動向委員会：1回 ・安城更生病院出前研修：1回 ・千葉県HIV医療連携セミナー：1回 ・エイズ対策スキルアップ研修会：1回 ・静岡県エイズ医長関係者講演会：1回 <p>【大阪医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HIV感染症医師実地研修会（3週間コース）：1回 ・HIV感染症研修会（医師・看護師・薬剤師・臨床心理士・MSW等全職種向け）：1回 ・HIV医療におけるコミュニケーションとチーム医療研修会：1回 ・HIV/AIDS看護師研修（基礎コース）：2回 ・HIV/AIDS看護師研修（応用コース）：1回 ・HIV/AIDS看護師研修（専門コース）：2回 	評定 	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<ul style="list-style-type: none"> ・H I V感染症薬物療法認定薬剤師養成研修：1回 ・薬学部学生実習 H I V講義：3回 ・薬学部学生実習 薬害エイズ講義：3回 ・薬学部学生実習 外来H I V感染症診療実務実習：3回 ・近畿ブロックエイズ診療拠点病院ソーシャルワーク研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療におけるカウンセリング研修会：1回 ・近畿ブロックH I V医療に携わるカウンセラー連絡会議：1回 ・近畿ブロック都道府県・エイズ拠点病院等連絡会議：1回 ・令和5年度新採用職員及び転任職員研修：1回 ・奈良県立医科大学医学部公衆衛生学実習：1回 ・臨床心理学専攻大学院生実習：2回 ・臨床心理学専攻大学学部生見学実習：1回 ・関西H I V臨床カンファレンス特別講演会：2回 ・関西H I V臨床カンファレンスカウンセリング部会主催症例検討会：1回 ・関西H I V臨床カンファレンス薬剤部会主催症例検討会：1回 ・関西H I VカンファレンスH I V／A I D S診療スキルアップセミナー：2回 ・関西H I V臨床カンファレンス～N G O・N P O交流会：1回 ・関西H I V臨床カンファレンス看護部主催講演会：1回 ・他施設、病院、行政主催H I V研修会講師：54回 <p>【九州医療センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡県拠点病院等連絡会議：1回 ・九州ブロックエイズ拠点病院研修会：1回 ・福岡H I Vネットワーク シンポジウム：1回 ・九州ブロックH I V看護・ソーシャルワーク研修会：1回 ・九州ブロックH I Vカウンセラー連絡会議：1回 ・九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議（医師・看護師・薬剤師・MSW・心理士）：1回 ・H I V／A I D S出前研修：10回 ・薬害被害患者支援者会議：1回 ・福岡県H I Vサポーター連携会議：1回 ・H I V／A I D S基礎研修（医師・MSW・栄養士・歯科医師/歯科衛生士）：1回 ・H I V／A I D S基礎研修（看護師・薬剤師）：2回 ・H I V／A I D Sアドバンスト研修（看護師）：1回 ・九州医療センター新規採用者合同オリエンテーション：1回 ・九州医療センター院内研修：1回 ・国際医療福祉大学認定看護師教育課程：1回 ・福岡県立大学講義：1回 ・長崎県医師会H I V医療講演会：1回 ・福岡県性感染症（S T D）研究会：1回 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<ul style="list-style-type: none"> ・H I V感染症薬剤師研修会・H I V栄養 担当者研修会：1回 ・在宅サービス担当者会議：1回 ・九州山口薬害被害者医療福祉相談会：1回 ・薬学部実習 H I V講義：3回 ・九州抗H I V薬勉強会：2回 ・長期療養とりハビリ検診会：1回 ・九州ブロックエイズカウンセリング研修会：1回 ・福岡県H I V陽性者地域支援ネットワーク会議：1回 ・ソーシャルワーカーのためのH I V陽性者とメンタルヘルス研修会：1回 ・みんなでH I V／A I D SをU P D A T E する会：1回 ・福岡県エイズ・性感染症対策推進協議会：1回 ・福岡県エイズ治療拠点病院等連絡協議会・研修会：1回 ・福岡県医療ソーシャルワーカー協会基礎講座：1回 ・福井県H I V中核拠点病院・協力病院ソーシャルワーカー連絡会議：1回 ・九州ブロック医療相談会：1回 ・県・ブロック・中核拠点病院三者カンファレンス：1回 ・第29回エイズ診療ネットワーク会議 in NAGASAKI：1回 <p>3. 国立国際医療研究センターエイズ治療・研究開発センターとの連携 N H Oの医療従事者（医師、看護師、薬剤師など）を対象に、最新の専門知識・治療技術を習得させ、N H Oにおけるエイズ治療、H I V感染対策の充実を図ること及びH I V医療を担当する医療従事者の確保・育成等を目的とした、H I V感染症研修を、令和6年度も引き続き国立国際医療研究センターと共同開催し、合計81名が参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催場所 　　国立国際医療研究センター 　　大阪医療センター 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
④ 医療DX 国医療DX（全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等）のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、各施設の診療系ネットワークを接続する「診療系新システムのプラットフォーム」の導入を進める。また、マイナ保険証や電子処方箋をはじめ、「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国医療	④ 医療DX 国医療DX（全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、診療報酬改定DX等）のモデル事業を実施するなど、医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、各施設の診療系ネットワークを接続する「診療系新システムのプラットフォーム」の導入を進めているか。	④ 医療DX <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">各施設の診療系ネットワークを接続する「診療系新システムのプラットフォーム」の導入を進めているか。 <定量的指標> <ul style="list-style-type: none">診療系プラットフォームの参加病院数	<p>1. 診療系新システムのプラットフォームの導入</p> <p>医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、診療系ネットワークを外部ネットワークと安全に接続する基盤として「診療系新システムのプラットフォーム」を令和6年度に構築し、12病院が接続を完了した。</p> <p>また、診療系新システムのプラットフォームを活用して、国医療DXの推進の一環として実施が予定されているスマートフォンに搭載されたマイナンバーカードの保険証利用及び診療報酬改定DXの推進のモデル事業について、来年度以降の事業実施に向けた調整を実施した。</p> <p>【診療系プラットフォームの参加病院数】</p> <p>令和5年度 10病院 → 令和6年度 12病院</p> <p>2. スマートフォンの導入</p> <p>業務効率化や働き方改革、医療の質の向上、さらには良質な人材確保等に向けた医療DX推進のための基盤として、将来の発展を見据えてスマートフォン・クラウド型電話交換機をNHO全病院・全グループ・本部へ導入の検討を行った。（令和6年度検討、令和7・8年度導入）</p>		評定	年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
政策に貢献する取組を進める。	政策に貢献する取組を進める。特に、マイナ保険証（マイナンバーカード）を健康保険証として利用することをいう。）によるオンライン資格確認は国の進める医療情報施策の基盤となっている。このため、厚生労働省からの要請を踏まえ、機構の外来における利用率（マイナ保険証利用人数／レセプト枚数）を上昇させる。	<定量的指標> 電子カルテの導入病院数	3. 適切なＩＴ投資 令和6年度も引き続き、各病院の投資の参考となるようNHO病院の電子カルテ等ＩＴ投資に係る価格情報等を収集するとともに、各病院の規模や診療機能を勘案したうえで適切なＩＴ投資となるよう、投資委員会において審議の上投資を決定した。 また、電子カルテ等の病院情報システムの調達方法について検討を進め、業務効率化や費用削減に繋がる調達モデルの取組を引き続き推進した。 【電子カルテ整備を投資決定した病院】 令和6年度 21病院（うち2病院は新規導入） 【電子カルテ整備が完了した病院】 令和6年度 18病院（うち3病院は新規導入。導入病院数126病院）	年度計画の目標を上回る実績をあげた。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
			<p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナ保険証や電子処方箋をはじめ、政府が進める「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日医療DX推進本部）に基づき政府が進める医療DXの各取組に率先して取り組むなど、国の医療政策に貢献する取組を進めているか。 <p>＜定量的指標＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認利用率 	<p>4. マイナンバーカードの保険証利用等医療DXの推進</p> <p>マイナンバーカードの保険証利用（以下「マイナ保険証利用」という。）や電子処方箋の導入等の医療DXの推進に向けては、国から率先した対応が求められている。本部から各病院に具体的な取組を提示しながら積極的な対応を求めるなど、推進に向けて取り組んだ。</p> <p>(1) マイナ保険証利用の促進</p> <p>マイナ保険証利用向上のため、先駆的に取り組んでいる病院の好事例（利用者のための専用レーンを受付窓口に開設及び案内看板の設置、担当者による声掛け・案内の実施、リーフレットの設置など）を共有し、各病院において取組を実施した。</p> <p>また、理事長自ら積極的な利用を呼びかけるビデオメッセージを作成し、NHO本部のホームページで発信して、全職員及び患者へ呼びかけを行った。</p> <p>令和6年11月末の外来におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認利用率は22.8%（令和5年10月末実績比、+18.3%）となり、厚生労働省から示された目標設定（同、50%超上昇）には達しなかったが、厚生労働省が発表した病院全体の利用率18.0%を上回る結果となった。</p> <p>【外来におけるマイナ保険証によるオンライン資格確認利用率】</p> <p>令和6年度 22.8% (18.3%pt上昇)</p> <p>(2) 電子処方箋の導入</p> <p>電子処方箋は、これまで紙で発行していた処方箋を電子化するものであり、複数の医療機関・薬局間で薬剤の処方に関する情報が共有されることで、患者にとってより安心して処方・調剤を受けられることなどが期待されている。</p> <p>電子処方箋を発行する上で、医師の本人確認・署名に必要となるHPKIカードの取得を法人で取りまとめて申請を行うとともに、導入にあたって必要となる電子カルテの改修に向けて、主要な電子カルテベンダと調整を行い、令和7年3月までに58病院が運用を開始した。（厚生労働省が発表した全体数470病院 ※令和7年3月9日時点）。今後も引き続き、導入の拡大に向けて取り組む予定。</p> <p>(3) 診療報酬改定DXの推進</p> <p>診療報酬改定の度に、各医療機関は医事会計システムを短期間のうちに改修する必要があり、システム改修負担が発生している。</p> <p>国の診療報酬改定DX（共通算定モジュール）では、各医療機関のシステム改修に係る負担軽減・解消に向けて、診療報酬改定の内容を医事会計システムに自動的に反映させるためのプロジェクトが計画されており、令和7年度から開始されるモデル事業に4病院が協力する予定である。</p>	<p>評定</p> <p>各病院において取組を実施した結果、NHOの利用率は全国の利用率と比較しても上回っていたが、目標は達成できなかった。マイナンバーカードに対する国民の不安が払しょくされず、全国的な利用が進まない中で、1法人の取組による努力では限界があった。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
⑤ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2021について」(令和3年6月18日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、令和6年度以降も継続して後発医薬品(バイオ後続品を含む。)の使用促進は必要であることから、更に促進する。	⑤ 重点課題に対応するモデル事業等の実施 機構の人的・物的資源や病院ネットワークを最大限活用し、国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施する。後発医薬品の使用促進について、「経済財政運営と改革の基本方針2021について」(令和3年6月18日閣議決定)による政府目標等を踏まえ、継続して後発医薬品(バイオ後続品を含む。)の使用を促進する。	<評価の視点> ・ 国の医療分野における重点課題に対応するモデル事業等を積極的に実施しているか。 <評価の視点> ・ 後発医薬品(バイオ後続品を含む。)の使用促進について、継続して促進しているか。 <定量的指標> ・ 後発医薬品の使用割合	<p>⑤ 重点課題に対するモデル事業等の実施</p> <p>1. がん対策推進基本計画への対応（再掲） NHOにおいて、3病院が都道府県がん診療連携拠点病院、31病院が地域がん診療連携拠点病院、1病院が地域がん診療病院にそれぞれ指定されており、専門的ながん医療の提供、がん診療の地域連携協力体制の構築、がん患者・家族に対する相談支援及び情報提供等を実施している。 1病院（令和6年度末）が、がんゲノム医療拠点病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と協力し、がんゲノム情報に基づく診療や臨床研究・治験の実施、新薬等の研究開発、がんゲノム関連の人材育成等について貢献している。 また、14病院（令和6年度末）が、がんゲノム医療連携病院の指定を受け、がんゲノム医療中核拠点病院と連携して遺伝子パネル検査に関する診療機能体制の整備や遺伝子カウンセリングの実施、がんゲノム医療に関する人材育成などの役割を担っている。</p> <p>2. 後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の利用促進 後発医薬品の使用に係る数値目標については、令和6年3月14日開催の社会保障審議会（医療保険部会）において、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が示された。NHOは平成29年度から80%を超える高い水準を維持しており、令和6年度においても、後発医薬品の使用割合は90.8%となり、引き続き高い水準を維持した。</p> <p>【これまでの促進対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全病院における後発医薬品の使用割合を調査し、後発医薬品使用割合ランキングを本部において作成し周知することで、後発医薬品の利用促進を行っている。 医薬品の共同購買におけるオーソライズドジェネリック（※）の品目見直しを毎年実施し、品質の良い後発医薬品を調達することで、後発医薬品利用に対する理解をさらに深め、利用促進を行っている。 <p>（※）先発医薬品メーカーから権利の許諾を受けて、先発品と同じ原薬、添加物、製造法等で製造された後発医薬品</p> <p>【後発医薬品使用割合】 数量ベース 令和5年度 90.5% → 令和6年度 90.8%</p>	評定 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を上回る実績をあげた。		

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2	臨床研究事業				
業務に関連する政策・施策	医療情報化の体制整備の普及を推進すること 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 革新的な医療技術の実用化を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること			当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条
当該項目の重要度、困難度	重要度：「高」、困難度：「高」 効率的な臨床研究及び治験を実施するため、ICTを活用した各種データの標準化や、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立する研究事業等は、国が推進する医療分野の研究開発に貢献するものであるため重要度が高い。 NHOが行う臨床研究においては、大学や研究機関と異なり、診療に携わる医師が臨床研究を担っており、臨床研究を立案することは容易ではなく、診療の改善につながる新規採択臨床研究課題数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすることは困難度が高い。 また、新型コロナへの対応において、NHOは診療に注力した一方で臨床研究活動が抑制されており、研究立案数が減少している。研究立案から結果が英文原著論文となるまで5～7年程度必要であり、抑制された研究活動が論文数として現れるのは第5期中期目標期間中となる。以上のことから英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させることは困難度が高い。			関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	指標	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
新規採択臨床研究課題数 (計画値)	前中期目標期間中の実績の平均以上		16.2件	16.2件	16.2件	16.2件	16.2件	予算額（千円）	12,391,721				
新規採択臨床研究課題数 (実績値)		14件	17件	件	件	件	件	決算額（千円）	12,292,213				
達成度			104.9%	%	%	%	%	経常費用（千円）	12,496,864				
英文原著論文掲載数 (計画値)	令和5年の実績を維持		2,053本	2,053本	2,053本	2,053本	2,053本	経常利益（千円）	▲3,989,257				
英文原著論文掲載数 (実績値)		2,053本	2,411本	本	本	本	本	行政コスト（千円）	12,496,864				
達成度			117.4%	%	%	%	%	従事人員数（人）	62,476				

								(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)
--	--	--	--	--	--	--	--	-------	-------	-------	-------	-------	-------

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標		業務実績	自己評価	評定	
2 臨床研究事業 機構の病院ネットワークを最大限活用した迅速で質の高い治験の推進やEBM推進のための大規模臨床研究に、より一層取り組むとともに、他の設置主体も含めたこれらの分野に精通する医療従事者、将来臨床研究等を担う人材の育成及び認定臨床研究審査委員会の着実な運用を図ることにより、我が国の臨床研究や治験の活性化に貢献するよう取り組むこと。 また、新型コロナの対応に際しても有用であった電子カルテデータ等から標準化された診療データを収	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してEBM推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのIT基盤を充実する。	2 臨床研究事業 臨床研究事業においては、質の高い標準的な医療の提供と我が国の医療政策の形成・評価に貢献するため、研究倫理を遵守しつつ、病院ネットワークを活用してEBM推進の基礎となる科学的根拠を築くデータを集積し、その情報を発信する。また、迅速で質の高い治験や臨床研究のためのIT基盤を充実する。		<評定と根拠> 評定：A (自己評定Aの理由) <ul style="list-style-type: none">・ 定量的指標において、達成度が100%以上であった。・ 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、達成度が100%以上であり、その他の目標についても特に良好な結果を得た。 ○ 定量的指標としている「新規採択臨床研究課題数」と「英文論文掲載数」については、病院ネットワークを最大限活用した質の高い大規模臨床研究の実施やNHOで研究により得られた成果を国内外に広く情報発信するため、英文論文の投稿や学会発表について、診療業務との両立を図りながら、積極的に取り組んでいる。 NHOが行う臨床研究においては、大学や研究機関と異なり、診療に携わる医師が臨床研究を担っており、臨床研究を立案することは容易ではなく、診療の改善につながる数を、毎年度、前中期目標期間中の実績の平均以上とすることは困難度が高い。令和6年度は目標値16.2課題に対して、17課題となり、達成度は104.8%となっている。 また、新型コロナへの対応において、NHOは診療に注力した一方で臨床研究活動が抑制されており、研究立案数が減少している。研究立案から結果が英文原著論文となるまで5~7年程度必要であり、抑制された研究活動が論文数として現れるのは第5期中期目標期間中となる。以上のことから英文原著論文掲載数について、令和10年まで令和5年の実績を維持させることは困難度が高い。令和6年は、目標値2,053本に対して、2,411本となり、達成度は117.4%となっている。				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
集・分析するデータベースの運用について、更なる標準化データの収集・分析や規模を拡大し、臨床疫学研究の推進等に貢献するよう取り組む。あわせて、医療の質の向上、臨床研究の推進及び効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献するよう取り組むこと。 さらに、先進的医療への取組として、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床				<p>○ 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成27年6月30日閣議決定)においてNHOに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、他の機関に先駆けて、電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（NCD A※1））を平成27年度に構築し、令和6年度は新たに7病院を加えた84病院まで対象病院の拡大を図っている。</p> <p>また、平成29年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているHL7 FHIR準拠規格について、データ収集が可能となるよう、導入に向けた検証を行った。</p> <p>(※1) NCD A：国立病院機構診療情報集積基盤</p> <p>○ 令和3年度より次世代医療基盤法に基づく認定事業者である日本医師会医療情報管理機構に対し、医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにNCD A参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。令和7年3月末時点において55病院でデータ提供を行っている。</p> <p>令和6年度は医療情報データの提供範囲を拡大し、従前より提供しているNCD Aの電子カルテ情報に加え、新たにMIA（※2）のレセプト情報の提供も開始した。</p> <p>(※2) MIA：全国140病院のレセプト情報を収集・格納し、分析・利活用するためのシステム</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させること。	(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、電子カルテデータ等の診療情報データの分析を更に充実する。これにより、引き続き臨床評価指標等の作成・公表及び臨床疫学研究を推進し、質の高い標準的な医療の提供に役立てるとともに、診療情報の分析結果や基礎情報の提供を行うことにより、我が国の医療政策の形成・評価に貢献する。	(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化 リアルワールドデータ（実診療に基づき得られたデータ）を用いた研究を推進するため、病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行っているか。	<評価の視点> ・ 病院ネットワークを最大限活用し、診療情報データバンクによるレセプト、DPC調査データに加え、SS-MIX2標準規格を用いた診療情報集積基盤（NCDA）による電子カルテ情報の収集・分析を行っているか。	<p>(1) 診療情報の収集・分析と情報発信機能の強化</p> <p>1. EBM推進のための診療情報分析 NHO本部ではNHO病院のDPC・レセプトデータを収集して診療情報データベースを構築している。診療情報分析部ではそのビッグデータを用いた臨床疫学研究の実施・支援及び「診療機能分析レポート」作成を行っている。</p> <p>(1) 診療情報データベースを利活用した臨床疫学研究 NHO本部が各NHO病院から収集している診療情報は、MIA及びNCDAという診療情報データベースに集積されている。EBM推進の観点から、NHOの診療情報データベースを利活用した臨床疫学研究が近年活発になってきている。令和6年度、診療情報分析部で遂行及び支援した研究課題は10件あり、研究の形態としては本部研究員によるもの（3件）、NHO病院職員および外部の大学や製薬企業との共同研究（7件）が含まれており、データ利活用の件数及び研究形態の多様性が年々拡大している。</p> <p>(2) 診療機能分析レポート 平成23年度から診療情報データベースを活用して、全国のNHO病院の診療の現状を分析した「診療機能分析レポート」を作成して、NHO病院の診療の質や経営改善に活用している。患者数や在院日数、疾患別患者シェア、SWOT分析、診療圏及び患者住所地の地図情報へのマッピングなど分析内容は多岐にわたり、令和5年度も引き続き診療機能分析レポートを作成した。診療機能分析レポートは令和3年度からは紙媒体からデータ分析ツールTableauを利用したブラウザベースのオンライン版へ移行した。 これまで紙媒体として提供してきた、全NHO病院の分析を総括した「全病院編」、個別のNHO病院ごとに診療情報を詳細に分析した「個別病院編」、年度ごとに特色あるデータ分析を行った「特別編」の構成はオンライン版でも踏襲しつつ、内容の統合・改廃を行った上で、デジタル版診療機能分析レポートの提供を行ってきた。分析対象は全NHO病院として、地域におけるNHO病院の医療提供状況の可視化、そこからNHO病院の役割と位置付けの把握に資することを目標として、下記内容を掲載した。</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
その際、電子カルテデータをもとにした診療情報集積基盤（N C D A）や、レセプト・D P Cデータをもとにした診療情報分析システム（M I A）といった標準化された診療データを収集・分析するデータベースを引き続き運用し、更なる標準化データの収集や規模の拡大に取り組む。 また、医療の質の向上、臨床研究及び効率的な病院経営に資する利活用を推進するとともに、国の医療情報政策に基づき、外部のデータベースとの連携や外部機関へのデータ提供についても積極的に貢献する。	スでも用いられる方針であり、今後標準規格となることが予定されているH L 7 F H I R 準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう実証を進めます。 また、国の医療情報政策に基づく、N C D Aと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（P M D A）が運営・管理するM I D - N E T のデータを連携において、レセプト・D P Cデータの提供を開始したが、更なるデータ連携について検討を進めます。		<p>＜N H O病院の診療状況の可視化＞ 患者数や患者特性をはじめとした患者基本情報、診療行為、加算、薬剤処方、手術などの診療報酬請求情報をもとに、「診療内容や診療経過は他院と比べて違いがあるか」「地域の連携体制はどの程度進んでいるか」「どの分野の診療が多く行われているか」などの視点から分析を行った。対象は、全N H O病院であり、N H O内の同規模病院や自院の診療状況の比較も可能な分析を行った。</p> <p>＜地域の病院との比較＞ 厚生労働省のD P C公表データを利用して、N H O病院と近隣の他病院の診療状況を地図上にマッピングして、疾患シェアなどの比較を可能とした。各N H O病院が立地している地域の医療において、各N H O病院が果たしている役割や位置付けを可視化・分析した。「地域医療においてN H O病院の強みとなる診療分野は何か」「これからどのような診療分野を強化する必要があるか」など、N H O病院が今後の方向性を決定する助けとなる分析を行った。</p> <p>令和6年度の診療機能分析レポートで行った分析内容の概要は下記のとおりである。</p> <p>○疾患別分析 厚生労働省の定めた5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患）を対象として、N H O病院における患者数や診療状況を可視化・分析した。</p> <p>○地域分析 当分析レポートユーザーがN H O病院の周辺地域における患者シェアを地理情報とともに知ることができる地域分析を行った。マウス操作によりインタラクティブな操作が可能な地図を用いたことで、N H O病院及び同じ二次医療圏の他病院を地図上にマッピングして、周辺地域における疾患の患者シェアの可視化を可能とした。</p> <p>○病床機能別分析 N H O病院の重要な使命の一つに、患者に対して全国的にばらつきのない標準医療の持続的な提供が挙げられる。N H O病院の標準医療の実現・維持の方針策定の一助として、N H O病院の病床機能分析を行い、結果を各N H O病院に共有した。 これらの分析により、各N H O病院が自院やN H O内の他院を含めた全体像の把握が可能となっている。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>○特別編『バイオ後続品の処方実態』</p> <p>令和6年度の診療機能分析レポート特別編では、2021年から2023年にNHO病院を受診した患者のバイオ後続品の処方状況を分析した。</p> <p>厚生労働省が策定した『第4期医療費適正化基本方針（2024～2029年度）』ではバイオ後続品の使用推進が求められており、令和6年度診療報酬改定にてバイオ後続品使用体制加算が新設され、数値基準が設定された。目標達成に向けた現状把握を目的として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記加算内で数値目標が設定されているリツキシマブ等、バイオ医薬品処方患者のバイオ後続品処方率 ・施設ごとの対象薬剤別でのバイオ後続品処方率の年次推移、 ・施設ごとの診療科別でのバイオ後続品処方率を可視化した。これにより各NHO病院が自施設のバイオ後続品の処方実態を把握し、目標達成に向けた取組に活かせるデータ提供を目指した。 <p>2. 「臨床評価指標」を用いたPDCAサイクルによる医療の質の向上の推進（再掲）</p> <p>NHOにおいて、各病院が自らの医療の質の実態を知り、問題解決を行い、医療の質の向上を図っていくためのツールとして活用されることを目的として「臨床評価指標」を開発している。</p> <p>第5期中期計画では、この「医療の質の改善事業」を引き続き実施していくとともに、令和2年度より、各病院が特に重点的に取り組むべき「重点指標」を選定して、臨床評価指標を用いたPDCAサイクルによる継続的な医療の質の改善を促進している。令和6年度も、臨床評価指標のモニタリング、課題となる指標の提出、課題の分析、問題解決のための取組を外部講師などが解説し、病院における課題を共有し医療の質の向上をはかる目的で「クオリティマネジメントセミナー」を開催した。</p> <p>【特に重点的に取り組むべき指標（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性脳梗塞患者に対する早期リハビリテーション開始率 ・外来糖尿病患者に対する管理栄養士による栄養指導の実施率 ・市中肺炎（重症除く）患者に対する広域スペクトル抗菌薬の未処方率 ・重症心身障害児（者）に対するリハビリテーションの実施率 ・パーキンソン病患者に対するリハビリテーションの実施率 ・統合失調症患者に対する抗精神病薬の単剤治療の実施率 ・手術ありの患者の肺血栓塞栓症の予防対策の実施率 ・広域スペクトル抗菌薬投与患者に対する細菌培養実施率 ・安全管理が必要な医薬品に対する服薬指導の実施率 ・バンコマイシン投与患者の血中濃度測定率 ・がん患者の周術期医科歯科連携実施率 ・入院患者における総合満足度 ・外来患者における総合満足度 	評定	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
				<p>3. 「臨床評価指標」による計測の実施（一部再掲）</p> <p>NHOが提供する医療の質を可視化し向上を図るため、平成18年度より「臨床評価指標」を開発し計測を続けている。平成22年度には「診療情報データバンク（MIA）」、平成28年度には「国立病院機構診療情報集積基盤（NCD A）」を構築し、それらを活用した指標を開発し計測している。</p> <p>令和5年度から計測を開始した「臨床評価指標Ver.5」では、多様化する病院機能を評価する指標、患者向けの指標など、新たな視点を取り入れた指標開発を経て、新指標29指標（血液培養実施時の2セット実施率、誤嚥性肺炎の30日以内の予定外再入院、入院後せん妄ハイリスク患者への専門対策実施率など）を加えた合計110指標で計測指標を設定している。</p> <p>令和6年度は、臨床評価指標Ver.5による2回目の計測を行い、特に抗菌薬の適正使用に係る指標で改善が見られた。この110指標の計測結果はNHO外部にも公開し、そのうち17指標については病院名付きで公表した。</p> <p>＜改善が見られた指標例＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未破裂脳動脈瘤患者のクリッピング/ラッピングにおける手術部位感染予防のための抗菌薬3日以内中止率 ・股・膝関節の人工関節置換術施行患者に対する早期リハビリテーション（術後2日以内）の実施率 ・肝・肝内胆管の悪性腫瘍の肝切除術施行患者における抗菌薬3日以内中止率 <p>4. 外部競争的資金をもとにした研究活動による医療政策や医療の質への貢献</p> <p>文部科学省科学研究費補助金を申請することができる文部科学大臣の指定機関として、NHOでは計89施設で科学研究費補助金の申請が可能となっている。令和6年度においても厚生労働科学研究費、文部科学研究費、日本医療研究開発機構研究費等の競争的研究費の獲得に向け積極的な応募等に取り組み、NHO全体で総額24.1億円の外部競争的資金を獲得した。</p> <p>【外部競争的資金の獲得状況】</p> <p>令和5年度 1,327件 23.1億円 → 令和6年度 1,213件 24.1億円</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<評価の視点> ・ 国が推進するHL7 FHIR 準拠規格を用いたデータ収集が可能となるよう実証を進めているか。	<p>5. 電子カルテ情報の収集・分析をするためのIT基盤構築について</p> <p>(1) NHO診療情報集積基盤（NCD A）の拡大</p> <p>「世界最先端IT国家創造宣言」（平成27年6月30日閣議決定）においてNHOに対して求められている「電子カルテデータを標準的な形式に変換して出力・集積する事業を先行的に実施し、対象病院を順次拡大できる汎用的な手順書を作成して公開する」という我が国の電子カルテデータ標準化の全国普及・展開に資するため、国の補助金を得て平成27年度に構築した厚生労働省が推奨しているSS-MIX2標準規格を用いて電子カルテ情報を収集・集積するIT基盤（国立病院機構診療情報集積基盤（NCD A））を令和4年度も引き続き運用するとともに、この電子カルテデータ標準化のためのIT基盤構築事業を発展・充実させるため、事業参加病院数を、令和6年度に7病院を追加し、84病院となった。</p> <p>また、主要ベンダーとNCD Aとの接続試験を引き続き行うとともに、平成29年度に当初は収集できなかった診療経過記録や退院時サマリ、紹介状データについても集積ができるよう改修したことで、より精度の高い臨床疫学研究等の実施が可能になるデータベースとして運用している。さらに、今後標準規格となることが予定されているHL7 FHIR 準拠規格について、データ収集が可能となるよう、導入に向けた検証を行った。</p> <p>【NCD A保有患者データ数（実患者）】</p> <p>令和5年度末 410万人 → 令和6年度末 460万人 (うち新規7病院 5万人)</p> <p>(2) NCD Aを活用した災害時診療情報の抽出等</p> <p>NCD Aの標準化機能を活かして、様々なベンダーの電子カルテから災害診療記録用の電子フォーマットの出力が可能となるよう対応モジュールをバージョンアップし、災害時に必要な診療情報の自動抽出化等の開発及び検証を行い、その結果を導入手順書として公開している。</p> <p>本モジュールの活用により、被災地の病院での医療ニーズをNHO本部で集計することが可能になり、本部が病院に代わり災害対策本部へ必要な情報を提供する等、災害時の病院の後方支援に役立てている。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N C D Aと独立行政法人医薬品医療機器総合機構（P M D A）が運営・管理するM I D – N E Tのデータの連携において、更なるデータ連携について検討を進めているか。 	<p>(3) 外部データベースとの連携</p> <p>令和元年度より厚生労働省からの補助事業として、M I D – N E T（※1）を活用した医薬品等の安全対策の高度化を図ることを目的に、国立病院機構診療情報集積基盤（N C D A）で解析している各種医療データを医薬品医療機器総合機構（P M D A）のM I D – N E T側で解析が可能となるように変換し、提供することで、統合解析（※2）するための環境を構築する「医療情報データベース連携推進事業」を開始した。</p> <p>N C D Aから抽出されるデータをM I D – N E Tの分析用データセットと同様の形式に変換するための医療情報データベース連携用変換ツールを作製し、令和2年度は、P M D AのM I D – N E T側で実施した利活用がN C D A側にて同様の利活用結果が得られるか検証できるように調整を進め、令和3年度は、医薬品製造販売後調査、G P S P省令対応に対応すべく、P M D A、M I D – N E Tの体制を参考とし、整備すべき事項等を双方で協力して確認を行った。令和4年度は、令和5年度のレセプトとD P Cの連携データ提供の運用開始に向けて、調整、準備、G P S P省令（※3）対応のため各種規程・手順書の整備を進めた。令和5年度は、レセプト及びD P Cデータの提供に向けた調整、テスト等を行い、10月に運用を開始した。令和6年度は、レセプト及びD P Cデータの収集システム及びネットワークの更新を行うとともに、レセプト及びD P Cの連携データについて、実際に利活用者への提供を行う等の取組を行った。</p> <p>N H Oの「N C D A」は、M I D – N E Tより中小規模の病院が多く、慢性期疾患のデータも多く含まれているため、N C D AとM I D – N E Tを連携し、統合解析するための環境を構築することは、医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するための医薬品の製造販売後調査等のデータ規模拡大やその他利活用可能データの拡充につながり、医薬品の有害事象リスクの把握、安全対策の高度化、処方実態の確認などの「リアルワールドデータ」（※4）の実用化に向けて貢献できる。</p> <p>※1 M I D – N E T：厚生労働省の事業で構築されたデータベースシステムで、国内の医療機関が保有する電子カルテやレセプト等の電子診療情報をデータベース化して、それらを解析するためのシステム。</p> <p>※2 統合解析：各医療情報がどのような関係で成り立っているのかを調べる。</p> <p>※3 G P S P省令：医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令。</p> <p>※4 リアルワールドデータ：臨床研究、治験等以外の日常診療で得られた医療情報。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(4) 診療情報データベースの利活用の推進</p> <p>医療の質の向上、臨床研究の推進、効率的な病院経営に資するため、NHO診療情報データベース（※）に格納されたデータを適切に利活用する際の手続き及び遵守すべき事項等の必要な事項を平成28年度に定め、診療情報の利活用を推進している。</p> <p>※診療情報集積基盤（N C D A）及び診療情報分析システム（M I A）</p> <p>【利活用新規申請件数】</p> <p>令和5年度 12件 → 令和6年度 14件</p> <p>(5) 外部機関への医療情報データの提供</p> <p>外部機関からのデータ提供依頼のニーズへ対応するため、令和元年度より新たに民間企業等のNHOの職員以外でも診療情報の利活用の申請手続きが可能となるよう規程等の整備を行った。</p> <p>令和6年度は、製薬企業等の民間企業3件を含む8件の外部からの利活用申請に対応した。外部機関からの申請については、患者への不利益が無いよう、外部有識者からの意見聴取を行うこととしている。</p> <p>また、次世代医療基盤法に基づく認定事業者である日本医師会医療情報管理機構に対し、医療情報データの提供に協力することとし、令和3年2月19日付けで内閣府宛てにN C D A参加67病院のうち48病院の届出を行い、令和3年4月からデータ提供を開始した。令和7年3月末時点において、55病院でデータ提供を行っている。提供された医療情報データは匿名加工処理を実施のうえ、患者の特徴ごとの治療効果等の研究に活用される等により、患者の病気の前兆や初期症状から、病気が重篤化する前に治療開始ができるようになることなどが期待されている。</p> <p>本取組に参加する機関は全国で153機関（令和7年2月末現在）と少ない中で、NHOが36%を占めている。令和6年度は医療情報データの提供範囲を拡大し、従前より提供しているN C D Aの電子カルテ情報に加え、新たにM I Aのレセプト情報の提供も開始した。</p> <p>6. パーソナル・ヘルス・レコード（P H R）の活用法の検討</p> <p>令和7年度からの運用開始に向けて国が基盤整備を進めている全国医療情報プラットフォーム（電子カルテ情報共有サービス（仮称））について、NHO内電子カルテとの接続に向けてベンダーとの調整を行うなど、令和4年度に完了したオンライン資格確認の導入に引き続いて、パーソナル・ヘルス・レコード（P H R）の活用に向けた検討及び取組を進めた。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 大規模臨床研究の推進 病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究を引き続き実施し、科学的根拠を確立するとともに、その研究成果を積極的に情報発信する。 これまでに構築してきた臨床研究支援体制を更に強化し、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広くみ上げ、研究成果の実用化・製品化という出口を見据えた医薬品・医療機器の開発に貢献する。	(2) 大規模臨床研究の推進 病院ネットワークを活用したEBM推進のための大規模臨床研究については、採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、NHOのホームページで公開し、広く情報発信し、臨床への還元を目指しているか。	<評価の視点> ・ 採択した課題の研究においては、得られた成果を学会・論文などで発表し、医療の質の向上に資するとともに、NHOのホームページで公開し、広く情報発信し、臨床への還元を目指しているか。 <定量的指標> ・ 英文原著論文掲載数	(2) 大規模臨床研究の推進 1. NHOで計画・実施された臨床研究から構築されたエビデンスの情報発信 (1) 令和6年度に論文や学会でなされた主な発表 (EBM推進のための大規模臨床研究事業) ○ 「第三世代 EGFR-TKI オシメルチニブ治療における血漿循環腫瘍DNAを用いた治療耐性関連遺伝子スクリーニングの前向き観察研究」(H28-EBM(観察)-01) Mechanisms of resistance and correlation between pre-treatment co-alterations and p-prognosis to osimertinib in chemo-naïve advanced non-small cell lung cancer. (NHOネットワーク共同研究) ○ 「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬の多施設共同非盲検単群試験」(H28-NHO(神経)-01) Efficacy of tranilast in preventing exacerbating cardiac function and death from heart failure in muscular dystrophy patients with advanced-stage heart failure: a single-arm, open-label, multicenter study (2) 学会発表等による研究成果の情報発信 令和6年度においてもNHO全体で研究により得られた成果について、論文投稿や学会発表などにより以下のとおり情報発信を行った。 【情報発信件数】 令和5年度 令和6年度 ・ 英文原著論文数： 延べ 2, 053本 → 延べ 2, 411本 ・ 和文原著論文数： 延べ 1, 634本 → 延べ 1, 482本 ・ 国際学会発表： 延べ 736回 → 延べ 789回 ・ 国内学会発表： 延べ 13, 411回 → 延べ 12, 548回 ※英文原著論文数：暦年での集計。Web of Science (クライベイト・アナリティクス社の構築する論文データベース)より所属施設がNHO病院となっているものを抽出。 令和6年における英文原著論文のインパクトファクターの合計は、9, 239点となり、1本当たりの平均は3. 832点となった。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
		<p>進のための大規模臨床研究の質の向上を図る。</p> <p>国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広くくみ上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組む。</p> <p>民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めていく。</p> <p>研究成果を国内外に広く情報発信するため、英文論文掲載数の維持を目指す。</p>		<p>(3) 国立病院総合医学会の開催</p> <p>NHO主催の国立病院総合医学会を、大阪医療センターを学会長施設、大阪刀根山医療センター及び近畿中央呼吸器センターを副学会長施設として、「進化していく病院であるために～心理的安全性の高い組織づくり～」をテーマに掲げ、令和6年10月18日から19日にかけて大阪市において開催した。国立病院総合医学会を通じて、研究成果を公表するとともに、NHOの職員等に対し、学術研究の成果を発表する機会を与え、職員の自発的な研究の取組を奨励し、職員が行う研究レベルの向上を図り、また、研究者のみならず参加するNHO職員の活性化を目指した。</p> <p>令和6年度においては、参加者数6,321名の盛大な学会となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シンポジウム、口演…………… 661題 ○ポスターセッション…………… 1,604題 ○特別講演…………… 2講演 <p>『ウェルビーイングと心理的安全性－幸せな働き方入門－』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前野 隆司（慶應義塾大学システムデザイン・マネジメント研究科／武藏野大学ウェルビーイング学部） <p>『大阪・関西万博と大阪府の健康づくりの取組み紹介』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2025年日本国債博覧会協会 <p>(4) 電子ジャーナルの配信</p> <p>最新の医学知見をもとに、根拠に基づいた医療サービスを患者に提供することを目的として、NHOの全ての病院で職員がインターネット経由で配信される医学文献を閲覧、全文ダウンロードすることができるよう、本部において電子ジャーナル配信サービスの一括契約を行い、定期的に更新している。</p> <p>毎月電子メールにより職員への周知を行った結果、ダウンロードされた医学文献数は令和6年度で11,362件となった。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価											
				業務実績	自己評価												
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成26年度以降に採択した課題の研究で継続しているものは、本部が主導となり、着実に推進・運営しているか。 ・ 令和6年度においても介入研究を含め課題を採択し、EBM推進のための大規模臨床研究の質の向上を図っているか。 ・ 国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広くみ上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に取り組んでいるか。 	<p>2. EBM推進のための大規模臨床研究の実施</p> <p>一般医療を多く担っている日本最大の病院グループであるNHOにおいて、豊富な症例と一定の質を確保することが可能という特徴を活かして、質の高い標準的な医療を広く提供するための医学的根拠を確立するため、平成16年度から「EBM推進のための大規模臨床研究」を開始している。</p> <p>令和6年度においては、3課題について症例登録を進め、2課題について経過観察を行った。</p> <p>これらの研究を実施することを通じて、各病院の診療の質の標準化を図るとともに、関係学会等で成果を公表した。</p> <p>3. NHOの臨床研究体制</p> <p>(1) 臨床研究体制</p> <p>令和6年度も、国際水準の臨床研究を推進するため、臨床研究シーズを幅広く汲み上げる体制整備を推進するとともに、研究実施に向けた支援に引き続き取り組んだ。</p> <p>また、名古屋医療センターでは、自施設の臨床研究だけでなく、他施設をサポートするアカデミック臨床研究機関（ARO）の機能を有している。</p> <p>(2) NHOにおける臨床研究組織</p> <p>NHOでは、実施症例数や、競争的外部資金の獲得額、論文発表数などの評価項目からなる臨床研究組織の活動評価に基づき、各施設の臨床研究組織の活動実績を点数化し、活動の実績に応じた研究費の配分や臨床研究組織の再構築、研究ネットワークグループ構築の指標として活用してきた。</p> <p>また、時代の変革に合わせた新しい研究グループを構築するため、臨床研究組織の活動性が高い領域を中心に再編・統合することで、ネットワークグループを再構築した。</p> <table border="0"> <tr> <td>○臨床研究組織の数</td> <td>令和6年4月</td> <td>令和7年4月</td> </tr> <tr> <td>・臨床研究センター</td> <td>10病院</td> <td>10病院</td> </tr> <tr> <td>・臨床研究部</td> <td>75病院</td> <td>75病院</td> </tr> <tr> <td>・臨床研究部（院内標榜）</td> <td>45病院</td> <td>45病院</td> </tr> </table>	○臨床研究組織の数	令和6年4月	令和7年4月	・臨床研究センター	10病院	10病院	・臨床研究部	75病院	75病院	・臨床研究部（院内標榜）	45病院	45病院	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>
○臨床研究組織の数	令和6年4月	令和7年4月															
・臨床研究センター	10病院	10病院															
・臨床研究部	75病院	75病院															
・臨床研究部（院内標榜）	45病院	45病院															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採択臨床研究課題数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業とそれぞれ連携し、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究を進めているか。 	<p>(3) NHOネットワークの活動性の向上</p> <p>各研究分野において最も活動実績の高い病院をグループリーダーとした18分野の研究ネットワークグループを構築することにより、グループリーダー主導による質の高い臨床研究を実施している。</p> <p>また、NHOの研究ネットワークを活用して実施する臨床研究については、NHO共同臨床研究事業として、本部の臨床研究推進委員会において課題を審査・採択している。これによりNHOの特徴を生かした臨床研究を推進した。</p> <p>【臨床研究課題の採択数／申請数】</p> <p>令和5年度 新規 14／43課題、継続 20／25課題 令和6年度 新規 17／36課題、継続 14／15課題</p> <p>(4) データセンターの活動</p> <p>E BM推進研究等の多施設共同研究事業等を支援・推進するため、本部内に設置した「データセンター」において、1名のデータマネージャーにより、令和6年度も引き続き臨床研究の支援を行った。</p> <p>(5) 臨床研究に精通した人材の育成</p> <p>一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育e ラーニングプログラムであるAPRIN e ラーニングプログラム(e APRIN教育研修プログラム)を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、e ラーニングによる研究倫理等の教育を令和6年度も引き続き実施した。</p> <p>平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、e APRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。</p> <p>【e APRIN教育研修プログラム修了者数】</p> <p>25,538名（うち研究者コース6,361名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3,156名、CRCコース3,857名、事務局員・事務職員コース3,896名、GCP／治験コース5,646名、継続コース20,751名） ※各コースの重複受講あり。</p> <p>4. 外部機関との連携</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の「疾患特異的iPS細胞の利活用促進・難病研究加速プログラム」において採択された京都大学の「指定難病を中心とした希少疾患iPS細胞バンクの拡充に関する研究」に参画している。令和6年度は、ドナーリクルート体制の整備を完了し、3例の登録を行った。</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>5. 臨床研究・治験に係る倫理の遵守</p> <p>(臨床研究)</p> <p>「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」等のガイドラインを踏まえ、令和6年度も引き続き臨床研究等の推進を図った。</p> <p>①倫理審査委員会</p> <p>倫理的配慮の趣旨に沿って臨床研究等の推進を果たせるよう、全ての病院に倫理審査委員会を設置して、その審議内容等については、ガイドラインに沿って、病院のホームページ上に掲示するなど外部に公開している。</p> <p>【倫理審査件数】</p> <p>令和5年度 7, 198件 → 令和6年度 6, 642件</p> <p>②臨床研究中央倫理審査委員会</p> <p>NHOが主導して行う臨床研究等の研究課題を中心に、臨床研究中央倫理審査委員会において審議を行い、NHOネットワーク共同研究の新規15課題をはじめ、延べ125件の課題について審査を令和6年度に実施した。</p> <p>③認定臨床研究審査委員会</p> <p>平成30年4月施行の臨床研究法に基づき、特定臨床研究を実施する者は、実施計画による特定臨床研究の実施の適否等について、厚生労働省が認定する臨床研究審査委員会（以下、認定臨床研究審査委員会）の審査を受けることが必要となった。</p> <p>認定臨床研究審査委員会は主に大学病院等で認定を受けており、NHOにおいては、令和7年3月31日時点では、名古屋医療センターが認定臨床研究審査委員会の認定を受けており、令和6年度も特定臨床研究等に係る新規課題3課題を含む延べ173件の審査を行った。</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(治験)</p> <p>①治験審査委員会</p> <p>質の高い治験を推進するため、治験を実施している全ての病院で治験審査委員会を設置し、その審議内容等については、法令に沿って、病院のホームページに掲示するなど、外部に公開している。</p> <p>【治験等審査件数】</p> <p>令和5年度 22, 201件 → 令和6年度 21, 983件</p> <p>②中央治験審査委員会</p> <p>治験審査の効率化、迅速化を図るために本部に設置している中央治験審査委員会を毎月1回定期的に開催しており、令和6年度には、新規課題26課題、安全性審査などを含む継続審査延べ872件について審議を実施した。</p> <p>(その他)</p> <p>①研究利益相反 (研究利益相反審査委員会) (C O I 審査委員会)</p> <p>臨床研究その他の研究を行う研究者、関係者、被験者及びNHO等を取り巻く利益相反の存在を明らかにすることによって、被験者の保護を最優先としつつ、NHO及び研究者等の正当な権利を認め、社会の理解と信頼を得て、NHOの社会的信頼を守り、臨床研究その他の研究の適正な推進を図ることを目的として、令和6年度も引き続き、研究利益相反審査委員会を開催した。</p> <p>【C O I 審査件数】</p> <p>令和5年度 3, 391件 → 令和6年度 3, 941件</p> <p>②動物実験委員会</p> <p>動物愛護の観点に配慮しつつ、科学的観点に基づく適正な動物実験等が実施されるよう、動物実験を実施した7病院全てにおいて、動物実験委員会を設置し適切に運営している。</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 迅速で質の高い治験の推進	(3) 迅速で質の高い治験の推進	<評価の視点> ・ 迅速で質の高い治験を実施するため、本部において、治験実施病院の実態を詳細に把握し、必要な病院に対しては指導・支援を実施するとともに、国際共同治験や医師主導治験を推進しているか。 ・ NHOCR B (中央治験審査委員会)における審査を円滑に実施し、NHOCR Bに係る契約事務等の業務を本部の治験推進室 (NHOCR B事務局) へ集約化しているか。 治験実施計画に応じた治験のコスト最適化に向けて、ICFテンプレートの改定等といつ	(3) 迅速で質の高い治験の推進 1. NHOにおける治験実施体制の確立 NHOでは、治験依頼者と医療機関の窓口業務を本部に一本化することで、効率化・迅速化した治験等を行っている。 N C D A等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用するとともに、本部で治験の実施状況を継続的にモニタリングし、施設に対して進捗に関する指導や助言を行った結果、新規課題数は245課題となった。また、令和6年度の企業から依頼された治験実施症例数は4,670例となり、令和5年度の実績を超える成果を収めた。 (1) 本部 治験審査の効率化、迅速化を図ることを目的として平成20年度より中央治験審査委員会(NHOCR B)を本部に設置しており、毎月1回定期的に開催した。令和6年度には、新規課題26課題、安全性審査などを含む継続審査延べ872件についての審議を実施した。 NHOCR Bの設置により、多施設共同治験を実施するに当たっての一括審査が可能になり、同一治験の、倫理審査、費用、契約等の病院間のバラつきが排除され、参加病院全体で迅速かつ効率的な治験を実施することが可能となった。また、令和6年度にはICF共通テンプレートの活用を進める等、各病院と治験依頼者の事務手続きの負担軽減や、治験期間の短縮が可能な体制を整えた。 国の新型インフルエンザ対策における国家備蓄プレパンデミックワクチンの医師主導治験では、NHO以外の病院も含めた審査をNHOCR Bで実施し、迅速な治験の実施に貢献した。 (2) 病院 各病院の企業への請求費用の実績に応じて、常勤の治験・臨床研究コーディネーター (CRC) の定員化・再配置を行い、組織的な治験受入体制を整備している。 ・ 常勤CRC配置病院数 令和5年度 70病院 → 令和6年度 71病院 ・ 常勤CRC数 令和5年度 241名 → 令和6年度 251名 (3) 病院に対する本部の実施支援 治験等受託研究の進捗状況の確認、請求管理等の機能を有する「治験管理システム」を全病院に導入している。本部では、病院の治験進捗状況を把握し、情報を集約することが可能となり、進捗が進んでいない治験課題について、病院に対して指導・支援を行っている。また、病院では、治験管理システムに症例毎の進捗を入力することで、請求処理が可能となり、治験会計の効率化を図っている。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価					
		<p>た効率的な治験の実施について検討し、引き続き関係団体と協議を続ける。</p> <p>治験の進捗状況を隨時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 治験実施計画に応じた治験のコスト最適化に向けて、効率的な治験の実施について検討し、引き続き関係団体と協議を続けていくか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 治験の進捗状況を隨時把握するシステムを活用して本部により各病院の進捗管理を行い、治験実施期間の短縮及び症例集積性の向上を図っているか。 	<p>(4) ワンストップサービス</p> <p>NHOの治験実施体制整備の一環として、中央治験審査委員会で審議される治験に関して、「ワンストップサービス（本部が各病院と治験依頼者との契約を一括で取りまとめるサービス）」により、治験依頼者との窓口を本部に一本化している。契約書や同意説明文書等が課題ごとに統一化されることで、治験依頼者並びに病院の業務の効率化等が図られており、令和6年度は、本部で新規課題26課題、延べ74病院の契約を締結した。</p> <p>2. 治験費用の最適化</p> <p>NHOにおいては、平成24年度より「Performance Based Payment（治験の進捗状況に応じた実績払い）」を導入し、平成29年度には、治験経費の算定方法を改定した。令和6年度においても当該算定方法に基づき、治験ごとに治験依頼者と協議、合意の上、費用を算定している。</p> <p>3. 治験実績</p> <p>(1) 治験実施症例数及び治験等受託研究に係る請求金額</p> <p>○治験取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規治験 令和5年度 203課題 → 令和6年度 245課題 企業から依頼された治験 令和5年度 4,629例 → 令和6年度 4,670例 (1,507課題) (1,556課題) (うち国際共同治験) 令和5年度 2,664例 → 令和6年度 2,867例 (うち国内治験) 医師主導治験 令和5年度 1,965例 → 令和6年度 1,803例 製造販売後臨床試験 令和5年度 176例 → 令和6年度 184例 (66課題) (68課題) 製造販売後臨床試験 令和5年度 211例 → 令和6年度 213例 <p>○治験等受託研究に係る請求金額</p> <table> <tr> <td>令和5年度</td> <td>49.4億円</td> <td>→</td> <td>令和6年度</td> <td>45.7億円</td> </tr> </table>	令和5年度	49.4億円	→	令和6年度	45.7億円	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>
令和5年度	49.4億円	→	令和6年度	45.7億円						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(2) 本部が紹介、契約を行う治験</p> <p>N C D A等の診療情報データベースを参加意向調査などに活用している。治験に関する連絡・調整を行う治験ネットワークを利用し、本部より各医療機関に対して治験概要を配信し、病院の情報及び参加意向を取りまとめて、治験依頼者に情報提供している。</p> <p>・治験依頼者より本部に依頼があり、実施可能な病院を紹介した治験 令和5年度 82課題 → 令和6年度 76課題</p> <p>(3) N H O職員が主任研究者の主な医師主導治験</p> <p>○「切除不能進行・再発小腸癌患者に対するベバシズマブ併用F O L F O X療法の第Ⅱ相多施設共同二重盲検ランダム化比較試験」（岡山医療センター）</p> <p>(4) 企業に対するP R等</p> <p>本部のホームページの内容を更新し、令和6年度も引き続き各病院の治験実施体制等の情報提供を進めた。令和元年度より、治験依頼者向けに「N H O C R B手引き」を作成し、N H O C R B利用促進に向けた情報提供も行っている。</p> <p>令和6年度版治験推進室パンフレット（N H Oにおけるネットワークを活用した治験の取組）等を日本製薬工業協会等へ配布するなどして、引き続きN H Oの取組について理解を求めた。</p> <p>製薬会社7社とパートナーシップ契約を締結しており、令和6年度も定期的にミーティングを開催し、治験促進に向けた意見交換を行った。</p> <p>令和6年度の依頼者面談数は52件であった。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(4) 先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を推進するとともに、その結果を公表する。 また、他の設置主体との連携により、ゲノム医療・再生医療に関する臨床研究や新規医薬品開発等の共同研究をより充実させる。	(4) 先進医療技術の臨床導入の推進 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、常に進歩する先進医療技術の臨床導入を進めるとための検討に取り組む。	<評価の視点> ・ 先端的研究機関との研究協力・連携を推進し、先進医療技術の臨床導入を進めるとための検討に取り組んでいるか。	(4) 先進医療技術の臨床導入の推進 1. 高度先端医療技術の臨床導入等 (1) 先進医療の実施 高度先端医療技術の開発及び臨床導入について、令和6年度は以下のとおり先進医療を実施している。これらについては、ホームページ等で公表している。 ○先進医療A： 3技術、 延べ 3病院 ○先進医療B： 10技術、 延べ 10病院 平成29年11月に「筋ジストロフィー心筋障害に対するTRPV2阻害薬内服療法」が先進医療Bに承認され、令和6年度には本研究の成果が英文論文として出版された。 ○ TRPV2阻害薬経口投与療法 心不全（十三歳以上の患者に係るものであつて筋ジストロフィーによるものに限る。）（大阪刀根山医療センター） 厚生労働省に先進医療の届出を行い、先進医療技術審査部会において有効性安全性が審議された結果、平成29年11月に先進医療Bに「適」とされ、令和2年度には、国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターも含めた15病院が実施医療機関として登録。 (2) 高度医療実践拠点病院の選定 厚生労働省の補助事業として、令和7年度より特定分野における高度医療実践拠点化を推進するため、令和6年度は高度医療実践拠点病院の選定に係る準備を行った（令和7年4月選定）。 具体的には、患者診療実績、治験等実績、臨床研究活動実績の3点を総合的に評価し、下記の病院を選定した。 ○脊髄損傷分野： 村山医療センター (病院の特徴：慶應大学病院等と連携した脊髄損傷に関する再生医療の実用化に向けた取組を行っている。) ○アレルギー疾患分野： 相模原病院 (病院の特徴：アレルギー疾患対策基本法に基づく中心拠点病院として、国立成育医療研究センターとともに指定を受けている。)	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>2. 職務発明の権利化の推進</p> <p>高度先端医療技術の開発等を推進するために、NHOで実施された職務発明について権利化を進めており、令和6年度においては、9件の発明が届けられ、13件の特許出願を行った（企業等との共同出願も含む）。</p> <p>また、NHOと企業等とで共同で特許出願を行っていた案件のうち、令和6年度に4件の特許権設定登録を受けた。</p> <p>※特許出願を行った発明</p> <ul style="list-style-type: none"> ○悪性リンパ腫の予後診断キット(大阪南医療センター) ○神経膠腫治療剤、および神経膠腫細胞の増殖抑制方法(大阪医療センター) ○医療用カテーテル(呉医療センター) ○滅菌器(大阪医療センター) ○不活化殺菌装置(仙台医療センター) ○エアリーク気管支閉塞用キット及び気管支充填プラグ(姫路医療センター) ○変形性関節症に対する新規の進行抑止法(相模原病院) ○ZFTA融合型上衣腫の治療薬(大阪医療センター) ○スエヒロタケの検出装置および同定方法(相模原病院) ○パーキンソン病の新規治療薬候補：リコ酸コデイン(山形病院) <p>※特許権設定登録を受けた発明（※外国出願等により複数国設定登録されたものを含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○心疾患治療用組成物(京都医療センター)【日本】 ○抗炎症性非フコシル化免疫グロブリン製剤及びその製造方法(山口宇部医療センター)【日本】 ○検査実績把握装置、およびこれを備えた超音波検査装置(信州上田医療センター)【日本】 ○加湿システム、オゾン発生器、及び加湿方法(仙台医療センター)【日本】 		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成 国際水準の臨床研究や迅速で質の高い治験を推進するため、CRC、臨床研究を実施する医師又は臨床研究部門を統括する管理者を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者を育成する。また、若手研究者を育成するための研究枠を設けることで、将来臨床研究を担える人材を育成する。 機構職員が筆頭著者の英文原著論文を対象にした表彰制度を継続し、高いモチベーションを維持しながら臨床研究に取 (5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成 CRC養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びIRB等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。また、若手研究者を育成するための研究枠を設けることで、将来臨床研究を担える人材を育成する。 国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英文原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">CRC養成研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究デザインや生物統計に関する研修及びIRB等委員を対象とした研修を実施し、他の設置主体も含めた臨床研究や治験に精通する医療従事者等を育成しているか。また、若手研究者を育成するための研究枠を設けることで、将来臨床研究を担える人材を育成する。国立病院機構優秀論文表彰を通じて、職員の筆頭著者の英文原著論文への取組を奨励し、高いモチベーションを維持しながら臨床研	(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成 1. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 (1) 質の高い治験・臨床研究をするための研修会等 令和6年度は、臨床研究を支援するCRCを対象とした初級者及び実務者研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究センター長・臨床研究部長研修及び臨床研究のデザインと進め方に関する研修、さらに治験事務担当や治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象とした研修等、臨床研究に精通する人材の養成のため、計6回、延べ8日間の日程で開催した。 特に初級者CRC研修については、日本臨床薬理学会認定CRCの認定要件であるCRC養成研修会の指定を満たす形で、3日間Web形式にて開催し、計52名が参加し、そのうち2名はNHO以外からも受け入れた。 (2) 倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲） 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和6年度も引き続き実施した。 平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【eAPRIN教育研修プログラム修了者数】 ※各コースの重複受講あり。 25,538名（うち研究者コース6,361名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3,156名、CRCコース3,857名、事務局員・事務職員コース3,896名、GCP／治験コース5,646名、継続コース20,751名） (3) 若手研究者の育成 令和4年度より、若手のNHOの職員を研究代表者（PI：Principal Investigator）とする研究枠（PI育成研究）を設け、短期間小規模な臨床研究に対して資金供与を行うことでインセンティブを付け、若手研究者を育成している。この研究枠で採択された研究者の英文論文が学術誌に掲載されるなど、育成の成果が出ている。 【PI育成研究課題の採択数／申請数】 令和4年度 5 / 27課題 令和5年度 8 / 9課題 令和6年度 14 / 14課題	(5) 臨床研究や治験に従事する人材の育成 1. 質の高い治験・臨床研究を推進するための研修会等の実施 (1) 質の高い治験・臨床研究をするための研修会等 令和6年度は、臨床研究を支援するCRCを対象とした初級者及び実務者研修、臨床研究を実施する医師等を対象とした臨床研究センター長・臨床研究部長研修及び臨床研究のデザインと進め方に関する研修、さらに治験事務担当や治験審査委員・臨床研究倫理審査委員等を対象とした研修等、臨床研究に精通する人材の養成のため、計6回、延べ8日間の日程で開催した。 特に初級者CRC研修については、日本臨床薬理学会認定CRCの認定要件であるCRC養成研修会の指定を満たす形で、3日間Web形式にて開催し、計52名が参加し、そのうち2名はNHO以外からも受け入れた。 (2) 倫理審査委員会の委員を対象とした研修（再掲） 一般財団法人公正研究推進協会が提供する、研究倫理教育eラーニングプログラムであるAPRIN eラーニングプログラム（eAPRIN教育研修プログラム）を活用し、研究者、倫理審査委員会の委員、研究機関の長、CRC、事務局員等を対象として、eラーニングによる研究倫理等の教育を令和6年度も引き続き実施した。 平成30年度からは、研究者を含め、CRC、事務局等の研究活動に関わる全ての職員を対象に、eAPRIN教育研修プログラムの受講を毎年度必須としている。 【eAPRIN教育研修プログラム修了者数】 ※各コースの重複受講あり。 25,538名（うち研究者コース6,361名、倫理審査委員会委員・研究機関の長コース3,156名、CRCコース3,857名、事務局員・事務職員コース3,896名、GCP／治験コース5,646名、継続コース20,751名） (3) 若手研究者の育成 令和4年度より、若手のNHOの職員を研究代表者（PI：Principal Investigator）とする研究枠（PI育成研究）を設け、短期間小規模な臨床研究に対して資金供与を行うことでインセンティブを付け、若手研究者を育成している。この研究枠で採択された研究者の英文論文が学術誌に掲載されるなど、育成の成果が出ている。 【PI育成研究課題の採択数／申請数】 令和4年度 5 / 27課題 令和5年度 8 / 9課題 令和6年度 14 / 14課題	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
り組める環境を整える。	臨床研究に取り組める環境を整える。	究に取り組める環境を整えているか。		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「間質性肺疾患合併関節リウマチに対するJAK阻害薬の有効性・安全性に関する後ろ向きコホート研究」(R4-NHO(PI)-01) Janus kinase inhibitors vs. abatacept about safety and efficacy for patients with rheumatoid arthritis-associated interstitial lung disease:a retrospective nested case-control study. BMC Rheumatol. 2024 Jan 26;8(1):4. doi: 10.1186/s41927-024-00374-x. ○ 「腸管壊死が疑われる急性腹症患者の術前壊死診断に関する術前 Dual-Energy CT の診断精度に関する後ろ向きコホート研究」(R4-NHO(PI)-02) Diagnostic Accuracy of Dual-Energy Computed Tomography for Bowel Necrosis in Acute Abdomen With Bowel Ischemia. Yosui Higuchi, Tatsuya Watanabe, Atsushi Tabeta, Hidetoshi Yamana, Yoshihiro Tanaka , Yusuke Tsutsumi ○ 「非小細胞肺癌の切除例の予後とサルコペニアの関係に関する単施設後ろ向き観察研究」(R5-NHO(PI)-06) Prognostic Impact of Preoperative Assessment of Muscle Mass and Strength in Surgically Resected Lung Cancer. Anticancer Res. 2024 Feb;44(2):767-779. doi: 10.21873/anticanres.16868. ○ 「肺癌完全切除術が実施された患者の郭清リンパ節個数と術後再発の関連評価に関する単施設後ろ向き観察研究」(R5-NHO(PI)-04) Impact of the number of dissected lymph nodes on machine learning-based prediction of postoperative lung cancer recurrence: a single-hospital retrospective cohort study. BMJ Open Respir Res. 2024 Sep 26;11(1):e001926. doi: 10.1136/bmjresp-2023-001926. <p>(4) NHO優秀論文の表彰 令和6年度においては、令和5年度にNHOの職員が筆頭筆者として発表した英文原著論文の中から優秀論文を選定し表彰を行った。</p> <p>【令和6年度の最優秀論文】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ Nagakura KI, Sato S, Shinohara W, Kido H, Fujita H, Yanai T, Akiyama N, Futamura M, Koga H, Fujiwara M, Kaneko H, Taniguchi H, Makita E, Takahashi K, Yanagida N, Ebisawa M, Urashima M. Effect of Maternal Egg Intake During the Early Neonatal Period and Risk of Infant Egg Allergy at 12 Months Among Breastfeeding Mothers: A Randomized Clinical Trial. JAMA Netw Open. 2023 Jul 3;6(7):e2322318. 	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(相模原病院、名古屋医療センターをはじめとする NHO病院等の国内 10 病院で実施。母親が出産直後に卵を摂取することが、授乳中の乳児の卵アレルギーの発症に影響を与えるか調査した。出産後 5 日間、母親が鶏卵を 1 日 1 個食べるグループと、卵を食べないグループに分けて比較した結果、母親が出産直後に卵を摂取しても、卵アレルギーの発症に影響を与えないことを示した。)</p> <p>【令和 5 年度の優秀論文】</p> <p>○ Hoshida Y, Tsujii A, Ohshima S, Saeki Y, Yagita M, Miyamura T, Katayama M, Kawasaki T, Hiramatsu Y, Oshima H, Murayama T, Higa S, Kuraoka K, Hirano F, Ichikawa K, Kurosawa M, Suzuki H, Chiba N, Sugiyama T, Minami Y, Niino H, Ihata A, Saito I, Mitsuo A, Maejima T, Kawashima A, Tsutani H, Takahi K, Kasai T, Shinno Y, Tachiyama Y, Teramoto N, Taguchi K, Naito S, Yoshizawa S, Ito M, Suenaga Y, Mori S, Nagakura S, Yoshikawa N, Nomoto M, Ueda A, Nagaoka S, Tsuura Y, Setoguchi K, Sugii S, Abe A, Sugaya T, Sugahara H, Fujita S, Kunugiza Y, Iizuka N, Yoshihara R, Yabe H, Fujisaki T, Morii E, Takeshita M, Sato M, Saito K, Matsui K, Tomita Y, Furukawa H, Tohma S. Effect of Recent Antirheumatic Drug on Features of Rheumatoid Arthritis-Associated Lymphoproliferative Disorders. Arthritis Rheumatol. 2024 Jun;76(6):869-881.</p> <p>(大阪南医療センター、東京医療センター、名古屋医療センター、九州医療センターをはじめとする NHO病院等の国内 53 病院で実施。関節リウマチ患者に発生するリンパ増殖性疾患を、過去 22 年間に発症した 752 例の症例に解析を実施。その中で、トリシリズマブを使用するとリウマチ薬の中止で退縮したリンパ増殖性疾患の再増殖が起きにくいくこと等を示した。)</p>		評定	

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報															
1－3	教育研修事業														
業務に関連する政策・施策	今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 医療従事者の資質の向上を図ること					当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人国立病院機構法第3条								
当該項目の重要度、困難度						関連する政策評価・行政事業レビュー									
2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標	達成目標	(参考) 前中期目標 期間最終年 度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	指標	6年度	7年度					
看護職の実習指導者講習会修了者数 (計画値)	前中期目標期間中の最も高い年度の実績以上		344人	344人	344人	344人	344人	予算額（千円）	5,769,064						
看護職の実習指導者講習会修了者数 (実績値)		344人	522人	人	人	人	人	決算額（千円）	5,810,125						
達成度			151.7%	%	%	%	%	経常費用 (千円)	6,659,831						
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		1,261件	件	件	件	件	経常利益 (千円)	▲2,130,545						
地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		1,261件	1,474件	件	件	件	件	行政コスト (千円)	6,670,486						

達成度			116.9%	%	%	%	%	従事人員数 (人)	62,476 (※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	(※注①)	
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (計画値)	前年度より増加		566 件	件	件	件	件							
地域住民を対象とした研修会の開催件数 (実績値)		566 件	757 件	件	件	件	件							
達成度			133.7%	%	%	%	%							
特定行為研修修了者数 (計画値)	前年度より増加		164 人	人	人	人	人							
特定行為研修修了者数 (実績値)		164 人	188 人	人	人	人	人							
達成度			114.6%	%	%	%	%							

注) ①従事人員数については、診療を行っている者が研究や教育を行う等、事業分類ごとに算出することが困難であるため、全常勤職員数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を充実させる等、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施し、我が国の医療の質の向上に貢献するよう取り組むこと。 また、看護師等養成施設については、地域における医療人材育成やその需給及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行うこと。	3 教育研修事業 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用し、医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）に貢献しつつ、卒後においても機構の特色を生かした臨床研修プログラムやキャリアパス制度により、質の高い医療従事者の育成を行うとともに、地域の医療従事者や地域住民に向けた研修などを実施する。	3 教育研修事業		<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>(自己評定Aの理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記理由により、定量的指標について、達成度が100%以上であり、定量的指標以外の目標についても特に良好な結果を得た。 <p>○ 高度な判断能力と実践能力をもつ特定行為を実施できる看護師の育成は、スキルミックスによるチーム医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフト、タスク・シェアにも資するため、医療の質の向上につながる。令和6年度においては、4病院が新た特定行為研修指定研修機関となり、NHO全体で42病院（全国の指定研修機関462施設の9.1%）が指定研修機関となった。</p> <p>また、制度理解を深め自施設で研修を実施するための体制整備に向けた説明会を開催や指定研修機関と協力施設のマッチングなどの取組を行い、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設は57病院となった。さらに、研修受講中の人的補填ができるよう研修枠による採用を可能とする「質の高い看護を提供するための人材育成支援モデル事業」を展開し、受講環境を整備する取組を行い、令和6年度特定行為研修修了者は目標を24名上回る188名（達成度：114.6%）となった。</p> <p>○ NHO病院では、地域の医療従事者向けの研修会や近隣の障害者施設や高齢者施設への出張講座を開催するなどしており、令和6年度は地域の医療従事者等や地域住民のニーズを踏まえた医療情報発信に努めた結果、地域の医療従事者を対象とした研修会の開催件数は1,474件、地域住民を対象とした研修会の開催件数は757件となり、達成度はそれぞれ116.9%、133.7%となった。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
さらに、生産年齢人口が減少する中、今後の医療の高度化・複雑化を支えるために、国においても特定行為に係る看護師の育成を進めている中で、機構においては、チーム医療の推進及びタスク・シフト／シェアによる医師の負担軽減を図る観点からも、高度な看護実践能力を持つ看護師の育成と確保を推進すること。 加えて、限られた人材を効果的に活用するマネジメント力を備えた看護管理者の育成を引き続き推進すること。				○ 看護職員能力開発プログラム（A C T y）に基づく教育において、後輩育成における役割を果たすことのできる看護師を育成すると共に、看護学生の実習受入れに当たり、より質の高い教育や学生を尊重した指導が行える者の養成を目的として、各グループにおいて実習指導者講習会を開催している。実際に学生の指導にあたる一般看護師の受講者数を拡大するために、令和6年度より各グループで実習指導者講習会を2回開催したことにより、令和5年度の344人から令和6年度は522人(+151.7%)と受講者が増加した。	<課題と対応> 特になし。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。平成30年4月から開始された新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。 機構の病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構の病院でより専門的	(1) 質の高い医療従事者の育成・確保 ① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援 様々な診療機能を持つ機構の病院ネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師の育成を行う。平成30年4月から開始された新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図り、良質な医師を育成する。 また、機構の病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援する。 機構の病院	<評価の視点> ・ NHOのネットワークを活用した臨床研修プログラムに基づき、質の高い研修を実施して良質な医師を育成しているか。	<p>(1) 質の高い医療従事者の育成・確保</p> <p>① 質の高い医師の育成・キャリア形成支援</p> <p>1. 病院ネットワークを活用した質の高い医師の育成 国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、臨床研修医の育成を行っており、多くの臨床研修医の育成を引き続き行った。 また、平成30年度から開始されたいわゆる新専門医制度に対応するため、日本専門医機構の認める専門医取得を目指す若手医師である専攻医が安心して研修ができる環境を整えている。</p> <p>(1) 良質な医師を育てる研修について 臨床研修医・専攻医など医師や専門医を目指す医師を対象として、NHOのネットワークを活用し、各領域の専門性に秀でた指導医が講師を務め、講義と技術習得を組み合わせたセミナー形式の実地研修である「良質な医師を育てる研修」を引き続き開催している。</p> <p><研修事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「神経・筋（神経難病）診療研修」 ・ 「センスとスキルを身につけろ！未来を拓く消化器内科セミナー」 ・ 「病院勤務医に求められる総合内科診療スキル」 ・ 「肺結核・非結核性抗酸菌症・真菌症－NHOのノウハウを伝える研修」 ・ 「脳卒中疾患 診療能力パワーアップセミナー」 ・ 「内科救急NHO-J M E C C指導者講習会」 ・ 「呼吸器疾患に関する研修」 ・ 「循環器疾患に関する研修」 ・ 「小児疾患に関する研修」 <p>(2) 重症心身障害児（者）医療に関する研修について 「重症心身障害児（者）に関する研修」においては、当該分野に従事していない医師も対象にした研修を行い、当該分野の医療に携わる医師の育成や確保に努めている。研修内容としては、実際の医療機器を使用するハンズオンセミナーや、自院以外での取組を知るための参加者間でのディスカッション、臨床上の課題である意思決定・臨床倫理についてのグループワークなどを実施し、参加者のスキルアップを図っている。令和6年度においては、19名の参加があった。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
な分野について修練できる制度（NHO フェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。	に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他の機構の病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHO フェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援する。			<p>(3) 病院運営におけるリーダー育成共同宿泊研修の実施</p> <p>卒後15年以上の医師は、診療の中核を担うとともに、チーム医療、医療安全、地域医療連携など病院運営に積極的に関わることが求められ、多職種との連携が重要となる。看護職等の医療職、事務職も同様であり、これらが職種を越えてリーダーシップを発揮し、協働することが医療の向上には重要であることから、平成23年度より病院におけるリーダー育成を目的とした研修を実施している。令和6年度においては、48名の参加があった。</p> <p>(4) 若手医師を対象とした研究発表をサポートする「若手医師フォーラム」の開催</p> <p>NHOの若手医師の臨床研究及び研究発表を推進する目的で、国立病院総合医学会において若手医師の研究発表の場である「若手医師フォーラム」を引き続き開催している。</p> <p>令和6年度は全国より14演題が集まり、その中から審査にて優秀と評価された6演題は、特別セッションで英語による口演発表を行い、最優秀演題2題が選ばれた。</p> <p>(5) 「医師育成・教育委員会」の開催</p> <p>医師のキャリア形成の支援等を目的とする「医師育成・教育委員会」について、令和6年度は、2回開催し、臨床研修医・専攻医の研修内容の充実を図った。</p> <p>【主な検討内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修医のマッチング結果について ・新専門医制度への対応、各病院の専攻医の登録状況の共有について ・国立病院総合医学会「若手医師フォーラム」の開催について ・医師対象研修について ・NHO NEW WAVEについて ・臨床実習後共用試験（OSCE）について 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新専門医制度における研修コースや研修プログラムの更なる充実を図っているか。 	<p>2. NHOの病院を中心とする独自の臨床研修及びレジデントの育成</p> <p>(1) 臨床研修医の積極的な受入</p> <p>国に指定された基幹型臨床研修病院及び協力型臨床研修病院において、臨床研修医の育成を行っており、令和6年度においては基幹型で54の病院、協力型で126の病院（一部基幹型臨床研修施設を含む）が指定を受けている。また、臨床研修医の受入数は基幹型で10,391人、協力型で1,662人を受入れた。</p> <p>令和6年度の臨床研修医の臨床研修マッチング結果は、全国の臨床研修病院がマッチ数9,062名、マッチ率91.8%であるのに対し、NHOはマッチ数450名、マッチ率92.6%となった。</p> <p>(2) 新専門医制度への対応</p> <p>平成30年度から開始されたいわゆる新専門医制度に対応するため、日本専門医機構の認める専門医取得を目指す若手医師である専攻医が安心して研修ができる環境を整えている。例えば、基幹施設（基本領域の専門研修プログラムを有する等一定の基準を満たした病院）を目指す病院では、内科領域で受講が必須となるJMECC（Japanese Medical Emergency Care Course）を自院で開催し、早期から指導者を育成するため、平成26年度からNHO-JMEC指導者講習会を開催するなどの取組を行っている。令和6年度においては、1回開催し、全国のNHO病院より11名の医師が参加した。</p> <p>基本領域となる19領域については、国民に標準的で適切な診断・治療を提供できる専門医を育成できるよう、各病院が多くの領域で魅力溢れるプログラムを作成し、令和6年度においては、44病院が基幹施設として、全19領域中17領域117プログラムの認定を受けている。また、100病院が連携施設として、大学病院や地域の協力病院等と連携し、専門研修を実施している。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHO病院の若手医師を対象としたキャリア支援のための情報発信を行うことにより、キャリア形成を支援しているか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NHOの病院に所属する若手医師が、自身のスキルアップや専門医の取得を目指して所属病院とは異なる他のNHOの病院でより専門的な分野について修練できる制度（NHOフェローシップ）を推進する等により、キャリア形成を支援しているか。 	<p>(3) 臨床研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発行</p> <p>NHOにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている臨床研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和6年度も引き続き発行している。</p> <p>この情報誌により、臨床研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考とともに、既にNHOで研修を受けている研修医同士の横のつながりができる、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。</p> <p>また、若手医師フォーラムなど、若手医師の活躍についても紹介しており、令和6年度においては、医師の関心が高いと思われる医師の働き方改革に関する特集を掲載するなどして、臨床研修医・専攻医に対してキャリア形成支援のための情報発信を行った。</p> <p>【NHO NEW WAVE 特集記事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Vol. 51 良質な医師を育てる研修 ・ Vol. 52 国立病院総合医学会セッション「若手医師フォーラム」 <p>また、臨床研修医・専攻医向け情報誌などはNHOのホームページに掲載し、研修開催やNHOの病院の詳細情報を発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和6年度も引き続き支援を行った。</p> <p>3. NHOフェローシップの推進</p> <p>NHOの病院に所属する医師が、自身のスキルアップを目的として、他のNHOの病院で一定期間修練をする「NHOフェローシップ制度」を構築し、令和6年度末で計23病院41プログラムが登録されており、累計で22名がこの制度を利用した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>
						<p>年度計画の目標を達成した。</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>4. 大学病院等との連携による質の高い専門医の育成</p> <p>(1) 連携大学院等を通じたキャリア形成支援</p> <p>医師のキャリア形成の上で、臨床研究活動は重要な要素であることから、NHO各病院と大学との連携により連携大学院制度を設け、所属医師が診療しながら研究キャリアを積めるよう指導を行っている。</p> <p>連携大学院は、令和6年度には、全国19病院が14大学との連携により26講座を設置している。</p> <p>(2) 地域医療再生計画等に基づいた地域との連携による人材育成</p> <p>NHOにおいては、各自治体及び大学との連携により、地域で必要とされる人材の教育・育成を推進している。その一環として、大学の講座から医師派遣の受入れや、共同でのセミナーの開催を行っており、令和6年度においては、8病院が大学と連携を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀医療センター・・・福井大学の寄付講座から1名（膠原病内科）の医師派遣を実施。 ・熊本再春医療センター・・・熊本大学の寄付講座から2名（循環器内科、呼吸器内科）の医師派遣を実施。 ・指宿医療センター・・・鹿児島大学の寄附講座から2名（循環器内科1名、呼吸器内科1名）の医師派遣を実施。 ・霞ヶ浦医療センター・・・筑波大学の寄附講座から4名（呼吸器内科1名、麻酔科2名、整形外科1名、循環器内科1名）の医師派遣を実施。 ・東近江総合医療センター・・・滋賀医科大学の寄附講座から11名（総合内科7名、総合外科4名）の医師派遣を実施。 ・埼玉病院・・・慶應義塾大学の寄附講座から3名（小児科3名）、日本大学の寄附講座から2名（救急科）の医師派遣を実施。 ・福島病院・・・福島県立医科大学の寄附講座から1名（小児科）の医師派遣を実施。 ・東広島医療センター・・・広島大学の寄付講座から6名（麻酔科2名、小児科2名、産婦人科2名）の医師派遣を実施。 		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
				<p>5. 医師等確保対策としての各種制度の実施</p> <p>(1) 医師確保対策としての各種制度の運用</p> <p>定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。</p> <p>また、医師を派遣する大学等機関とNHO病院の双方の機関に有用な雇用の在り方が求められており、新たに大学等機関とNHO職員の身分を有したまま、双方の常勤職員となることができるクロスアポイントメント制度の運用を開始した。</p> <p>加えて、複数の医師派遣制度を運用しており、従前より運用している医師派遣助成制度を引き続き活用したほか、新たな医師、看護師等の確保の取組として、「基盤強化推進基金」を活用し、NHO内における医師派遣拠点病院を中心とした医師派遣制度等を試行的に令和6年度に創設し、令和7年4月から運用を開始し、医師の確保を図った。</p> <p>①シニアフロンティア制度</p> <p>平成18年度に、医師確保が困難なNHOの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和6年度においては、定年退職医師2名及び既に本制度を活用している医師17名の計19名の医師が、本制度を活用した。</p> <p>②期間職員制度</p> <p>平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、NHOの病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和6年度においては、126名が制度を利用した。</p> <p>③短時間正職員制度</p> <p>平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和6年度においては、23名が制度を利用した。</p> <p>④クロスアポイントメント制度</p> <p>令和6年度に、大学等機関とNHO職員の身分を有したまま、双方の常勤職員となることができるものとする、クロスアポイントメント制度を創設し、令和6年度においては5名が制度を利用した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>⑤医師派遣制度</p> <p>NHOでは複数の医師派遣制度を運用しており、NHO内の病院間で延べ2,403人日の医師派遣を行った。</p> <p>その中でも、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和6年度は特に医師確保が困難となっていた4病院に対して、4病院（延べ356人日（※））が医師派遣を行った。</p> <p>また、NHOのネットワークを活かした新たな医師、看護師等確保の取組として、「基盤強化推進基金」を活用した、NHO内における医師派遣拠点病院を中心とした医師派遣制度等を試行的に創設し、令和7年4月から運用を開始した。</p> <p>※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。</p> <p>(2) 大学等関係機関への働きかけ</p> <p>特に医師確保に課題のある病院については、NHO本部の職員が、大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和6年度も引き続き、NHO全体の医師確保対策の取組を行った。</p> <p>(3) 医師募集パンフレット等の作成及び配布</p> <p>医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の待遇」について、令和6年度も引き続き1,980部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布、NHOのホームページに掲示することで、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和6年度も引き続き作成し、NHOのホームページに掲示することで、研修医・専攻医の募集活動に活用した。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 看護師等養成所について、機構が担う医療への使命感を持った質の高い看護師を育成するため、外部有識者を含む第三者によるカリキュラムの評価を実施する等、引き続き教育の質の向上を図るとともに、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、運営方針等の見直しを行う。 地域医療への貢献のため、全ての養成所において地域に開かれた公開講座を実施する。機構が組織とし	② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図る。国家試験で全国平均を超える合格率を目指す。全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施する。養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進する。 また、地域における医療人材育成やその需要及び医療の高度化・複雑化等の環境の変化を踏まえた上で、養成所の運営方針等の見直しを行う。 講師派遣や実習環境の提	<評価の視点> ・ 各養成所は、外部有識者を含む第三者によるカリキュラム評価を実施し、教育内容の充実を図っているか。	<p>② 質の高い看護師等の育成・キャリア支援</p> <p>1. 今後の看護師養成のあり方 看護師養成を取り巻く社会情勢の変化や、看護師等養成所に対する運営費交付金の廃止といった様々な状況変化を踏まえ、NHOにおける看護師の安定供給と質の高い看護師の養成・育成について検討するため、平成27年度に「今後の看護師養成・育成のあり方にに関する検討会」を設置し、4回にわたり議論を行い、報告書を取りまとめた。 報告書の内容を受けて、看護師等養成所においては、教育の質の向上を図りつつ、地域における看護師養成の状況の変化を踏まえ、個別の養成所のあり方を検討し、令和元年度においては附属養成所の今後の方向性を検討するための指標と基準及び運営に関する協議手順を作成、各養成所に周知し、毎年度評価を実施した。</p> <p>2. 第三者によるカリキュラム評価等の実施 看護師等養成所への教育の質の維持・向上と適切な運営に向け、令和元年度からカリキュラム評価等を行い、教育理念、教育目標とカリキュラムの整合性、科目の進度と教育内容、授業展開の工夫、学生への学習支援体制等の改善に取り組んでいる。高等教育修学支援新制度において、附属養成所30校は一定要件を満たす対象機関となっており、令和6年度は30校が第三者評価を受け、その結果を各校のホームページにて公表し、教育の質の向上と適正な運営に努めた。</p> <p>3. 看護師等養成所の適正な運営 NHOでは、教育水準の維持・向上を目的とした「養成所評価指標」を使用し、各養成所において、養成所評価指標の8指標（1. 教育・研究への取組状況、2. カリキュラム評価の実施状況、3. 教育支援の実施状況、4. 国家試験合格率の状況、5. 保健・医療・福祉分野への供給状況、6. 公開講座の実施状況、7. 地域への講師等としての参加状況、8. 教員のキャリア形成支援）に基づき、令和6年度も引き続き自己点検・自己評価を実施し、次年度以降の運営改善の参考としている。</p>	評定	年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
て学生教育に 係る協力を通 じて看護大 学・大学院と 連携し、機構 の理念に即し た看護を行う 良質な看護師 の確保に努め る。 高度な看護 実践能力を持 ち、医師など 多職種との協 働によりチー ム医療を提供 していくこと のできる診療 看護師を育成 するため、看 護大学院と連 携し医療と一 体となった高 等看護教育に 資する取組を 行うとともに に、その活動 状況について 把握し、卒後 教育プログラム の充実を図 る。あわせて、 特定行為に係 る看護師の研 修を外部の医 療従事者も含 めて適切に実 施し、特定行	供など学生教 育に係る協力 を通じて看護 大学・大学院 との連携を進 める。 診療看護師 を育成するた め、東京医療 保健大学大学 院看護学研究 科が行う看護 教育に対し、 機構として講 師派遣など積 極的な協力を 行う。あわせ て、地域のニ ーズを踏まえ、 外部の医 療従事者も受 講対象とする 特定行為に係 る看護師の研 修を適切に実 施する。 基盤的な看 護実践能力の 育成がその後 のキャリア形 成につながる よう、看護職 員能力開発プ ログラム（A C T y ナース V e r 2）を 運用し、良質 な看護師の育	4. 看護師等養成所の入学者充足率 少子化に伴う18歳人口の減少や大学志向が強まる中、入学者充足率はNHO全体として経年に見れば低下傾向であるが、看護師等養成所全体及び個別の養成所においても高い水準を維持している。 令和6年度においても、各養成所では、学校見学会での模擬授業や看護体験の実施や、また実習病院であるNHO病院と連携した高校訪問や学校紹介（パンフレット作成・動画作成）、SNSの活用やホームページのリニューアルを行う等、受験希望者や保護者、高等学校教諭、及び地域住民に対して学校のアピールを行い、入学者確保に繋げた。 【入学者充足率】 令和5年度 令和6年度 ・看護学科 93.2% → 89.4% ・助産学科 100.0% → 98.3% ・理学療法学科 100.0% → 40.0% ・作業療法学科 55.0% → 55.0%	5. 看護師等養成所の高い看護師国家試験合格率 令和6年度の看護師等養成所全体の国家試験合格率は99.1%となり、全国平均合格率（95.9%）を上回るだけでなく、大学（97.7%）、短期大学（93.6%）及びその他の3年課程の養成所（95.7%）の結果と比較しても上回っており、引き続き全国トップクラスの合格率を維持した。 【看護師国家試験合格率】 令和6年3月発表 令和7年3月発表 ・NHO看護師等養成所 96.5% → 99.1% ・全国平均 93.2% → 95.9% (大学・3年課程の養成所の合格率) ・大学 95.6% → 97.7% ・短期大学 88.7% → 93.6% ・養成所 93.0% → 95.7% 【助産師国家試験合格率】 令和6年3月発表 令和7年3月発表 ・NHO看護師等養成所 98.2% → 100% ・全国平均 99.3% → 99.3%	評定	年度計画の目 標を達成した。		

出典：第108回助産師国家試験および第114回看護師国家試験の学校別合格者状況について（厚生労働省プレスリリース）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																		
				業務実績	自己評価																			
為研修修了者を増加させる。 看護師のキャリアパス制度について、看護職員能力開発プログラム（ACTy）の運用等に係る評価を実施するとともに、基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるようプログラムを充実させ、良質な看護師の育成に努める。 また、機構の医療・看護の質の向上に貢献できる看護管理者を育成するため、看護管理者能力開発プログラム（C R E A T E）を運用、職位に応じた研修等を実施し、機構の医療・看護の質の向上に貢献できる看	成に努める。 また、看護管理者能力開発プログラム（C R E A T E）を運用し、職位に応じた研修を実施するとともに、地域のニーズを踏まえ、外部の看護管理者も受講対象とする認定看護管理者教育課程研修を引き続き実施する。	<評価の視点> ・ 全ての養成所で地域に開かれた公開講座を実施しているか。	6. 看護師等養成所の就職率 看護師等養成所では、NHO及び社会に貢献し得る有能な人材を育成し、卒業生のNHOの病院及び地域の医療機関等への就職につなげるため、学生の段階から専門職業人としての自覚を持てるような教育を行っている。 また、カリキュラムの中にセーフティネット分野の医療とその看護に関する教育内容を盛り込み、NHOのネットワークを活用して実習を行う等、NHOが担う医療についての理解を深められるように取り組んでいる。 【卒業生就職・進学状況】 <table><thead><tr><th></th><th>令和6年3月卒業</th><th>令和7年3月卒業</th></tr></thead><tbody><tr><td>就職率</td><td>90.7%</td><td>→ 93.1%</td></tr><tr><td>(うちNHO病院への就職率)</td><td>70.5%</td><td>→ 73.7%</td></tr><tr><td>(NHO病院以外への就職率)</td><td>20.2%</td><td>→ 19.1%</td></tr><tr><td>進学率（大学編入、助産学校等）</td><td>5.1%</td><td>→ 5.6%</td></tr><tr><td>就職・進学率 合計</td><td>95.8%</td><td>→ 98.7%</td></tr></tbody></table> 7. 公開講座の実施 地域社会への貢献、並びに看護学生への教育、将来の看護学生の確保を目的として、地域の住民、特に高校生を対象とした公開講座を、引き続き全ての看護師等養成所で実施しており、令和6年度においては、155回（参加者数3,962人）開催し、前年度と同様に看護師を目指す高校生、実習施設の入院患者や職員、地域の住民などの参加があった。 また、看護師等養成所と病院が連携して学生を指導できることを目的にNHOに関わらず他施設の看護師等を対象に、教員の研究授業の公開や実習指導者研修会を実施している。令和6年度においては、研究授業は234回、実習指導者研修は34回、466人が参加した。		令和6年3月卒業	令和7年3月卒業	就職率	90.7%	→ 93.1%	(うちNHO病院への就職率)	70.5%	→ 73.7%	(NHO病院以外への就職率)	20.2%	→ 19.1%	進学率（大学編入、助産学校等）	5.1%	→ 5.6%	就職・進学率 合計	95.8%	→ 98.7%		評定	年度計画の目標を達成した。
	令和6年3月卒業	令和7年3月卒業																						
就職率	90.7%	→ 93.1%																						
(うちNHO病院への就職率)	70.5%	→ 73.7%																						
(NHO病院以外への就職率)	20.2%	→ 19.1%																						
進学率（大学編入、助産学校等）	5.1%	→ 5.6%																						
就職・進学率 合計	95.8%	→ 98.7%																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
護管理者の育成を引き続き推進する。			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養成所教員のマネジメント能力向上を目的に臨床での実務研修を推進しているか。 	<p>8. 教員の確保及び質の向上</p> <p>質の高い看護師等を養成するには、教員の確保及び質の向上、並びに教育活動が行いや すい環境を整えることが必要である。令和6年度においては、以下のような取組を行つ た。</p> <p>(1) 看護教員を目指す看護師を対象としたインターンシップの実施</p> <p>将来的な看護教員の質と数の確保、臨床と教育現場の人事交流の促進につなげる取 組として、看護師経験5年目以上かつ看護教育に関心のある看護師又は看護教員を目指 す看護師を対象に看護教員インターンシップを実施しており、令和6年度は、18 校が研修を受け入れ、67名の受講者があった。</p> <p>(2) 教員が臨床において看護管理に係る実務研修を受講する取組</p> <p>養成所を設置する29病院のうち19病院にて取組を実施し、79名の教員が実務 研修を行った。臨床の現状と看護管理の実際、看護の質の維持・向上のための管理的 視点を理解し、実習環境の調整や講義に活かすことで、学生に対する教育の質の向上 に役立てた。研修では、看護管理の実際、組織経営や経営の視点、多職種との連携等 について学び、研修後に学校運営に積極的に参画できるよう取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 令和5年度 15名 → 令和6年度 14名 ・ 教務主任講習（東京慈恵会主催研修） 教務主任養成講習会 2年間 令和5年度 1名 → 令和6年度 3名 <p>(3) 実習指導教員の配置</p> <p>臨地実習における学生への教育の質向上および将来の教員確保に向け、実習指導教 員の配置を行っている。</p> <p>令和5年度 5校5名 → 令和6年度 5校5名</p> <p>9. 附属養成所の今後の運営方針に関する協議</p> <p>令和元年度より附属養成所の今後の方向性を検討するため、附属養成所運営の今後の方 向性の検討、附属養成所運営の効率性・生産性の確保、母体病院の経営確保の3つの指標 及び基準を作成した。附属養成所においては、毎年度評価を行った上で運営方針を決定し ている。また、地域における看護師等養成状況を踏まえつつ、引き続きその役割が果たせ るよう、応募者数が低下している養成所に対しては、本部が個別訪問の上、学生確保にお ける分析や解決策についてともに検討した。</p>	<p>年度計画の目 標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																			
				業務実績	自己評価																				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師派遣や実習環境の提供など学生教育に係る協力を通じて看護大学・大学院との連携を進めているか。 ・ 診療看護師を育成するため、東京医療保健大学大学院看護学研究科が行う看護教育に対し、NHOとして講師派遣など積極的な協力をを行っているか。 <p>あわせて、地域のニーズを踏まえ、外部の医療従事者も受講対象とする特定行為に係る看護師の研修を適切に実施しているか。</p>	<p>10. 東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科との連携</p> <p>高度な看護実践能力を有し、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師を育成することを目的とする東京医療保健大学東が丘看護学部と同大学院看護学研究科に対し、令和6年度も引き続き、NHOの病院での実習の場としての提供や、東京医療センター及び災害医療センターの医師が臨床教授として指導に当たるなど積極的な協力を行った。</p> <p>また、令和6年度は、NHOの看護師10名がスキルアップを図るために、研究休職制度を利用し、同大学院看護学研究科へ進学した。</p> <p>なお、同大学院看護学研究科の課程を修了し各病院に復職・就職した診療看護師（JNP）は「国立病院機構診療看護師研修病院指定要項」に則り、教育指導体制等が整備された「診療看護師研修病院」に配置することとしており、令和6年度は、診療看護師（JNP）の配置数が前年度より11名増加した。診療看護師（JNP）は、チーム医療の提供だけでなく、医師のタスク・シフトにも貢献している。</p> <p>【東京医療保健大学看護学部及び大学院看護学研究科の臨地実習への協力状況】</p> <p>(1) 東京医療保健大学看護学部</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">東京医療センター</td> <td style="width: 70%;">726名</td> </tr> <tr> <td>災害医療センター</td> <td>559名</td> </tr> <tr> <td>村山医療センター</td> <td>246名</td> </tr> <tr> <td>東京病院</td> <td>78名</td> </tr> <tr> <td>下総精神医療センター</td> <td>55名</td> </tr> <tr> <td>千葉東病院</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>神奈川病院</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>東埼玉病院</td> <td>28名</td> </tr> <tr> <td>相模原病院</td> <td>19名</td> </tr> </tbody> </table>	東京医療センター	726名	災害医療センター	559名	村山医療センター	246名	東京病院	78名	下総精神医療センター	55名	千葉東病院	20名	神奈川病院	20名	東埼玉病院	28名	相模原病院	19名	年度計画の目標を達成した。	評定	
東京医療センター	726名																								
災害医療センター	559名																								
村山医療センター	246名																								
東京病院	78名																								
下総精神医療センター	55名																								
千葉東病院	20名																								
神奈川病院	20名																								
東埼玉病院	28名																								
相模原病院	19名																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(2) 大学院看護学研究科（高度実践看護コース）</p> <p>医療における「看護」の役割をしっかりと理解した上で、救急医療を含むクリティカル領域で医師等と連携・協働して、自律的に医療を提供できる能力育成のためのカリキュラム構成となっており、具体的には、「人体構造機能論」「臨床薬理学特論」等で医学的な基礎知識を再確認した上で、「診察・診断学特論」「臨床推論」等で診断から患者の状況を理解し、的確に診断できる技術を習得する。</p> <p>また、「治療のためのN P実践演習」「統合演習」等でクリティカル領域での治療法を実践的にシミュレーションし、最終的には「統合実習」の17週の実習を通して、高度実践看護師として状況に応じた診療を実践できる力を身につけられるよう構築されている。</p> <p>東京医療センター（大学院生20名） 災害医療センター（大学院生11名） 東京病院（大学院生11名）</p> <p>(3) 大学院看護学研究科（高度実践助産コース）</p> <p>病院内外の助産システムに対応できる実践力を養うため、助産診断技術や助産管理能力を強化し、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成する。助産診断技術を強化するため、「助産臨床推論」や「妊娠期診断・技術学II」等の科目において知識・技術を修得し、助産管理能力を強化するため、「地域助産活動論」、「地域助産学実習」において地域における助産院が医療システムの中で果たす役割を学び、また、エビデンスに基づく助産実践を展開できる力を育成するため、「EBPM探求論」においてエビデンスの必要性、エビデンスを探す力、作る力、使う力を修得する。</p> <p>東京医療センター 15名 埼玉病院 4名 相模原病院 4名</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基盤的な看護実践能力の育成がその後のキャリア形成につながるよう、看護職員能力開発プログラム（A C T y ナース V e r 2）を運用し、良質な看護師の育成に努めているか。 	<p>11. 看護師のキャリアパス制度の充実</p> <p>○ 看護職員能力開発プログラム（A C T y）と看護管理者能力開発プログラム（C R E A T E）を連動させ、自ら主体的に学ぶ環境を整えると共に、組織として学びを支援する研修等の体系を整えている。</p> <p>令和6年度には、看護職員のキャリアパスに基づく職員個々のキャリア形成を支援するとともに組織の発展に寄与する人材を育成するために、人材育成計画の共通様式を作成し、病院・グループ・本部が一体となって職員と組織の将来を見据えた計画的な人材育成に向けた仕組みを構築した。キャリア形成支援として、実習指導者講習会等においてはカリキュラムを共通化し e ラーニングを活用することで受講しやすい環境を整備し受講促進に引き続き取り組んだ。</p> <p>さらに、研修受講中の人的補填ができるよう研修枠による採用を可能とする「質の高い看護を提供するための人材育成支援モデル事業」（令和6年度から令和8年度実施）を展開し、研修を受講しやすい環境を整備した。</p> <p>看護管理者の育成については、各職位に応じた学習実践内容・能力を示した看護管理者能力開発プログラム（C R E A T E）に基づく院内教育の実施状況を本部にて確認し、看護管理者自身の主体的学習による成長を目指し、O J Tによる能力開発を推進している。また、職位に応じた看護管理実践の学びを深めることができるよう認定看護管理者教育課程（ファースト・セカンド・サード）の段階的な受講を促進し、令和6年度にはファーストレベルの受講支援枠を拡大し、令和5年度190人から令和6年度は201人（+105%）と受講者が増加した。</p> <p>看護職員能力開発プログラム（A C T y）に基づく教育においては、後輩育成における役割を果たすことのできる看護師を育成すると共に、看護学生の実習受入れに当たり、より質の高い教育や学生を尊重した指導が行える者の養成を目的として、各グループにおいて実習指導者講習会を開催している。実際に学生の指導にあたる一般看護師の受講者数を拡大するために、令和6年度より各グループで実習指導者講習会を2回開催したことにより、令和5年度の344人から令和6年度は522人（+151.7%）と受講者が増加した。</p> <p>(1) 専任教師担当師長の配置</p> <p>院内の教育の質向上、復職等の支援、教育研修に係る企画や、看護師教育担当者からの教育指導方法の相談等にきめ細かく対応できるようにするために、各病院の状況に応じて専任教師担当師長を配置している。</p> <p>【専任教師担当師長の配置病院】 令和5年度 126病院 → 令和6年度 126病院</p> <p>【専任教師担当副師長の配置病院】 令和5年度 19病院 → 令和6年度 19病院</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																												
				業務実績	自己評価																														
			<p>（2）研究休職制度</p> <p>高度専門的な医療の提供ができる人材を確保するため、意欲のある職員が、退職することなく国立看護大学校研究課程又は看護系の研究科を置く大学院等に進学できるよう、研究休職制度を設けている。</p> <p>令和6年度には、新たに10名が休職し、東京医療保健大学大学院等に進学しており、復職後はNHOの医療現場において活躍する予定である。</p> <p>【看護職員研究休職者数】</p> <p>令和5年度 2名 → 令和6年度 10名</p> <p>12. 看護師のキャリアパスに基づく研修の実施・派遣</p> <p>職責や専門性に応じた知識・技術の習得等を目的に、令和6年度も引き続き、各病院、グループ及び本部において、キャリアパスに基づく研修を実施した。</p> <p>また、NHOのネットワークを活用し、各病院の医療分野の特性から自院では習得が困難な看護技術や知識を、他院での研修を通じて習得することで、看護職員の能力の向上につなげるために、病院間交流研修を令和6年度も引き続き実施した。</p> <p>（1）研修の実施状況</p> <p>○管理・監督者研修</p> <p>【本部主催】</p> <table> <tbody> <tr> <td>・看護部長等（新任）研修</td> <td>2日間</td> <td>38名</td> </tr> <tr> <td>・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）</td> <td>105時間</td> <td>201名</td> </tr> <tr> <td>・認定看護管理者教育課程セカンド（本部開催）</td> <td>180時間</td> <td>53名</td> </tr> <tr> <td>・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）</td> <td>180時間</td> <td>34名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各グループ主催】</p> <table> <tbody> <tr> <td>・副看護部長新任研修</td> <td>1日～2日間</td> <td>80名</td> </tr> <tr> <td>・看護師長新任研修</td> <td>1日～2日間</td> <td>114名</td> </tr> <tr> <td>・副看護師長新任研修</td> <td>1日～2日間</td> <td>313名</td> </tr> </tbody> </table> <p>○専門研修</p> <p>【本部主催】</p> <table> <tbody> <tr> <td>・認知症ケア研修</td> <td>2日間</td> <td>510名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【各グループ主催】</p> <table> <tbody> <tr> <td>・医療安全対策研修会</td> <td>1日～2日間</td> <td>634名</td> </tr> <tr> <td>・教員インターンシップ研修</td> <td>1日～4日間</td> <td>62名</td> </tr> </tbody> </table>	・看護部長等（新任）研修	2日間	38名	・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	201名	・認定看護管理者教育課程セカンド（本部開催）	180時間	53名	・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	34名	・副看護部長新任研修	1日～2日間	80名	・看護師長新任研修	1日～2日間	114名	・副看護師長新任研修	1日～2日間	313名	・認知症ケア研修	2日間	510名	・医療安全対策研修会	1日～2日間	634名	・教員インターンシップ研修	1日～4日間	62名	評定	
・看護部長等（新任）研修	2日間	38名																																	
・認定看護管理者教育課程ファースト（地域開催）	105時間	201名																																	
・認定看護管理者教育課程セカンド（本部開催）	180時間	53名																																	
・認定看護管理者教育課程サードレベル（本部開催）	180時間	34名																																	
・副看護部長新任研修	1日～2日間	80名																																	
・看護師長新任研修	1日～2日間	114名																																	
・副看護師長新任研修	1日～2日間	313名																																	
・認知症ケア研修	2日間	510名																																	
・医療安全対策研修会	1日～2日間	634名																																	
・教員インターンシップ研修	1日～4日間	62名																																	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>(2) 特定行為研修修了者の育成（一部再掲）</p> <p>NHOにおいては、質の高い医療の提供や、医師の業務に係るタスク・シフト、タスク・シェアを目的に、高度な判断力と実践能力を持つ特定行為を実施できる看護師の育成を進めている。</p> <p>令和6年度においては、4病院が新たに特定行為研修指定研修機関となり、NHO全体で42病院（全国の指定研修機関462施設の9.1%）が指定研修機関となった。また、制度理解を深め自施設で研修を実施するための体制整備に向けた説明会の開催や指定研修機関と協力施設のマッチングなどの取組を行い、指定研修機関との連携により自施設での実地研修が可能となる協力施設は57病院となった。</p> <p>また、研修受講中の人的補填ができるよう研修枠による採用を可能とする「質の高い看護を提供するための人材育成支援モデル事業」を展開し、受講環境を整備する取組を行い、令和6年度特定行為研修修了者は目標を24名上回る188名（達成度：114.6%）となった。</p> <p>さらに、令和6年度「特定行為研修の組織定着化支援事業」に8病院が参画し、概ね3年目以上の看護師が特定行為研修の共通科目をeラーニングにより受講できるよう整備し、特定行為研修への受講に繋げる取組を行っている。指定研修機関意見交換会の開催により事業拡大、研修の充実を図る取組も行っている。</p> <p>外部からの研修生の受入も徐々に拡大しており、北海道医療センターなどでは、他設置主体の訪問看護ステーション職員の研修受入・研修修了者のフォローアップ研修を行うなど、国が推進している在宅領域における特定行為研修修了者の養成及び地域の医療提供体制構築にも大きく貢献している。</p> <p>また、令和2年度より厚生労働省委託事業の「看護師の特定行為に係る指導者育成事業実地団体」に毎年指定されており、令和6年度においても、eラーニングによる事前学習とWebによる双方向性の講習会を5回開催した。研修修了者は237名であり、（応募倍率は2.1倍）安全に特定行為を実施するために必要な指導者育成に貢献した。また、特定行為研修修了者のスキルアップためのフォローアップ講習会を令和6年度より実施し、研修受講生は42名であり、特定行為研修修了者の思考力・判断力の向上を図り、修了者自身が役割を再認識する機会とした。</p> <p>○ 令和6年度新たに特定行為研修指定研修機関となった病院 青森病院、埼玉病院、岩国医療センター、西別府病院</p> <p>【特定行為研修受講修了者数】 令和5年度 164名 → 令和6年度 188名</p>		評定	年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>(3) 「認定看護師」研修の受講状況 医療・看護の高度化、多様化に伴い、より専門的で水準の高い知識や技能を持った看護師のスペシャリストが必要とされており、各病院の特性に合わせた認定看護師の取得を令和6年度も引き続き支援した。 また、認定看護師教育課程は、特定行為研修を含んだB課程への移行が進んでおり、研修期間が長期に及ぶことから、看護職員の研修受講中の人的補填ができるよう研修枠による採用を可能とする「質の高い看護を提供するための人材育成支援モデル事業」を令和6年度より展開し、研修受講者の確保に取り組んだ。 なお、令和6年度末時点で、認定看護師を1, 197名配置している。</p> <p>【認定看護師研修の受講者数】 令和5年度 63名 → 令和6年度 74名</p> <p>(4) 教員養成講習等の受講状況（一部再掲） 看護師等養成所の教員確保を安定的に行っていくため、都道府県主催の各看護教員養成課程等の受講支援を引き続き実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員養成講習（都道府県主催研修） 看護教員養成コース 8ヶ月～1年間 令和5年度 15名 → 令和6年度 14名 ・教務主任講習（東京慈恵会主催研修等） 教務主任養成講習会 2年間 令和5年度 1名 → 令和6年度 3名 <p>(5) 実習指導者の養成 NHOでは、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、NHOが提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和6年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。また、カリキュラムの共通化及びe ラーニングの活用により多くの者が受講できる環境を整備し、令和6年度より全グループにおいて実習指導者講習会を2回実施し、受講者数の拡大を図った。</p> <p>【NHOが実施する実習指導者講習会の受講者数】 令和5年度 6カ所 344名 → 令和6年度 6カ所 522名</p>		評定	年度計画の目標を上回る実績をあげた。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
③ 質の高い メディカルス タッフ等の育 成・キャリア 支援 チーム医療 に貢献できる 高度な専門性 をもったメデ ィカルスタッ フ等を育成す るために、職種 横断的な研修 を実施すると ともに、キャ リア支援に取 り組む。	③ 質の高い メディカルス タッ夫等の育 成・キャリア 支援 チーム医療 に貢献できる 高度な専門性 をもったメデ ィカルスタッ フ等を育成す るために、職種 横断的な研修 を実施すると ともに、キャ リア支援に取 り組む。	<評価の視点> ・ チーム医療 に貢献できる 高度な専門性 をもったメデ ィカルスタッ フ等を育成す るために、職種 横断的な研修 を実施すると ともに、キャ リア支援に取 り組んでいる か。	③ 質の高いメディカルスタッフ等の育成・キャリア支援 1. 診療情報の質の向上と標準化を図る研修の実施 診療情報管理士や診療情報管理士を取得予定の事務職員の能力の向上、知識の標準化を目指した「診療情報管理に関する研修」を、令和6年度については、テレビ会議システムと集合形態の併用により開催し、31病院より33名の参加があった。 2. チーム医療推進のための研修等の実施（再掲） 医療の質向上を目指し、メディカルスタッフの専門知識の強化、チーム医療推進の支援を目的とした研修を例年実施しているところだが、令和6年度については、集合形態の研修に加え、テレビ会議システムを積極的に活用して研修を実施した。 【強度行動障害医療研修】（本部主催）（再掲） 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して、具体的な事例をもとにしたグループワークを通じて解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し38病院から68名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、NHO内での治療内容（技法・プログラム）の均一化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師2名、理学療法士・作業療法士12名、言語聴覚士2名、心理療法士2名、看護師33名、児童指導員9名、保育士5名、療養介助員等3名 【障害者虐待防止対策セミナー】（本部主催）（再掲） 障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、67名が参加した。 参加職種：看護師41名、児童指導員9名、保育士8名、療養介助員等9名	年度計画の目 標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>【在宅医療推進セミナー】（本部主催） 地域包括ケアシステムの構築における自院の課題を把握し、意見交換を通じ、情報を共有することにより在宅医療提供体制の構築に向けて必要な知識・技術の習得や、訪問看護ステーションの開設に向けて必要な知識の習得を図ることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、16病院から20名（うち2名は事務職員）が参加した。</p> <p>【医療観察法MDT研修】（本部主催）（再掲） 医療観察法病棟としてあるべき「治療とは」、そして最終目標である「社会復帰とは」という重要なテーマに対し、多職種によるディスカッションを通じて、精神科医療の底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して実施し、33病院（NHO病院12病院、NHO外病院21病院）から136名が参加した。 (MDT : M u l t i d i s c i p l i n a r y t e a m)</p> <p>【チームで行う小児救急・成育研修】（本部主催） 小児救急医療に対する医療的重要性及び社会的要望の増大に伴い、小児救急・成育に関する知識、技能、対応の向上を図ることを目的に、ハンズオン形式の集合研修を実施し、令和6年度は33名が参加した。</p> <p>【NST（栄養サポートチーム）研修】（グループ主催） 臨床におけるより良い栄養管理の実施に当たり、チーム医療での専門的役割発揮に必要な問題・課題を認識させるとともに、ネットワーク体制の充実と向上を図ることを目的とした研修を継続して年4回実施し、96名が参加した。</p> <p>※本研修において、NST教育認定施設での40時間の臨床実地修練の単位を取得でき、診療報酬上の「栄養サポートチーム」の施設基準を取得できることとなった。</p> <p>参加職種：看護師41名、薬剤師37名、管理栄養士17名、理学療法士1名</p> <p>【がん化学療法研修】（グループ主催） がん化学療法に携わる各職種が専門性を發揮し、情報を共有し、それぞれの役割を果たすことで質の高い安全で安心ながん化学療法の提供体制が構築され、医療安全対策の充実強化につなげることを目的とした研修を、令和6年度は、テレビ会議システムを活用して年3回実施し、120名が参加した。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価									
				業務実績	自己評価										
				<p>【輸血研修】（グループ主催） 輸血の医療安全業務に関わる医療従事者に対して、輸血における安全かつ適正な業務を遂行するために必要な専門的知識及び関連職種間連携業務等を習得させ、医療安全対策の意識を向上させることを目的とした研修を、令和6年度については、テレビ会議システムを活用して年3回実施し、74名が参加した。</p> <p>3. 技術研修実施体制の整備 医療用シミュレーターを用いた疑似臨床実習を行う施設であるメディカル・スキル・アップ・ラボラトリーは、臨床におけるシミュレーション教育での重要性が周知されている。令和6年度には、102病院でこの施設を有しており、基本手技（静脈内採血・注射、導尿、縫合等）や救急蘇生用のシミュレーター等の機器を活用した研修を実施している。</p> <p>4. メディカルスタッフのキャリア支援 医療の高度化・多様化に伴いメディカルスタッフにも高度な専門性が求められている。放射線治療専門放射線技師、認定輸血検査技師については、専門資格取得のための環境を整えることでキャリアを支援する取組を平成27年度以降実施しており、令和6年度については放射線治療専門放射線技師が169名、認定輸血検査技師が60名となった。</p> <p>【各専門資格の認定者数】</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">令和5年度</td> <td style="text-align: right;">令和6年度</td> </tr> <tr> <td>放射線治療専門放射線技師</td> <td style="text-align: right;">187名</td> <td style="text-align: right;">→ 169名</td> </tr> <tr> <td>認定輸血検査技師</td> <td style="text-align: right;">56名</td> <td style="text-align: right;">→ 60名</td> </tr> </table> <p>5. 薬剤師能力開発プログラムに基づく薬剤師育成体制支援 平成28年度にNHOの薬剤師として、キャリア形成の過程に必要な到達目標を示し、自己評価及び指導者の評価を可能としたチェックシート形式の能力開発プログラムを作成した。 令和6年度においても研修にて呼びかけを行うなど同プログラムの更なる利用促進に努めた。</p>		令和5年度	令和6年度	放射線治療専門放射線技師	187名	→ 169名	認定輸血検査技師	56名	→ 60名	評定	
	令和5年度	令和6年度													
放射線治療専門放射線技師	187名	→ 169名													
認定輸血検査技師	56名	→ 60名													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			6. 実習技能研修の実施 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士、理学・作業療法士等、児童指導員、保育士に対して、最新・高度の知識・技術等を習得させ、患者サービスの質とサービス提供体制の向上を図ることを目的とした研修を、令和6年度については、以下のとおり実施した。 ・薬剤師実習技能研修 123名 ・診療放射線技師実習技能研修 165名 ・臨床検査技師実習技能研修 205名 ・栄養管理実習技能研修 82名 ・理学・作業療法士等実習技能研修 275名 ・児童指導員・保育士実習技能研修 56名			評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催する。	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研究会・公開講座等を幅広いテーマで積極的に開催し、開催件数について増加を目指す。	<評価の視点> ・ 地域の医療従事者や患者・家族、地域住民を対象とした研修会等を幅広いテーマで積極的に開催し、開催件数を増加させているか。 <定量的指標> ・ 地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数 ・ 地域住民を対象とした研修会の開催件数	(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施 1. 地域の医療従事者、患者や地域住民を対象とした研修会等（一部再掲） 地域の医療従事者や住民のニーズを踏まえた上で研修会等を開催した。令和6年度の開催件数は2, 231件（外部受講者97, 286名）となり、これにより地域の医療従事者、患者や地域住民への医療情報の発信に努めた。 (地域医療従事者を対象とした研修会の開催件数) 令和5年度 1, 261件（外部受講者48, 747名） → 令和6年度 1, 474件（外部受講者53, 569名） (地域住民を対象とした研修会の開催件数) 令和5年度 566件（外部受講者31, 966名） → 令和6年度 757件（外部受講者43, 717名） 2. 効率的な研修の実施について 医療従事者等の職員を対象とする研修の実施について、コロナ禍を契機として導入した「e ラーニングシステム」や「テレビ会議システム」を活用しつつ、集合形態の研修と併用するなどして、職員のワーク・ライフ・バランスにも配慮した研修受講体制を整えており、令和6年度はe ラーニングシステムを75件、テレビ会議システムを171件の研修で活用した。 3. 強度行動障害医療研修（再掲） 入所施設で支える仕組みから地域生活を支える仕組みへと変化している中で、医師だけでなく、看護師・児童指導員・心理療法士など患者の24時間の生活に接する多職種で行うチーム医療で治療等を行う必要性がある。 強度行動障害医療に対し、多職種チーム医療を更に推進していくため、先駆的な医療の導入や療育、医療安全、制度上の課題に対して、具体的な事例をもとにしたグループワークを通じて解決策を検討し、多職種専門医療としての底上げを図ることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し38病院から68名が参加した。 当該研修を通じて強度行動障害医療の専門性をさらに高め、NHO内での治療内容（技法・プログラム）の均一化を目指しており、強度行動障害を専門とする若手精神科医の育成やチーム医療の推進に繋がっている。 参加職種：医師2名、理学療法士・作業療法士12名、言語聴覚士2名、心理療法士2名、看護師33名、児童指導員9名、保育士5名、療養介助員等3名	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>4. 障害者虐待防止対策セミナー</p> <p>【本部主催】（再掲）</p> <p>障害者虐待防止法を踏まえて、虐待とされる事案を未然に防ぐために、有識者の講演だけでなく、職員自らが障害者目線となったロールプレイを通じて、自らの言動や行動を振り返り、自施設で取り組むべき課題を明らかにすることを目的とした研修を、令和6年度においても実施し、67名が参加した。</p> <p>参加職種：看護師41名、児童指導員9名、保育士8名、療養介助員等9名</p> <p>【グループ主催】</p> <p>障害者等に対する虐待防止体制を推進していくため、虐待防止に係る意識向上を目的とした虐待防止研修を実施しており、令和6年度の受講者数は計264名であった。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																																															
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価																																																										
				業務実績																																																											
(3) 卒前教育の実施	(3) 卒前教育の実施	<評価の視点> ・ 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献する。 特に、看護職については実習指導体制を拡充するため、実習指導者講習会修了者数を増やすよう、体制整備を進めます。	<評価の視点> 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育（臨床実習）を実施し、医療従事者の育成に貢献しているか。	<p>(3) 卒前教育の実施</p> <p>1. 医師、看護師、薬剤師等の医療従事者を目指す学生に対する卒前教育</p> <p>様々な診療機能を持つNHOの病院ネットワークを活用し、医療従事者を目指す学生に対して急性期やセーフティネット分野の診療機能の臨床実習を経験させ、また、医師、看護師だけでなく幅広い職種の学生を受け入れるなど、引き続き質の高い医療従事者育成に貢献した。</p> <p>【職種毎の実習生の延べ受入日数】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・歯科医師</td> <td>25, 523人日</td> <td>29, 909人日</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>352, 864人日</td> <td>316, 389人日</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>29, 390人日</td> <td>27, 790人日</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>10, 912人日</td> <td>12, 514人日</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>11, 902人日</td> <td>12, 359人日</td> </tr> <tr> <td>管理栄養士</td> <td>12, 219人日</td> <td>11, 212人日</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>10, 838人日</td> <td>11, 087人日</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>6, 066人日</td> <td>5, 873人日</td> </tr> <tr> <td>言語聴覚士</td> <td>1, 212人日</td> <td>1, 118人日</td> </tr> <tr> <td>臨床工学技士</td> <td>1, 512人日</td> <td>1, 501人日</td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>208人日</td> <td>310人日</td> </tr> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>518人日</td> <td>547人日</td> </tr> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>60人日</td> <td>114人日</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>528人日</td> <td>876人日</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>851人日</td> <td>511人日</td> </tr> <tr> <td>歯科衛生士</td> <td>1, 617人日</td> <td>1, 678人日</td> </tr> <tr> <td>救急救命士</td> <td>6, 350人日</td> <td>8, 031人日</td> </tr> <tr> <td>公認心理師</td> <td>1, 025人日</td> <td>1, 003人日</td> </tr> </tbody> </table>		令和5年度	令和6年度	医師・歯科医師	25, 523人日	29, 909人日	看護師	352, 864人日	316, 389人日	薬剤師	29, 390人日	27, 790人日	診療放射線技師	10, 912人日	12, 514人日	臨床検査技師	11, 902人日	12, 359人日	管理栄養士	12, 219人日	11, 212人日	理学療法士	10, 838人日	11, 087人日	作業療法士	6, 066人日	5, 873人日	言語聴覚士	1, 212人日	1, 118人日	臨床工学技士	1, 512人日	1, 501人日	精神保健福祉士	208人日	310人日	社会福祉士	518人日	547人日	介護福祉士	60人日	114人日	保育士	528人日	876人日	視能訓練士	851人日	511人日	歯科衛生士	1, 617人日	1, 678人日	救急救命士	6, 350人日	8, 031人日	公認心理師	1, 025人日	1, 003人日	年度計画の目標を達成した。	評定
	令和5年度	令和6年度																																																													
医師・歯科医師	25, 523人日	29, 909人日																																																													
看護師	352, 864人日	316, 389人日																																																													
薬剤師	29, 390人日	27, 790人日																																																													
診療放射線技師	10, 912人日	12, 514人日																																																													
臨床検査技師	11, 902人日	12, 359人日																																																													
管理栄養士	12, 219人日	11, 212人日																																																													
理学療法士	10, 838人日	11, 087人日																																																													
作業療法士	6, 066人日	5, 873人日																																																													
言語聴覚士	1, 212人日	1, 118人日																																																													
臨床工学技士	1, 512人日	1, 501人日																																																													
精神保健福祉士	208人日	310人日																																																													
社会福祉士	518人日	547人日																																																													
介護福祉士	60人日	114人日																																																													
保育士	528人日	876人日																																																													
視能訓練士	851人日	511人日																																																													
歯科衛生士	1, 617人日	1, 678人日																																																													
救急救命士	6, 350人日	8, 031人日																																																													
公認心理師	1, 025人日	1, 003人日																																																													

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師実習指導体制を拡充するための実習指導者講習会修了者数を増やすよう、体制整備を進めているか。 <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師の実習指導者講習会修了者数 	<p>2. 実習指導者の養成（再掲）</p> <p>NHOでは、全グループが実習指導者講習会を実施し、厚生労働省から示されている保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱の講習科目に加え、NHOが提供する医療の特徴である重症心身障害児（者）、筋ジストロフィー児（者）、災害医療等についての理解を促す指導が行えるよう、教育内容に盛り込み運用している。令和6年度も引き続き、実習指導者の養成を行い、看護学生の実習指導体制、新人看護師教育担当者への相談やアドバイス等の支援体制の充実を図った。また、カリキュラムの共通化及びeラーニングの活用により多くの者が受講できる環境を整備し、令和6年度より全グループにおいて実習指導者講習会を2回実施し、受講者数の拡大を図った。</p> <p>【NHOが実施する実習指導者講習会の受講者数】</p> <p>令和5年度 6カ所 344名 → 令和6年度 6カ所 522名</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を上回る実績をあげた。</p>	<p>評定</p>	

4. その他参考情報
特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営等の効率化		
当該項目の重要度、困難度	<p>困難度：「高」</p> <p>近年の物価高騰や賃金上昇などを含め、病院経営を巡る環境が我が国全体として厳しい状況であることに加え、新型コロナの影響による受診控えなどにより患者数が新型コロナ流行前の水準に戻っておらず、NHOの医業収支は新型コロナ流行後において赤字基調となっており、今後も続くおそれがある。</p> <p>結核等の不採算医療の提供や働き方改革、人材の確保・育成、医療DX等に対応するとともに、資材が高騰している中で収益性が基本的でない今後の災害や新興感染症等に備えた施設整備を実施しつつ、地域医療構想の実現に向けた病床規模や機能の見直しも進めながら、各年度の損益計算において、NHOとして経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等は困難度が高い。</p> <p>なお、評価に際しては、上記のようなNHOを取り巻く環境の変化が経営に与えた影響やそれに対する経営改善の取組及び改善状況を把握し、考慮するよう努めるものとする。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報	
NHO全体としての 経常収支（計画値）	前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上		▲190 億円	円	円	円	円		
NHO全体としての 経常収支（実績値）		▲190 億円	▲375 億円	円	円	円	円		
達成度			0.0%	%	%	%	%		
病床利用率（結核・ 感染症・医療観察法 病棟の病床を除く。） を改善した病院数 (計画値)	前中期目標期間中の実績の平均以上		54 病院	54 病院	54 病院	54 病院	54 病院		
病床利用率（結核・ 感染症・医療観察法 病棟の病床を除く。） を改善した病院数		54 病院	96 病院	病院	病院	病院	病院		

(実績値)								
達成度			177.8%	%	%	%	%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。 1 効率的な業務運営体制 法人経営の健全性を確保していくため、理事長がより一層リーダーシップを発揮できるよう、理事長を中心としたマネジメント体制を推進すること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、適切なリスクマネジメントを行いつつ、法人経営の健全性を保てるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1 効率的な業務運営体制 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、適切なリスクマネジメントを行いつつ、法人経営の健全性を保てるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進する。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応し、法人経営の健全性を保っているか。 ・ 適切なリスクマネジメントを行いつつ、法人経営の健全性を保てるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進しているか。 	<評定と根拠> 評定：B (自己評定Bの理由) <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常収支については、100%を下回ったものの、その他定量的指標において、達成度が100%以上であった。 ・ 下記理由により、難易度が高い定量的指標について、一部達成率が100%を下回ったものの、その他の達成度が100%以上であり、その他の目標についても良好な結果を得た。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 近年、医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、令和に入り、長期にわたる新型コロナへの対応や、これに伴う更なる患者数の減少など、これまでの想定を大きく超える状況の変化が生じ、安定した病院運営が難しさを増している。このため、高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、法人全体としてどのような方向で運営を行っていくかを示すための指針として、令和6年12月に「国立病院機構（NHO）ビジョン」を策定した。 また、国立病院機構（NHO）ビジョンに基づき、具体的な経営改善策を盛り込んだ経営改善総合プランを令和7年2月に策定した。 ○ 令和6年度も引き続き、救急医療、産科・小児科・精神科等の地域で求められる医療を提供した結果、令和6年度の救急車は229,896件（昨年度比366件増）受入れ、手術は206,364件（昨年度比2,663件増）実施し、病床利用率は78.8%（昨年度比2.1%増）となるなど、これらの取組の結果、医業収益は10,436億円と昨年度より246億円増加したが、コロナ補助金（病床確保料）の廃止に伴い、経常利益は減少した（10,829億円、昨年度比▲29億円）。 また、他法人との共同入札の実施やNHO内の共同入札等の費用の節減努力を行ってきたが、物価高騰に伴う材料費の増加や人件費の上昇に伴う委託費の増加、基本給の引上げ等による給与費の増加等が顕著となり、経常費用は昨年度を大きく上回る11,204億円（昨年度比+393億円）となった。 	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					主務大臣による評価	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		評定
				業務実績	自己評価	
				<p>令和7年3月に公表された病院団体の調査結果（※）等では、日本全体で経営状況が悪化しており、NHOにおいても費用の増加が収益の増加を上回り、経常収支は375億円の赤字、経常収支率は96.7%。病院経営の主軸である医業収支は、408億円の赤字と厳しい結果となった。</p> <p>（※）【緊急調査】2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況（日本病院会・全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本慢性期医療協会、全国自治体病院協議会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コロナ禍においても、効率的な人員配置の実現や費用の削減等について各病院に繰り返し周知を行うとともに、特に資金余力がない病院等に対して本部・グループによる支援を行うなど、様々な工夫による経費節減等の取組を進めた。また、地域から求められる診療機能を維持しつつ、多くの新型コロナ患者を受け入れた。 ○ 働き方改革の一環として、令和6年度には、改めて全職員へ配布した「勤務環境に関する取扱いハンドブック」において、運用面の課題である自己研鑽の判断基準の具体的事例を追加するなど勤務時間管理に係るルールの徹底を図るとともに、管理者・職員の意識改革の取組を進めた。また、NHOの役割を将来にわたって継続的に維持した上で医療の質の向上・効率化を図るために建物整備やICT基盤整備を進めるために創設した基盤強化推進基金を運用し、102億円執行した。一般管理費については、物価高騰等の影響を除き、令和5年度と比較して0.6%節減した。 ○ 将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくよう、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その中で、病床機能の見直しや効率的な病棟運営の実現に隨時取り組んだ。 <p>また、地域の医療需要や法人及び各病院の経営状況を踏まえ、厳しい投資判断を行いながらも、医療機能を維持するための投資を着実に行う厳しい措置だけでなく、地域医療構想等への対応に必要な投資や短期間での投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<評価の視点> ・ 国の政策や医療に係る経営環境の変化等に迅速かつ的確に対応しているか。	<p>1 効率的な業務運営体制</p> <p>1. 本部の経営分析部門と病院の事務部門との連携強化</p> <p>(1) 経営分析手法の共有の推進</p> <p>NHOにおいては、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取組をサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新をし、各病院に対し、隨時共有を図っている。</p> <p>本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。</p> <p>また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和6年度は費用の増加に対応するため、材料費や委託費、保守費用等を病院間で比較できる資料を追加する等、ツールの見直しを行った。</p> <p>令和6年度より急性期病院向けにKPIを導入し、KPIに基づく分析や取組を実施し、病床利用率や医師1人当たり収益が向上する効果が得られた。</p> <p>(2) 病院経営研修の実施</p> <p>毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、全職員を対象に病院経営研修を実施している。</p> <p>令和6年度においては、より多くの職員が研修に参加できるよう、昨年度に引き続きeラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：330名）</p> <p>また、受講者がこの研修で得た知識を各病院においてより実践的に活用できるよう研修内容の見直しを行い、理解を深めてもらうための練習問題をeラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(3) 経営改善総合プランの策定</p> <p>令和6年12月に策定した国立病院機構（NHO）ビジョンに基づき、具体的な経営改善策を盛り込んだ経営改善総合プランを令和7年2月に策定した。</p> <p>経営改善総合プランは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①KPIを活用した経営改善の取組の推進 急性期病院、セーフティ病院、それぞれについて設定されたKPIを活用することにより、経営状況が見える化し、各病院及び各職員が経営改善のために取り組むべき課題が明確になることにより、各病院の経営が自律的に改善される効果を目指す。 ②経営改善手法リストを活用した経営改善の推進 良好な経営を維持している病院が行っている経営改善の取組をまとめた「経営改善手法リスト」の中から、各病院において取り組む項目を自ら選択し、経営改善に向けた取組を行う。 ③経営改善のためのデータの提供 各病院に提供している経営分析ツールのデータ等から、重要な指標データを抽出し、病院ごとに取りまとめたデータの一覧を本部より提供する。 ④院長等に対する経営研修の実施 経営改善リストや経営データを活用した経営改善を具体的に実践できるよう、院長を対象とした新たな経営に関する研修を実施する。 ⑤経営状況に応じた病院の分類及び分類に応じたインセンティブの付与 令和7年度より、経営状況に応じた病院の分類を行い、投資協議や定数協議の際にインセンティブを付与する。 ⑥個別支援対象病院の拡大と経営支援方法の明確化 経営の良好でない病院を全病院を経営支援対象病院とし、本部顧問や本部・グループ職員などによる病院訪問や面談を行い、あらかじめ定められた経営支援方法に沿ってアドバイス等を実施する。 <p>の6つ項目で構成されており、病院・グループ・本部が一体となって、経営改善の取組を行うこととしている。</p>		<p>評定</p> <table border="1" style="float: right; width: 100px; height: 100px;"></table>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適切なリスクマネジメントを行いつつ、法人経営の健全性を保てるよう、理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制を推進しているか。 	<p>2. 資金回送の効率化や経営状況の適切な把握</p> <p>病院における業務キャッシュフローと財務キャッシュフローを分別管理するために、キャッシュマネジメントシステム（CMS）を導入するとともに、病院・本部間の短期・長期貸付金制度を見直して、病院の資金状況を見える化し、令和6年度も引き続き運用している。</p> <p>また、法人全体の資金の有効活用を目的として、本部病院間での迅速な資金移動を可能とする資金管理システムを導入し、資金移動ができる体制を整備し、令和6年度も引き続き運用している。</p> <p>3. 理事長が一層リーダーシップを発揮できるマネジメント体制の構築</p> <p>(1) 国立病院機構（NHO）ビジョンの策定</p> <p>近年、医療を取り巻く環境が大きく変化するとともに、令和に入り、長期にわたる新型コロナへの対応や、これに伴う更なる患者数の減少など、これまでの想定を大きく超える状況の変化が生じ、安定した病院運営が難しさを増している。このため、高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、法人全体としてどのような方向で運営を行っていくかを示すための指針として、令和6年12月に「国立病院機構（NHO）ビジョン」を策定した。</p> <p>国立病院機構（NHO）ビジョンにおいては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① NHOの強みであるスケールメリットや、様々な機能、役割、規模等の病院から構成される多様性を生かして、それぞれの病院の個性を発揮しつつ互いに連携しながら、地域のニーズに応じた、質の高い医療を提供していくこと ② 人口減少に伴う人材不足等が進む中で、安定して医療を提供していくため、病院・グループ・本部が一体となって、全職員が安心して、誇りをもって働くことができる職場をつくっていくこと ③ NHOが国、地域や国民から求められる役割を果たし、法人全体として持続可能な運営を維持していくため、着実に経営改善を進めていくこととの3つの観点に立って、NHOが直面する課題を整理し、それらにどのように取り組んでいくのかという改革の方向性を示しており、国立病院機構（NHO）ビジョンの実現に向けて具体的な取組を進めていく。 	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(2) 経営改善推進委員会の設置</p> <p>法人全体及び各病院の経営状況やその改善の方向性を議論・検討し、その結果を病院への支援に活用することを目的として、新たに令和6年5月に経営改善推進委員会を設置した。</p> <p>委員会メンバーとして、経営状況の良好な病院の院長や外部の有識者にも参画いただき、NHO全体の経営状況に加え、病院の規模・機能別の経営状況や急性期病院のKPIの達成状況、経営改善の取組を議論のうえ、個々の病院に対する助言等を実施した。</p> <p>(3) 本部組織の改編</p> <p>国立病院機構（NHO）ビジョンを踏まえ、本部主導によるスケールメリットを生かした経営改善策の実施や病院への個別支援をより効率的に行えるよう、「企画経営部」を法人全体の経営、運営に係る戦略等を企画する部門として「企画部」に、「財務部」を当該戦略等に基づき病院の経営、運営等を支援する部門として「支援部」にする等の改編を行った。</p> <p>(4) 資金調達・運用審査委員会の運用について</p> <p>法人の資金調達や資金運用を審議する「資金調達・運用審査委員会」を令和6年度は年4回開催しており、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金調達に関しては、足下の厳しい経営状況を踏まえた将来的な法人資金の見通しについて毎回報告・審議するよう見直した上で資金調達の実施等について検討を行うとともに、 ・資金運用に関しても、資金残高や金利の変動を踏まえて毎回報告・審議することとした。 		<p>評定</p> <table border="1" style="float: right; width: 100px; height: 100px;"></table>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
(1) 業績等の評価 病院の運営に貢献・活躍する職員を適正に評価し、かつ、多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度の構築及び法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築を行うこと。	(1) 職員の業績評価等の適切な実施 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、機構の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	(1) 職員の業績評価等の適切な実施 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	<評価の視点> ・ 職員の実績等を適正に評価し、給与に反映させるとともに、意欲の向上を図る業績評価制度について、適切な運用を継続する。また、法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組む。	(1) 職員の業績評価等の適切な実施 1. 業績評価制度の円滑な運用 (1) 業績評価の実施 ①年俸制職員 年俸制職員のうち、経営に深く参画すべき病院幹部職員（院長、副院長、事務部長、看護部長等）の年俸は、毎年度実施している各病院の医療面・経営面の評価結果を加味し、令和6年度の年俸に反映させた。 また、令和6年度の昇任等の人事についても、年俸制職員の業績評価結果を踏まえた上で実施した。 ②役職職員及び一般職員 役職職員及び一般職員に実施している個人の業績評価について、令和6年度も引き続き、賞与及び昇給に反映させた。 また、昇任等の人事についても、業績評価結果を踏まえた上で実施した。 (2) 業績評価制度の理解促進 毎年度実施している評価者及び職員（被評価者）研修において、受講者の意見を踏まえた上で制度内容をより理解しやすいものとなるようにテキストや演習問題の表記内容を見直すなど、研修内容の充実に努め、令和6年度も引き続き制度を適切に理解できるような取組を実施した。 (3) 評価者としての資質向上のための取組 評価の質を向上させるため、令和6年度は研修の受講対象者434人に対しeラーニングによる研修を実施するなど、より一層、評価者としての資質向上を図った。		年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に取り組んでいるか。 	<p>2. 法人の業績等に応じた機動性・柔軟性のある給与制度の構築に向けた取組</p> <p>(1) 診療報酬改定等を踏まえた基本給の引上げ</p> <p>政府は昨今の食材料費、光熱費をはじめとする物価高騰の状況、30年ぶりの高水準となる賃上げの状況などの経済社会情勢を背景に、令和6年度診療報酬改定において、医療従事者の人材確保や賃上げに向けた取組として「外来・在宅ベースアップ評価料」及び「入院ベースアップ評価料」の新設や入院基本料等の評価の見直しを行った。</p> <p>NHOにおいては、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえ、常勤職員の初任給（大卒程度）については全職種において国家公務員（令和5年度）と同程度の水準となるよう基本給を引上げ、また令和5年度の基本給表（基本年俸表を含む）と比較して全ての号俸で最低+2.3%程度の引上げとなる給与改定（※）を実施した。</p> <p>（令和6年4月1日から適用）</p> <p>※ 平均改定率2.9%（定期昇給除く）</p> <p>(2) 人事院勧告を踏まえた諸手当の見直し</p> <p>通勤手当、単身赴任手当、地域手当及び寒冷地手当について、NHOにおける人材確保を考慮し、人事院勧告に準じた給与改正を実施することを決定した。（令和7年4月1日から適用）</p> <p>(3) 診療報酬改定を踏まえた諸手当の支給要件の見直し</p> <p>令和6年度診療報酬改定により、特定集中治療室等における医師の交替制勤務が増加することを踏まえて、役職職員特別勤務手当及び救急呼出等待機手当の支給要件の見直しを実施することを決定した。（令和7年4月1日から適用）</p> <p>(4) 非常勤職員の勤続年数を考慮した基本給の見直し</p> <p>非常勤職員の基本給について、勤続年数が長い職員の定着や、新規採用職員の今後の継続雇用のモチベーション向上のため、勤続年数を考慮した基本給とする給与改定を実施することを決定した。（令和7年4月1日から適用）</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(2) 勤務環境の改善 職員が安全、安心に働く職場環境の整備や働き方改革を実現するため、医師の労働時間の短縮を含めた職員全体の勤務環境改善を進め、特に医師や看護師等におけるタスク・シフト／シェアの推進や労働時間をより確実かつ効果的に把握・管理するための取組等を行い、効率的な業務の実施体制を構築すること。	(2) 働き方改革への適切な対応 ICTの活用を含めた労務管理及び業務内容の見直しに積極的に取り組むとともに、引き続きタスク・シフト／シェアを推進し、医師の労働時間短縮を含め、職員全員の勤務環境改善を進める。	(2) 働き方改革への適切な対応 全ての病院に導入した勤務時間システムについて、更なる労務管理を徹底するため、機能拡張等に積極的に取り組んでいるか。 ICTの活用により業務内容を見直すとともに、引き続きタスク・シフト／シェアを推進し、医師の労働時間短縮を含め、職員全員の勤務環境改善を進めているか。	<評価の視点> ・ 全ての病院に導入した勤務時間システムについて、更なる労務管理を徹底するため、機能拡張等に積極的に取り組んでいるか。 ・ ICTの活用により業務内容を見直すとともに、引き続きタスク・シフト／シェアを推進し、医師の労働時間短縮を含め、職員全員の勤務環境改善を進めているか。	<p>(2) 働き方改革への適切な対応</p> <p>1. 働き方改革への取組</p> <p>(1) 長時間労働の削減に向けた取組</p> <p>最優先課題である「長時間労働の削減」の取組を推し進めるため、平成29年度にNHOに「労働環境改善対策本部」を設置しており、令和元年度に取りまとめた「国立病院機構における労働環境改善の取組みについて（第二次中間報告）」を踏まえ、令和6年度においても以下の取組を実施した。</p> <p>①長時間労働の改善</p> <p>医師に係る時間外・休日労働時間の上限規制が令和6年4月より適用されたが、NHOでは、原則として、令和5年度までに全ての医師の時間外・休日労働時間を年間960時間以内とすること等を目指して取組を進めてきた。</p> <p>具体的には、働き方改革を一層推進していくため、本部がタスク・シフトの取組事例を収集し、病院長会議等を通じて横展開すること等により、タスク・シフトを進めるとともに、看護補助体制充実加算の取得に必要な看護師等の研修受講ができるよう本部において教材を作成しており、令和6年度も引き続き院内研修で活用できるようにした。</p> <p>② ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革</p> <p>テレビ会議システムを導入し、令和3年度からNHO総合情報ネットワークシステム（第4期HOSPnet）の抜本的な更改に向けた取組を開始するなど、ICTソリューションの積極的な活用による働き方改革の実現に引き続き取り組んでいく。</p> <p>また、全病院にテレビ会議システムを導入したことにより、グループや病院とのより円滑な意思疎通を図り、即時に連携することが可能となったほか、災害時や新興感染症発生時等の危機管理対応の際に迅速な状況把握と意思決定を行えるようになっており、特にNHO内における会議、研修等で積極的に利用することにより効率的な業務運営体制の構築に向けた取組を推進していく。</p> <p>③職員配置の見直しによる人員体制の拡充</p> <p>令和6年度の職員配置の計画に当たっては、働き方改革を踏まえ既存業務の見直しを行ってもなお長時間労働が解消できない場合、職員配置を見直すとともに必要な定数増を行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(2) 新たな勤務時間管理システムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 客観的な記録に基づく新たな勤務時間管理として、ICカード・ICカードリーダーを利用した勤務時間管理システムを全病院へ導入している。 ○ 令和6年度においては、改めて全職員へ配布した『勤務環境に関する取扱いハンドブック』(後述)において、運用面の課題である自己研鑽の判断基準の具体的な事例を追加するなど勤務時間管理に係るルールの徹底を図るとともに、管理者・職員の意識改革の取組を進めた。 ○ また、各病院の勤務時間管理システムの一元化やスマートフォンの活用などについて令和6年度から検討を開始したところであり、今後は、効率化・利便性の観点から、人事給与システムへの自動連携やスマートフォンの活用などが可能な法人共通の勤務時間管理システムの導入を目指す。 <p>(3) 業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を習得した診療放射線技師及び臨床検査技師の配置（再掲）</p> <p>チーム医療推進の観点から、令和3年10月施行の医師の労働時間等に関する関係法令の改正に伴い診療放射線技師及び臨床検査技師の実施可能な業務が拡大した。</p> <p>すでに資格を有している者が業務拡大の行為を行う場合は、厚生労働大臣が定める研修（告示研修）を受講し、知識及び技能を習得しなければならないこととなっている。</p> <p>NHOにおいては、各職種の専門性を發揮するとともに、医師の業務負荷を軽減することで、NHOにおいて引き続き質の高い医療を提供するため、診療放射線技師及び臨床検査技師において業務拡大に係る行為に必要な知識及び技能を修得した職員の配置割合を増加することに努めている。</p> <p>令和6年度においては、通常、都道府県ごとに開催される告示研修を国立病院総合医学会の時期に合わせ、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会並びに開催地である大阪府の公益社団法人大阪府臨床検査技師会と調整を進め、学会会場近くにおいて、国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立ハンセン病療養所を対象とした告示研修を開催し、NHOから54名が参加した。</p> <p>【告示研修を受講した臨床検査技師の割合】 令和6年4月1日 66.1% → 令和7年3月31日 78.7%</p> <p>【告示研修を受講した臨床検査技師の割合】 令和6年4月1日 40.4% → 令和7年3月31日 56.7%</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
				<p>2. 働きやすい環境づくりの取組</p> <p>NHOでは、これまで時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進、育児・介護制度の利用促進、ハラスメント相談窓口の設置など勤務環境の改善に努めてきた。今後さらに、職員が安心・安全に働くことができる職場環境を確保するため、職場での制度理解やコミュニケーション不足の解消によって制度の利用を促進するとともに、ハラスメントのない職場を目指して取り組んでいる。</p> <p>(1) 勤務環境に関する制度改正・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナの経験なども踏まえ、職員の家庭生活と仕事の両立、事業継続性の確保、人材の確保、業務効率化に資するため、令和6年6月に新たな在宅勤務制度を導入した。これにより、職場と同様の環境でリモートワークが可能な第4期HOS P netの導入と併せて、WEBによる研修や会議への参加、非対面の業務を自宅で可能とするなど、職員の多様な働き方を可能とした。 ○ 職員・管理者が勤務環境に関する理解を深める目的で令和5年6月に作成した『勤務環境に関する取扱いハンドブック』について、内容の充実等を図り令和6年10月に改めて全職員へ配布した。また、当該ハンドブックの内容を分かりやすく説明した研修動画を作成した。 ○ 令和6年5月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和6年法律第42号）」等の改正を踏まえ、職員がより一層、仕事と育児・介護を両立しやすく、安心・安全に働き続けることができる環境を整えるために令和7年4月に就業規則等の改正を行なった。なお、当該改正において、NHOでは子の看護等休暇の範囲を法律で定める式典に加え、「運動会」「発表会」といった子が参加する行事についても広く取得を可能とする等、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した制度設計を行っている。 <p>(2) ハラスメント防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和6年11月～12月に実施した。 受講対象者が事業場のメンタルヘルスおよびハラスメント対策の中心的な役割を担う者等、中間管理職が中心であることから、研修テキストに、部下・後輩からのパワハラ（所謂逆パワハラ）に関する項目、及び、中間管理職を対象としたストレス・コーピング（特定のストレスフルな問題や状況に対するストレス対処方法）に関する項目を追加し、より受講対象者である中間管理者向けの内容を追加し、研修内容をさらに充実させた。 	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>○ハラスメント相談員研修（オンライン研修）の実施 ハラスメント相談員となった職員が、ハラスメント相談を受けた際に適切な対応ができるよう、対応の流れやポイントについての知識を習得するとともに、演習により相談の受け方を身に付けるための研修を令和5年度から新たに行うこととし、各グループにおいて、10月～11月に実施した。 令和5年度ハラスメント相談員研修の実施後に行ったアンケートを踏まえて、ロールプレイの回数を増やすなど、より実践的な内容を取り入れ、研修を充実させた。</p> <p>(3) メンタルヘルス対策</p> <p>○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院全職員において、令和6年10月～令和7年1月に実施した。 前年度までの研修内容はメンタルヘルスにおけるセルフケアの概論・総論を説明する内容が中心であったが、令和6年度の研修では、より実践的な方法を取り入れ、ストレスへの対処方法に重点を置いた内容へとバージョンアップした。</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	(3) 職員の改善意欲向上に資する取組 サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図る。	<評価の視点> ・ サービスの質の向上や経営改善に関する職員の自主的取組を奨励表彰するQC活動奨励表彰などを通じて、より効率的な業務運営に向けた職員の改善意欲の向上を図っているか。	(3) 職員の改善意欲向上に資する取組 「できることから始めよう！」をスローガンに職員の自発的な取組を奨励、評価し、表彰するQC活動奨励表彰制度については、コロナ禍における職員の負担増や医療従事者の感染リスク等を考慮し、令和2年度は見合わせたが、令和3年度以降はWEBを活用してQC活動の発表及び審査を実施した。 また、令和5年5月に新型コロナの取扱いが5類に変更されたことや新型コロナの収束を受け、令和5年度からはコロナ禍以前と同様に、国立病院総合医学会の場において、優秀な取組の発表と取組者への表彰を行った。(令和6年度応募数：54施設 156件) さらに、好取組を業務の参考として日常的に活用されることを目的に、多くの職員が過去のQC活動を容易に閲覧・検索できるよう、職員用の掲示板で引き続き公開を行っている。 ※QC活動：病院職員が自施設内の課題に応じて小グループを構成し、業務の質の向上を目指して取り組む自主的活動。 ※平成18年度～令和6年度までの応募総数（3,395件）	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのつとり設置したPMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)により、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。	(4) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのつとり設置したPMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)により、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	(4) 情報システムの適切な整備及び管理 情報システムについては、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのつとり設置したPMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)により、情報システムの適切な整備及び管理を行っているか。	<評価の視点> ・ 情報システムについて は、デジタル 庁が策定した 「情報システ ムの整備及び 管理の基本的 な方針」(令和 3年12月24日 デジタル大 臣決定)に のつとり設置 したPMO(ポ ートフォリオ マネジメント オフィス)によ り、情報シ ステムの適切 な整備及び管 理を行 う。	(4) 情報システムの適切な整備及び管理 デジタル庁策定の「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)を踏まえ、全ての独立行政法人が現中期計画期間中のPMO(※)の設置を求められており、令和5年度末にNHO本部にPMOを設置した。令和6年度においては、情報システム調達に係る具体的な事務処理の取扱いを病院に周知する等の取組を進めた。 (※) PMO(ポートフォリオマネジメントオフィス)とは「情報システムに係るプロジェクトの企画、予算要求、調達、開発、運用等の各フェーズにおいて、プロジェクト担当者が実際に有している課題やニーズを把握し、類似事例やノウハウの共有、専門人材によるサポート等、実務的な支援を提供する」等の業務を行う管理組織のこと。	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価			
2 経費の節減及び資源の有効活用	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善に取り組むことにより、収支改善による経営基盤の安定化を図る。 経営改善の取組等により収支均衡の経営を目指すこととし、中期計画期間の各年度の損益計算において、機構として経常収支を前年度（令和5年度は新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上とすること等目指す。	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 各病院が地域から求められる医療を着実に実施するとともに、国の医療政策に貢献するためにも、病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善への取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図っているか。	<評価の視点> ・ 病院と本部・グループ担当理事部門が一体となり、引き続き経営改善への取組を進め、収支改善による経営基盤の安定化を図つているか。 <定量的指標> ・ 経常収支	2 効率的な経営の推進と安定的な経営基盤の構築 1. 経常収支及び総収支について (1) 経常収支 令和6年度も引き続き、救急医療、産科・小児科・精神科等の地域で求められる医療を提供し、救急車受入数は229,896件（前年度比366件増）受入れ、手術は206,364件（前年度比2,663件増）実施し、病床利用率は78.8%（昨年度比0.5%増）となるなど、これらの取組の結果、医業収益は10,436億円と昨年度より246億円増加したが、コロナ補助金（病床確保料）の廃止に伴い、経常収益は減少した（10,829億円、昨年度比▲29億円）。 また、他法人との共同入札の実施やNHO内の共同入札等の費用の節減努力を行ってきたが、物価高騰に伴う材料費の増加や委託費の増加、基本給の引上げ等による給与費の増加等が顕著となり、経常費用は昨年を大きく上回る11,204億円（昨年度比+393億円）となった。 (※)【緊急調査】2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況（日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会・日本精神科病院協会・日本慢性期医療協会・全国自治体病院協議会） (2) 総収支 令和6年度は、総収支433億円の赤字となった。	経常収支 令和5年度 47億円 令和6年度 ▲375億円	総収支額 6億円 ▲433億円	年度計画の目標を達成した。 提供する医療の規模は新型コロナ前の令和元年度並み若しくはそれ以上の水準まで増加させることで地域医療に貢献しつつ収益の改善に努め、医療の提供による収益は増加しているものの、物価高騰等に伴う材料費・委託費の増加、基本給の引上げ等による給与費の増加等が顕著であった。また、令和7年3月に公表された病院団体の調査結果では、医業利益・経常利益の赤字病院割合は増加したとされておりNHOに限らず日本全体で経営状況が悪化している。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
と等を目指す。		<評価の視点> ・ 経営改善の取組等により収支均衡の経営を目指すこととし、令和6年度の損益計算において、機構全体として経常収支を前年度（新型コロナへの対応に関連した補助金等を除く。）以上となっていいるか。	2. 経常収支率100%以上を目指した収支改善の推進 医療を取り巻く厳しい環境にある中、NHOが求められる医療の提供を安定的・継続的に行っていくための経営改善として以下の取組等を実施した。 ○ NHOの病院の中で特に経営状況の良好な熊本医療センターの院長を本部顧問（経営支援担当）として任命し、同顧問、本部及びグループが協力して、特に経営改善が必要な重点支援病院12病院を訪問し、助言等の支援を行った。 ○ 各病院の経営改善の方向性を検討すること等を目的として、本部に経営改善推進委員会を新設し、経営状況や急性期病院のKPIの達成状況の報告、経営改善の取組を議論のうえ、助言等を実施した。 ○ 昨今の物価高騰による費用増に対応するため、従来から各病院で運用している経営分析ツールに材料費や委託費、保守費用等を病院間で比較できる資料を追加する等、内容の充実を図った。 ○ 経営改善の取組事例のマニュアル等を提供するなど、各病院で自院の状況の把握、分析や経営改善の取組の検討に活用できるよう本部から各病院に対し、情報提供を行った。 ○ 国立病院機構（NHO）ビジョンの策定（一部再掲） 近年、医療を取り巻く環境が大きく変化し、安定した病院運営が難しさを増している中、高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、法人全体としてどのような方向で運営を行っていくかを示すための指針として、NHO病院の院長や外部有識者にも議論に参画いただきながら検討し、令和6年12月に「国立病院機構（NHO）ビジョン」を策定した。 <国立病院機構（NHO）ビジョンのポイント> ① 質の高い医療の提供、臨床研究の推進 ・ 救急などの地域医療への貢献やセーフティネット分野の医療などを推進 ・ 虐待防止対策の強化 ・ 医療DXの推進 等 ② 働きやすく働きがいのある職場づくり ・ 人事制度や雇用制度の見直し ・ IT化等による業務効率化の推進 ・ NHOのネットワークを活用した人材確保の強化 等	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>③ 健全な経営に向けた改革等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営改善総合プランの策定 ・ダウンサイ징、機能転換、再編・統合の検討 等 <p>○ 経営改善総合プランの策定（一部再掲）</p> <p>国立病院機構（NHO）ビジョンに基づいた、具体的な経営改善策を盛り込んだ経営改善総合プランとして令和7年2月に取りまとめた。</p> <p>具体的な内容は、次にあるとおり。</p> <p>①KPIを活用した経営改善の取組の推進</p> <p>急性期病院、セーフティ病院、それぞれについて設定されたKPIを活用することにより、経営状況が見える化し、各病院及び各職員が経営改善のために取り組むべき課題が明確になることにより、各病院の経営が自律的に改善される効果を目指す。</p> <p>②経営改善手法リストを活用した経営改善の推進</p> <p>良好な経営を維持している病院が行っている経営改善の取組をまとめた「経営改善手法リスト」の中から、各病院において取り組む項目を自ら選択し、経営改善に向けた取組を行う。</p> <p>③経営改善のためのデータの提供</p> <p>各病院に提供している経営分析ツールのデータ等から、重要な指標データを抽出し、病院ごとに取りまとめたデータの一覧を本部より提供する。</p> <p>④院長等に対する経営研修の実施</p> <p>経営改善リストや経営データを活用した経営改善を具体的に実践できるよう、院長を対象とした新たな経営に関する研修を実施する。</p> <p>⑤経営状況に応じた病院の分類及び分類に応じたインセンティブの付与</p> <p>令和7年度より、経営状況に応じた病院の分類を行い、投資協議や定数協議の際にインセンティブを付与する。</p> <p>⑥個別支援対象病院の拡大と経営支援方法の明確化</p> <p>経営の良好でない病院全病院を経営支援対象病院とし、本部顧問や本部・グループ職員などによる病院訪問や面談を行い、あらかじめ定められた経営支援方法に沿ってアドバイス等を実施する。</p> <p>上記のとおり、患者確保、費用削減などの取組を行ったものの、費用の増加が収益の増加を上回り、経常収支は▲375億円（対前年度▲421億円）、経常収支率は96.7%となった。病院経営の主軸である医業収支は、▲408億円（対前年度▲83）と厳しい結果となった。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績		
			<p style="text-align: center;">【経常（医業）収益】 ・令和5年度 10, 857（10, 190）億円 ・令和6年度 10, 829（10, 436）億円</p> <p style="text-align: center;">【経常収支】 47億円 100. 4%</p> <p style="text-align: center;">▲375億円 96. 7%</p> <p style="text-align: center;">【費用のうち運営費交付金の割合】 ・令和5年度 0. 2% ・令和6年度 0. 0%</p> <p style="text-align: center;">【経常費用】 10, 811億円 26億円 11, 204億円 0億円</p> <p>3. 病床機能の見直し・効率的な病棟運営</p> <p>NHOでは、患者の受療行動が新型コロナ流行前の水準まで戻ることが見込めないといった厳しい環境が続く可能性を見据え効率的な人員配置や収益に見合った費用の実現のため、本部から各病院に対し、結核病棟のユニット化等による病棟集約、患者数・患者の重症度に応じ急性期一般入院料1の7：1看護配置から急性期一般入院料2の10：1看護配置への移行等を検討するよう周知を行った。</p> <p>【病床利用率を改善した病院数】 令和6年度 97病院</p> <p>4. 投資の促進と効率化</p> <p>令和6年度における投資の方針として、内視鏡手術用支援機器については、医師確保のため、早期導入が可能となるよう共同調達を複数回実施するとともに、機種ごとの保険適用の動向を確認し、各病院に必要となる機能に対して適切となるよう機種選定を行った。</p> <p>併せて、電子カルテについては、法人内の取引実績を基に病院規模等に応じた投資水準を定め、当該水準に収まるように調達努力を行うなど、厳しい経営状況を踏まえた上で必要な投資を行った。</p> <p>また、医療機能を維持するための投資を着実に行うだけでなく、短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：9. 8億円）。</p> <p>加えて、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。</p> <p>その上で、今後の建物・医療機器・ITへの投資方針を令和7年2月に策定するとともに、投資要綱を改正した。</p>	評定		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>大型医療機器への投資については、経営状況が良い病院は病院の選んだ機種を協議不要で投資可能、経営状況が悪い病院は本部が選んだ機種を協議した上で投資可能とする、経営状況に応じ、インセンティブを付与することとした。</p> <p>また、建物の給水・給湯・空調設備など1億円未満の単純更新及び5,000万円未満の医療機器等への投資については、投資の迅速性と事務作業の効率化のため、原則（※）医業収支赤字病院についても協議を不要とした。</p> <p>併せて、1億円未満の簡易改修（室名及び間仕切り壁の変更を伴わない改修）についても、全病院で協議不要とした。</p> <p>※大型医療機器及び短期借入金（一般）に未返済額のある病院の500万円超の医療機器は協議が必要 令和6年度は、法人全体の資金状況を踏まえ、投資枠を維持することで、663億円を投資決定した。（令和5年度投資決定額は570億円）</p> <p>【令和6年度の投資決定】</p> <p>令和6年度では、引き続き法人の資金状況を踏まえながら、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本として、真に必要な整備内容か精査をしつつ、これらに係る投資を着実に行う一方、短期間で投資回収が可能な整備等、更なる資金獲得が期待できる投資効果の高い整備への投資を行った。</p> <p>5. 法人全体の資金の有効活用による強靭化に向けた取組（基盤強化推進基金の活用）</p> <p>医療を取り巻く環境の激変を踏まえると、今後の病院経営はこれまで以上に厳しくなっていくが、今後、そうした厳しい環境に直面していく中にあっても、NHOは、地域から求められる医療、感染症や災害医療といった危機管理対応などを含め、国の医療政策を支えるNHOの役割・使命を、将来にわたって安定的かつ継続的に維持していく必要があり、また、医療の質の向上と効率的な医療の実現を目指して政府が推進する医療DXにも率先して取り組む必要がある。</p> <p>こうしたNHOに求められる役割を適切かつ確実に果たすために必要となる、感染症対策・災害医療対策の建物整備やICT基盤整備といった医療機能の強靭化に向けた取組を、法人全体の資金を有効活用して早急に進めるため、病院と本部の保有資金から拠出する資金を財源とする基金（約1,000億円）を令和5年度に創設した。令和6年度は当該基金を活用して医療機能の強靭化に向けた取組を進める等運用を行った。（令和6年度執行額：102億円）</p> <p>6. クラウドファンディングの推進</p> <p>各病院における寄附金による資金獲得を最大限後押しするため、本部一括契約によって、NHOのスケールメリットを活かして手数料をディスカウントできるよう検討を進めた。（令和6年度検討、令和7年度実施予定）</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
				<p>7. 法人資金の運用</p> <p>法人資金を有効活用するため、各病院の預託金を含めた本部管理資金のうち各種支払・貸付等の法人運営に必要な資金を除く一時的な余裕資金を、独立行政法人通則法第47条に定められた方法（※）で運用。</p> <p>（※） 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（抄） （余裕金の運用） 第47条 独立行政法人は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債、政府保証債、その他主務大臣の指定する有価証券の取得 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金 三 信託業務を営む金融機関への金銭信託</p> <p>8. 土地や建物の売却・貸付</p> <p>病院の運営や将来構想（計画）に支障のないことに留意しつつ、土地・建物の売却・貸付を実施。</p> <p>【売却】 令和6年度：3件 ・使用していない宿舎地（飛び地）の売却 ・病院敷地の一部を地方公共団体に売却 など</p> <p>【貸付】 ・訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付 ・障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付 ・看護大学や看護師養成所運営事業等への貸付 など （注）貸付可能な事業は、NHOの業務に関係するものに限る</p> <p>【貸付の主な具体的事例】 ・盛岡医療センター 事業：介護老人保健施設ケアコートもりおか 面積：2,141.13m²（本体地の一部） 期間：30年間（平成28年5月1日～令和28年4月30日） ・下総精神医療センター 事業：錠取相談支援センター、 ワークショップ錠取、グループホームフジエール 面積：1,373.55m²（旧准看護学校教室・宿舎） 期間：20年間（平成26年4月1日～令和16年3月31日）</p>	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																			
				業務実績	自己評価																				
(1) 人件配置の適正化 医療の高度化や各種施策などに留意しつつ、適正な人員の配置に努めるとともに、人件費率と委託費率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指すこと。	(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院が提供する医療内容のほか、医療の高度化や各種施策への対応などを踏まえながら、人件費比率と委託費比率にも留意しつつ、業務の量と質に応じた病院運営に適正な人員配置に努める。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保 各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 こうした取組により、人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となることを目指す。 給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">各病院の提供する医療サービスの内容や経営状況を踏まえた適正な人員配置に努めているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">委託内容の病院間比較といった調査・分析や委託契約額等の情報共有に取り組むなど、コスト低減化に十分配慮した有効活用を図る。	<p>(1) 人件費と委託費の適正な水準の確保</p> <p>1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画に当たっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数が新型コロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取り組んだ。</p> <p>【1月1日時点の現在員数（常勤）】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度 (令和6年1月1日)</th> <th>令和6年度 (令和7年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>6, 216名</td> <td>6, 147名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>40, 233名</td> <td>40, 280名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td>9, 318名</td> <td>9, 406名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6, 714名</td> <td>6, 643名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62, 481名</td> <td>62, 476名</td> </tr> </tbody> </table> <p>このほか、看護師の確保に当たっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育児休業者数等と実績乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。</p> <p>2. コスト低減化に向けた業務委託の有効活用 各病院における契約状況を作成し、自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。 また、SPD業務委託の契約内容の改善に向けて、対象病院への説明会を実施した。 そのほか、資金余力の改善に向けた取組の一つとして令和6年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約について、0.5億円（累計：2.6億円）を削減した。</p>		令和5年度 (令和6年1月1日)	令和6年度 (令和7年1月1日)	医師	6, 216名	6, 147名	看護師	40, 233名	40, 280名	コメディカル	9, 318名	9, 406名	その他	6, 714名	6, 643名	合計	62, 481名	62, 476名	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	
	令和5年度 (令和6年1月1日)	令和6年度 (令和7年1月1日)																							
医師	6, 216名	6, 147名																							
看護師	40, 233名	40, 280名																							
コメディカル	9, 318名	9, 406名																							
その他	6, 714名	6, 643名																							
合計	62, 481名	62, 476名																							

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画		主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
		人の業務の実績、職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。	<評価の視点> ・ 人件費比率と委託費比率との合計が、業務の量と質に応じた病院運営に適正な水準となっているか。	<p>3. 人件費率と委託費率を合計した率の抑制</p> <p>技能職の離職後不補充や非効率病棟の整理・集約等を図る一方で、医療法及び診療報酬並びに障害者総合支援法等の人員配置基準による国の制度に沿った体制を令和6年度も引き続き整備した。また、医療サービスの質の向上、医療安全の確保及び患者の処遇改善にも留意しつつ、必要な人材確保を行った。</p> <p>人件費率と委託費率を合計した率について、医業収益が増加した一方で、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえた給与改定に加え、長期化する物価高騰の影響による委託費の増などで、令和5年度を上回ったが、引き続き、人件費の適正化や効率的な業務委託契約の見直しに向けた取組を行った。</p> <p>【診療事業における人件費率（委託費を含む）】 令和5年度 58.5% → 令和6年度 59.0%</p> <p>4. 職員の給与水準</p> <p>当法人の給与水準については、独立行政法人通則法に則って適切に対応している。</p> <p>令和6年度においては、人事院勧告や診療報酬改定の状況等を踏まえ、常勤職員の初任給（大卒程度）については全職種において国家公務員（令和5年度）と同程度の水準となるよう基本給を引上げ、また、令和5年度の基本給表（基本年俸表を含む）と比較して全ての号俸で最低+2.3%程度の引上げとなるよう給与改定（※）を実施した。（令和6年4月1日から適用）</p> <p>※ 平均改定率2.9%（定期昇給除く）</p> <p>医師の給与については、平成17年度に年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど、民間医療機関などの状況を踏まえながら改善を進めている。</p> <p>看護師については、民間医療機関における給与水準を考慮して、独法移行時に中高年齢層の一般看護師の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。</p> <p>また、事務・技術職員については、国的一般職給与法を参考にしているが、独法移行時に中高年齢層の一般職員の給与カーブを引下げるなどの措置を講じている。</p> <p>令和6年度の対国家公務員指数（※）は、医師：101.7、看護師：91.6、事務・技術職：94.6となった。</p> <p>※対国家公務員指数は、独立行政法人と国家公務員の給与の比率を独立行政法人の年齢階層別人員構成又は年齢・地域・学歴階層別人員構成を勘案して算出したものであり、国家公務員の給与水準を100とした場合の独立行政法人の給与水準を表すもの。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(2) 調達等の合理化 調達については、機構が策定する「独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。 機構では、組織のスケルメリットを生かし、かつ、国立高度専門医療研究センター、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人地域医療機能推進機構とも連携の上、共同調達を実施しているところであるが、その効果を検証しつつ、より効率的な調達方法を工夫し、実施すること。 (3) 材料費 使用医薬品の更なる標準化に加え、後	(2) 調達等の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。 また、他の独立行政法人と連携を図りつつ、医薬品・医療機器・医療材料等の共同購入を引き続き実施するとともに、その効果の検証を踏まえ、より効果的な調達方法を工夫し、実施する。なお、使用医薬品の標準化を推進し、後発医薬品（バイオ後続品を含む。）については、これまでの取組を継続し、今後もより一層の採用促進を図	(2) 調達等の合理化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施する。 医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施する。また、後発医薬品（バイオ後続品を含む。）の使用割合を、数量ベースで85%以上を目指すとともに、後発医薬品（バ	(2) 調達等の合理化 NHOではNHO内の病院や他法人等との共同入札に取り組んでおり、各病院の入札業務の軽減を図り、経費の節減に努めている。 スケールメリットを生かして、これまで本部や全国6グループ事務所単位での共同入札により医薬品や医療機器の購入を行ってきたが、新たに令和6年3月から経費の節減に加えて品質確保・安定確保を狙いとして医療材料（PPE）の共同購入を始めた。 PPEについては、ニトリル手袋、PVC手袋、プラガウン及びエプロンが第1回共同入札の対象となっており、第2回共同入札ではサージカルマスクを追加した5品目を対象とした。コロナ禍で物量の不足が課題となっていたことから、共同入札により一定量の備蓄を行うこととした。 感染症法では2か月の備蓄が求められるが、1か月分は落札業者が責任を持つことになっている（流通備蓄）。 医療材料については年間約4.2億円の経費節減となり、次年度においても約6.5億円の削減を予定している。また、医療機器等についても年間約131億円の費用削減効果があり、今後も対象を広げて経費の節減の取組を進める。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施しているか。	1. 「調達等合理化計画」に基づく取組について 競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行（真にやむを得ないものを除く）、随意契約事由等の妥当性、及び真に競争性が確保されている一般競争入札等であるかの観点からの点検等を行ってきた。 また、「令和6年度独立行政法人国立病院機構調達等合理化計画」（令和6年6月25日）において、一者応札・一者応募の適正化を重点的に取り組む分野とし、公告から開札までの入札公告期間や、契約締結から履行開始までの契約準備期間の十分な確保などについて、各病院等の契約審査委員会及び本部の契約監視委員会において点検等に取り組んだ。 なお、令和6年度の競争契約に占める一者応札件数の割合は17.6%であり、評価指標（競争契約に占める一者応札・応募件数の割合を前年度と同程度又は低下させる）を達成することができた。	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
発医薬品について、その採用率が既に政府目標を達成しているところであるが、毎年、新規後発医薬品が収載されることに鑑み、継続した採用促進を図り、他の医療機関の模範となるよう取り組むこと。	る。 その他、共同入札等により経費の節減が可能となる契約案件について、その実現可否を検討し、更なる節減を目指す。	イオ後続品を含む。)の使用を更に促進するために、使用状況等を把握し、情報共有を行う。 医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施する。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図る。 医療材料については、共同購入及びベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組む。 その他、各種契約につい	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 使用医薬品の標準化に取り組んでいるか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 引き続き国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による医薬品の共同購入を実施しているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 後発医薬品(バイオ後続品を含む。)の使用割合を数量ベースで85%以上を目指すとともに、更なる使用促進のため使用状況等を把握し、情報共有を行っているか。	<p>2. NHO使用医薬品の標準化(再掲) 平成17年度から医療安全、医薬品管理の効率化に資するため、NHO本部に標準的医薬品検討委員会を設置し、使用医薬品の標準化の取組を進めている。 令和6年度においては、令和5年度に見直した標準的医薬品リストを運用するとともに、医薬品検討委員会における7つの分野の小委員会で38医薬品について検討を行い、その結果に基づいてリストに37医薬品を追補し、2,659医薬品を標準的医薬品とした。 また、標準的医薬品リストに掲載された品目は原則共同購入で調達しており、医薬品費の低減に努めている。</p> <p>3. 医薬品の共同購入について 令和6年度の医薬品の共同購入については、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構と連携の上、地域毎の市場価格をより反映させるため、入札エリアを12として引き続き実施した。 入札品目のグルーピングの見直しや、入札とは別に市場価格の変動を踏まえた価格交渉を実施し、契約価格の変更を行うことにより、更なる医薬品費の低減に努めた。</p> <p>4. 後発医薬品(バイオ後続品を含む。)の利用促進(再掲) 後発医薬品の使用に係る数値目標については、令和6年3月14日開催の社会保障審議会(医療保険部会)において、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上とする目標が示された。NHOは平成29年度から80%を超える高い水準を維持しており、令和6年度においても、後発医薬品の使用割合は90.8%となり、引き続き高い水準を維持した。</p> <p>【これまでの促進対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全病院における後発医薬品の使用割合を調査し、後発医薬品使用割合ランキングを本部において作成し周知することで、後発医薬品の利用促進を行っている。 ・医薬品の共同購買におけるオーソライズドジェネリック(※)の品目見直しを毎年実施し、品質の良い後発医薬品を調達することで、後発医薬品利用に対する理解をさらに深め、利用促進を行っている。 <p>(※)先発医薬品メーカーから権利の許諾を受けて、先発品と同じ原薬、添加物、製造法等で製造された後発医薬品</p> <p>【後発医薬品使用割合(新算定式)】 数量ベース 令和5年度 90.5% → 令和6年度 90.8%</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価													
		て、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努める。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 価格情報の共有化による購入価格の標準化を図っているか。・ 医療機器について、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施しているか。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組んでいるか。	<p>5. フォーミュラリーの導入（再掲） フォーミュラリーは、「医療機関等において医学的妥当性や経済性を踏まえて作成された医薬品の使用指針（中医協資料より）」とされ、標準的医薬品検討委員会にて、NHOフォーミュラリー作成を検討し、令和4年度より導入を開始した。 令和4年度：8薬効群を作成 令和5年度：2薬効群を追加 令和6年度：1薬効群を追加（計11薬効群）</p> <p>6. 医療機器購入価格の標準化に向けた取組 令和6年度も引き続き、各病院における医療機器の購入価格を平準化・低廉化するため、購入件数の多い86種類の医療機器について、各病院における購入価格（本体価格）の情報を本部で集計・分類し、毎月各病院に情報の提供を行った。</p> <p>7. 大型医療機器の共同入札実施 令和6年度の大型医療機器の共同購入については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社と連携の上、引き続き実施した。 対象品目は、大型医療機器の11品目（マルチスライスCT、MRI、血管連続撮影装置等）とし、入札を実施した。保守費用を含めた総コストで市場価格を下回る価格での購入を実現するとともに、本部での一括入札により、各病院の入札業務の軽減を図るなど、効率的な医療機器整備を行った。</p> <p>【大型医療機器共同入札 参加病院数及び台数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> <th>6年度</th> </tr> <tr> <th>病院数</th> <td>94(39)</td> <td>95(45)</td> <td>100(49)</td> </tr> <tr> <th>台数</th> <td>148(56)</td> <td>151(70)</td> <td>150(76)</td> </tr> </thead> </table> <p>※（ ）はNHOの参加病院数及び台数</p> <p>さらに、令和6年度は、昨年度に引き続きNHO内の取組として内視鏡手術支援ロボットの共同調達を行い18施設の参加があった。</p> <p>8. 大型医療機器以外の共同入札実施 令和6年度も引き続き、NHO内の取組として、大型医療機器以外の医療機器について共同入札を実施することで更なる経費の節減に努めた。</p> <p>【共同入札への参加病院数、対象機器等】 令和6年度 36病院、11品目（温冷配膳車、超音波診断装置、滅菌装置等）</p>		4年度	5年度	6年度	病院数	94(39)	95(45)	100(49)	台数	148(56)	151(70)	150(76)	評定	
	4年度	5年度	6年度															
病院数	94(39)	95(45)	100(49)															
台数	148(56)	151(70)	150(76)															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共同購入及びベンチマークシステムを活用した価格交渉を行うことで、医療材料費の適正化に取り組んでいるか。 ・ 各種契約について、費用削減のための様々な方策を検討し、費用削減に努めているか。 	<p>9. 医療材料費適正化事業について</p> <p>医療材料費の適正化について、平成27年度から医療材料に係るベンチマークシステムの導入を推進し、同システムを活用した医療材料費の適正化や価格交渉の方法について研修会を実施するなど、令和6年度も引き続き取り組んだ。</p> <p>加えて、本部においても各病院への支援として、価格交渉等の支援を実施し、令和6年度においては1.4億円の費用を削減し、4病院に対して令和7年度以降の契約についての支援を実施した。</p> <p>10. 各種契約見直し等の取組について</p> <p>令和6年度は、令和5年度に引き続き、医療機器保守契約に係る費用の削減について取り組んだ。</p> <p>医療機器保守契約については、既存の保守契約の価格交渉及び医療機器の修理費用等を対象とする損害保険を導入することで、令和6年度においては0.5億円（累計額：2.6億円）の費用を削減した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 収入の確保 地域における地域医療構想及び地域包括ケアシステムの実現に対応しつつ、経営の安定化を図るため、適切かつ効果的な施設基準の取得等を図る。 また、医業未収金の低減に引き続き努める。 また、適切かつ効果的な施設基準の取得等を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図る。 さらに、医業未収金の低減に引き続き努める。 さらに、医業未収金の低減に引き続き	(3) 収入の確保 地域の医療機関への機能分化と連携を強化するため、近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。 適切かつ効果的な施設基準の取得等を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 近隣医療機関等への定期的な訪問や、入退院支援看護師の配置による入退院支援を強化するなどの取組を着実に実施し、紹介率及び逆紹介率の向上を図っているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 適切かつ効果的な施設基準の取得等を図るため、全病院における施設基準の取得状況を把握し、情報共有を行うことなどにより安定的な収入の確保を図っているか。	<p>(3) 収入の確保</p> <p>1. 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組について（一部再掲） 各病院で新型コロナ患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やICTを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。 また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、新型コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、新型コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。 そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、令和6年度においては、紹介率は82.8%、逆紹介率は79.8%となり、達成度もそれぞれ101.5%、104.2%と計画値を上回った。</p> <p>2. 施設基準の取得状況について NHOでは、将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくよう、各病院それぞれが収益に見合った費用の実現のためのあらゆる経営改善に取り組むこととしており、施設基準の届出漏れや診療報酬の算定漏れは、スタッフの労働が適正に評価されていないことと捉えるよう周知するとともに、次の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 施設基準の取得について、各病院が他病院との届出状況の比較検証及び施設基準の取得可能性について、再点検の実施を行えるよう届出を行っている病院の具体的な取組・運用例を取りまとめた経営改善マニュアルを本部から各病院に対し、配布を行った。○ 診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行った。 また、各病院においては自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施することにより返還等の事前防止に努めた。○ 各病院が内部環境分析に活用するため、診療報酬上の加算（救急の患者に対して算定可能な一部の加算等）の算定率の一覧を作成するなど、経営分析ツールの充実を図り、本部から各病院に対し周知を行った。○ 令和6年度診療報酬改定における経過措置の届出漏れが生じないよう、本部において各病院が届出を行う必要がある施設基準をまとめたチェックリストを作成し、各病院に対して周知を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		努める。	<評価の視点> ・ 医業未収金の低減に引き続き努めているか。	<p>上記に加え、令和6年度においても、引き続き、本部から各病院に対して、全病院の施設基準の取得一覧、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース、同感染症に係る診療報酬上の措置のポイントなどについて随時提供するとともに、各病院においては、内部監査チェックシートを活用し、施設基準の新規取得、上位基準取得の可否の検討や、既取得施設基準の要件を満たしているかの確認などの取組状況について自己点検を実施し、適正な施設基準の取得に取り組んだ。</p> <p>3. 医業未収金の低減に向けた取組について</p> <p>将来にわたり、地域から求められる医療を安定的かつ継続的に提供していくためには、各病院それぞれが、収支均衡に取り組む必要があるため、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、医業未収金の発生防止と早期督促の取組の徹底について周知を行うとともに、各病院において、内部監査チェックシートを活用し取組の自己点検を実施するなど、医業未収金の低減に取り組んだ。</p> <p>未収金対策は、回収に力を入れるよりも、発生を防止することが重要であるという考え方に基づき、患者の入院前から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費制度等の紹介と活用の推奨 ・病院で利用できる支払い方法の案内 ・個人で加入している生命保険等の確認 <p>を実施することで、支払い可能性が低い患者をスクリーニングし、未収金発生前から担当職員による相談及び支援等を行う取組を推進することの周知を行った。</p> <p>また、督促回収・債権管理業務の効率化に向けた取組として、弁護士法人への債権回収委託を進めており、令和6年度現在では138病院が契約を締結している。</p> <p>未収金発生から概ね3ヶ月を超える債権については、積極的に「弁護士法人へ債権回収委託」を行うことで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生直後3ヶ月までの未収金の督促に注力すること ・病院の債権管理量の減少を図ることにより督促回収・債権管理業務の効率化を図ることとし、周知を行った。 <p>さらに、医業未収金を管理するためのエクセルツールを作成し、各病院での業務の参考として活用できるよう共有した。</p> <p>そして、医業未収金（患者自己負担分）について、医業収益に対する3ヶ月以上未収となっている医業未収金の割合については、前中期目標期間最終年度である令和5年度と比較して若干増加したものの、破産更生債権等以外の未収金額については、医業収益が増加しているにもかかわらず減少した。</p>	評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価							主務大臣による評価				
					業務実績											
					【3ヶ月以上未収となっている医業未収金残高】							評定				
					5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度						
					破産更生債権等(発生後1年以上)	1, 442 百万円	1, 544 百万円									
					破産更生債権等以外(発生後3ヶ月以上1年未満)	1, 116 百万円	1, 112 百万円									
					医業未収金残高合計	2, 558 百万円	2, 656 百万円									
					医業収益に対する医業未収金の割合	0. 137%	0. 140%									

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
(4) 保有資産の有効活用 保有資産について、有効活用に取り組むこと。	(4) 保有資産の有効活用の促進 土地・建物の保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	(4) 保有資産の有効活用の促進 土地・建物の保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努める。	<評価の視点> ・ 土地・建物の保有資産について、病院機能との連携を考慮しつつ、地域包括ケアシステムの構築や医療・介護・福祉の連携に資する事業への貸付等を図るなど、有効活用に努めているか。	(4) 保有資産の有効活用の推進 保有資産については、医療・介護の連携の観点から訪問看護ステーション事業や特別養護老人ホーム運営事業等への貸付（18件）、福祉との連携の観点から障害者就労支援事業や病後児保育事業等への貸付（35件）、教育・地域との連携の観点から看護大学や看護師養成所運営事業、養護・支援学校等への貸付（24件）を実施するなど、有効活用に努めた。 そのほか、全病院で「保有資産利用等検討委員会」を開催し、土地等の利用状況の確認や利用計画の検討を行うとともに、本部においても「保有資産利用計画等フォローアップチーム」により、各病院の保有資産の活用状況について確認を行ってきた。 令和6年度も、引き続き本部においてフォローアップを行い、有効利用計画の策定が必要となる資産を新たに保有することとなった4病院において利用計画が策定され（利用計画策定：95病院）、4病院で当該計画に基づく利活用が実施された（計画に基づく利活用実施：89病院）。 利活用が実施されていない6病院については、引き続き本部においてフォローアップを行い、利用計画の見直しも含め、利活用の実施に向け取り組む。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 経営能力の向上への取組 職員の経営意識の改善や経営能力の向上に資する取組の実施により、職員の資質向上を図る。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施する。	(5) 経営能力の向上への取組 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした研修を実施している。	<評価の視点> ・ 財務データや診療データを活用し、個別病院に係る経営環境や経営上の課題を析出する経営分析を行い、効率的な経営を推進しているか。 <評価の視点> ・ 経営分析及び経営改善手法等の経営能力の向上や、診療報酬制度の知識習得等を目的とした医事業務研修を実施しているか。	(5) 経営能力の向上への取組 1. 経営分析手法の共有の推進（再掲） NHOにおいては、各病院それぞれが、2040年を見据えた経営戦略の策定・見直しや収支均衡に取り組んでいるところであり、その取組をサポートするために活用できる経営分析ツール、経営改善事例集、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベース等について、本部において作成・更新し、各病院に対し、随時共有を図っている。 本部では、経営分析ツールとして、外部環境分析に活用するための近隣医療機関との勢力比較図（バブル図）、内部環境分析に活用するための各種経営指標（1月100床当たり医療収益など約50項目）のグループ病院（診療機能・規模が類似する病院）平均との比較一覧や入院期間別単価・在院日数シミュレーション、大型医療機器稼働実績などを更新し、各病院に対し、共有している。 また、当該ツールについては、適宜追加及び見直しを実施しており、令和6年度は費用の増加に対応するため、材料費や委託費、保守費用等を病院間で比較できる資料を追加する等、ツールの見直しを行った。 2. 病院経営研修の実施（再掲） 毎年、地域医療構想の趣旨や今後の医療提供体制の展望、病院経営に係る基礎知識などの理解、経営分析ツールを活用した経営分析手法や経営戦略能力の向上を目的として、全職員を対象に病院経営研修を実施している。 令和6年度においては、より多くの職員が研修に参加できるよう、昨年度に引き続きeラーニングシステムを活用して研修を実施した。（受講者数：330名） また、受講者がこの研修で得た知識を各病院においてより実践的に活用できるよう研修内容の見直しを行い、理解を深めてもらうための練習問題をeラーニングシステム上で作成し、研修内容の充実を図った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>3 経営改善総合プランの策定（再掲）</p> <p>令和6年12月に策定した国立病院機構（NHO）ビジョンに基づき、具体的な経営改善策を盛り込んだ経営改善総合プランを令和7年2月に策定し、全病院に取り組むこととした。</p> <p>経営改善総合プランは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①KPIを活用した経営改善の取組の推進 ②経営改善手法リストを活用した経営改善の推進 ③経営改善のためのデータの提供 ④院長等に対する経営研修の実施 ⑤経営状況に応じた病院の分類及び分類に応じたインセンティブの付与 ⑥個別支援対象病院の拡大と経営支援方法の明確化 <p>の6つ項目で構成されており、病院・グループ・本部が一体となって、経営改善の取組を行うこととしている。</p> <p>4. 医事業務研修</p> <p>診療報酬請求事務における算定の知識に加え、今後の経営戦略に寄与できる（診療部門に対し経営的視点から積極的に提言等を行える）人材育成を中期的な目標に掲げ、医事業務研修を実施した（受講者数415名）。</p> <p>5. 適切な診療報酬請求事務処理体制の確立</p> <p>令和6年度においては、引き続き診療報酬等における過去の地方厚生（支）局の適時調査等における指摘事項について、本部で一覧化し、その注意点などを付記した上で各病院に対し、周知を行うとともに、各病院が自院において、指摘事項に該当しないかの点検を実施すること等により、適正な診療報酬請求ができるよう取り組んだ。</p> <p>また、令和6年度診療報酬改定に向けた中央社会保険医療協議会の議論や令和6年度診療報酬改定のポイント等について、本部より情報共有を行うとともに、病院向けの説明会を実施した。</p> <p>さらに、本部より各病院に対し、NHOの各病院において実施した外部機関によるレセプトチェックで多数指摘されている算定漏れ等の具体例を示し周知するとともに、診療報酬の積極的算定について算定を行っている病院の具体的な取組・運用例を本部にて取りまとめ、各病院に対し、経営改善マニュアルの配布を行った。</p> <p>なお、令和6年度においても、本部から各病院に対して、病院が実施した外部機関によるレセプト点検を踏まえた診療報酬の算定漏れ等の事例、厚生労働省から発出されている平成18年度以降の診療報酬に関する疑義解釈等のデータベースなどについて随時提供を行い、適正な診療報酬請求に取り組んだ。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(5) 一般管理費の適切な執行 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすること。	(6) 一般管理費の適切な執行 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とする。	(6) 一般管理費の適切な執行 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、引き続き効率的な執行に努め、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とする。	<評価の視点> ・ 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、物価高騰等の影響を除き、中期目標期間の最終年度において、令和5年度と比べ、同額以下とすることを目指し、引き続き効率的な執行に努めているか。	(6) 一般管理費の節減 一般管理費（人件費、公租公課、病院支援業務経費及び特殊要因経費を除く。）については、調達価格の妥当性の精査などに取り組んだ結果、令和6年度は、244百万円となつた。物価高騰等の影響（消費者物価指数において令和6年度は対令和5年度比3.0%上昇）を除くと、238百万円であり、令和5年度と比較し0.6%節減することができた。 令和5年度 239百万円 → 令和6年度 244百万円（▲0.6%） ※物価高騰等の影響を除く。	年度計画の目標を達成した。	評定

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-1	予算、収支計画及び資金計画							
当該項目の重要度、困難度			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第5 財務内容の改善に関する事項 通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図ること。 また、長期借入金の元利償還を確実に行うこと。	第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置	第3 予算、収支計画及び資金計画		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>(自己評定Bの理由)</p> <p>下記理由により、概ね計画どおりに実施し、良好な結果を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 長期債務の償還については、約定どおり償還を行ったことにより、目標を達成した。 <p>なお、令和6年度に新たに660億円の借入を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>1 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図る。</p> <p>また、長期借入金の元利償還を確実に行う。</p>	<p>「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図める。</p> <p>また、令和6年度の長期借入金の償還を約定どおり行う。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた取組を着実に実施することで財務内容の改善を図っているか。 	<p>1 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1. 財務内容の改善に向けた取組</p> <p>(1) 紹介率及び逆紹介率の向上に向けた取組（再掲）</p> <p>各病院で新型コロナ患者の受入れの有無に関わらず、新型コロナとの共存を図った上で全ての患者が引き続き安心して受療できる診療体制の構築に取り組んだ。また、コロナ禍にあって、地域の介護施設に出向いた感染対策の研修やＩＣＴを活用したオンラインによる開業医との連携や地域の医療機関や患者に対する研修会等も実施した。</p> <p>また、病院長会議において、外来の機能分化に係る国の方針の紹介や入院患者の確保策や開業医、介護施設等との連携に係る取組の推進、患者確保及び地域における自院の立ち位置の分析のためのデータを提供するとともに、新型コロナ後も見据え、これまでの入院患者の入院経路毎の増減の状況や増減要因の把握・分析をした上で患者数確保の取組、新型コロナ収束後できるだけ早期に患者数を戻すための準備、収束後における病院経営の在り方の検討の実施を依頼し、各病院においては検討を踏まえた開業医訪問や受入れ体制の構築等の患者確保の取組を行うことにより、紹介率及び逆紹介率の向上に向けて取り組んだ。</p> <p>そして、各病院においては、急性期医療だけでなくセーフティネット系医療といった地域で求められる医療機能を担っている中で、第三期中期計画期間で既に高い水準となっているにもかかわらず、令和6年度においては、紹介率は82.8%、逆紹介率は79.8%となり、達成度もそれぞれ101.5%、104.2%と計画値を上回った。</p>		<p>年度計画の目標を達成した。</p>	<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(2) コスト低減化に向けた業務委託の有効活用（再掲）</p> <p>各病院における契約状況を作成し、各病院が自院と同規模・機能の病院の契約額等と比較検討が行えるように各病院へ情報提供を行った。</p> <p>また、事務部長会議において、特に、収益に見合った費用の実現の重要性を強調し、職員との役割分担等、費用対効果の十分な検証、委託業務範囲や業務に要する時間の再点検を行った上での委託契約（新規又は見直し）の実施、同規模・機能の病院と比較して委託費率が高い病院における価格交渉の実施などについて要請を行うなど、委託費の低減に取り組んだ。</p> <p>そのほか、資金余力の改善に向けた取組の一つとして業務委託契約に関する現状、問題点、方向性等について議論を行い、令和6年度も引き続き、保守契約の見直しに取り組み、医療機器保守契約については、0.5億円（累計：2.6億円）を削減した。</p> <p>(3) 経費の節減（一部再掲）</p> <p>①医薬品については、医薬品購買情報の分析・活用により、使用医薬品の標準化に取り組むとともに、国立高度専門医療研究センター及び労働者健康安全機構との連携による共同購入を実施した。</p> <p>②医療機器については、労働者健康安全機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携による共同購入を実施した。また、共同購入の対象機種の拡大等に取り組むとともに、価格情報の共有化による購入価格の標準化を図った。</p> <p>【大型医療機器共同入札への参加病院数、入札台数】</p> <p>令和5年度 45病院 70台 → 令和6年度 49病院 76台</p> <p>また、令和6年度は、NHOのみの取組である内視鏡手術支援ロボットの共同入札を行い18施設の参加があった。</p> <p>③医療材料については、令和5年度から新規取組として、医療材料（個人防護具）の共同入札を実施しており、令和6年度入札においては、サージカルマスクをえた5品目にて2年契約により入札を実施した。共同入札では、費用削減のほか、品質確保、安定供給を入札案件とすることで感染症が流行し品物不足になった場合でも診療に支障を来さないように図った。</p> <p>【医療材料共同入札による費用削減効果（※）】</p> <p>令和5年度入札分（R6.3～R7.2） 約4.2億円</p> <p>令和6年度入札分（R7.3～R9.2） 約12.9億円</p> <p>※削減効果は、共同入札参加以前の購入価格と共同入札により決定した価格との差額により算出している。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>(4) 投資水準の設定</p> <p>継続的・安定的な投資のため、中長期において法人資金を計画的にコントロールする手法として、毎年度投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うことで支出の平準化を図った。</p> <p>その上で、投資回収性が高い投資案件についても、積極的に投資を行うための枠を設定することで、更なる法人資金の獲得に努めた。</p> <p>【投資回収性が高い投資案件への投資決定額】</p> <p>19件 9.8億円（クリーンルーム改修整備工事等）</p> <p>また、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価																																	
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																										
				業務実績		自己評価																											
(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	(1) 予算 別紙1 (2) 収支計 画 別紙2 (3) 資金計 画 別紙3	<評価の視点> ・ 長期借入金 の償還を約定 どおり行って いるか。	<p>2. 長期債務の償還</p> <p>長期借入金については、約定どおり償還を行った。</p> <p>【財政融資資金】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元 金</td> <td>3 9 8 億円</td> <td>元 金</td> <td>4 0 7 億円</td> </tr> <tr> <td>利 息</td> <td>9 億円</td> <td>利 息</td> <td>1 0 億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4 0 7 億円</td> <td>合 計</td> <td>4 1 7 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和6年度末時点での長期債務残高は4, 305億円となっている。内訳は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人に移行した16年度に国から承継した長期債務残高7, 471億円については着実に返済しており、令和6年度末時点での残高は280億円となっている。 ・その他、独法移行後は毎年度、施設整備等の投資に必要な借り入れを行っている。 <p>【長期債務残高】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度末時点</th> <th>令和6年度末時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国から承継した分</td> <td>4 2 5 億円</td> <td>2 8 0 億円</td> </tr> <tr> <td>独法以降後に借り入れた分</td> <td>3, 6 2 7 億円</td> <td>4, 0 2 5 億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4, 0 5 2 億円</td> <td>4, 3 0 5 億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 積立金の国庫納付</p> <p>第4期中期目標期間の積立金1, 368億円のうち、厚生労働大臣の承認を受けた740億円を第5期中期目標期間へ繰り越し、残余の628億円を国庫納付することとなった。</p> <p>このうち422億円は、令和5年6月23日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」が施行され、同法第4条により、令和6年3月25日に既に国庫に納付済であったため、令和6年度においては、残額の206億円について、令和6年7月10日に追加納付を行った。</p>		令和5年度	令和6年度	元 金	3 9 8 億円	元 金	4 0 7 億円	利 息	9 億円	利 息	1 0 億円	合 計	4 0 7 億円	合 計	4 1 7 億円		令和5年度末時点	令和6年度末時点	国から承継した分	4 2 5 億円	2 8 0 億円	独法以降後に借り入れた分	3, 6 2 7 億円	4, 0 2 5 億円	合 計	4, 0 5 2 億円	4, 3 0 5 億円	年度計画の目 標を達成した。	評定	
	令和5年度	令和6年度																															
元 金	3 9 8 億円	元 金	4 0 7 億円																														
利 息	9 億円	利 息	1 0 億円																														
合 計	4 0 7 億円	合 計	4 1 7 億円																														
	令和5年度末時点	令和6年度末時点																															
国から承継した分	4 2 5 億円	2 8 0 億円																															
独法以降後に借り入れた分	3, 6 2 7 億円	4, 0 2 5 億円																															
合 計	4, 0 5 2 億円	4, 3 0 5 億円																															

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	2 短期借入金の限度額 (1) 限度額 60,000百万円 (2) 想定される理由 ① 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	第4 短期借入金の限度額 1 限度額 60,000百万円 2 想定される理由 ① 業績手当（ボーナス）の支給等、資金繰り資金の出費への対応 ② 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応	<評価の視点> ・ 短期借入金について、借入理由や借入額は適切なものと認められるか。	2 短期借入金の限度額 令和6年度における短期借入金はない。	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価					
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価
				業務実績	
3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし			3 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし	評定
				4 3に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 なし	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価
				業務実績			自己評価	
	5 剰余金の使途 中期目標の期間中に各年度の決算で生じた剰余は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）及び借入金の償還に充てる。	第7 剰余金の使途 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）及び借入金の償還に充てているか。	<評価の視点> ・ 決算において剰余が生じた場合は、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）及び借入金の償還に充てているか。	5 剰余金の使途 令和5年度決算では6億円の剰余が生じた。剰余金のうち、今後の感染症対策・災害医療対策強化のための病院建物の整備・修繕及び国の施策に沿った先進的なIT整備に充てるための積立金として、第4期中期目標期間の積立金1,368億円の繰越協議を行った結果、厚生労働大臣の承認を受けた740億円を第5期中期目標期間へ繰り越し、残余の628億円を国庫納付することとなった。 このうち422億円は、令和5年6月23日に「我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号）」が施行されたため、同法第4条により、令和6年3月25日に既に国庫に納付済であったため、令和6年度においては、残額の206億円について、令和6年7月10日に追加納付を行った。 【目的積立金等の状況（参考情報）】 (単位：百万円、%)				評定

	5年度末 (参考)	6年度末 (初年度)	7年度末	8年度末	9年度末	10年度末 (最終年度)
前期中期目標期間繰越積立金	0	74,038				
目的積立金	0	0				
積立金	94,626	0				
うち経営努力認定額	74,038					
その他の積立金等	0	0				
運営費交付金債務	0	0				
当期の運営費交付金交付額 (a)	0	0				
うち年度末残高 (b)	0	0				
当期運営費交付金残存率 (b ÷ a)	0	0				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																	
				業務実績	自己評価																			
				<p>(1) 積立金の国庫納付</p> <p>【積立金の国庫納付の状況】(一部再掲)</p> <p>独立行政法人は、現行制度上、5年毎の中期期間終了に際し、積立金について、主務省庁と協議し、次期期間の投資等のための繰越額と国庫納付額への振り分けが決められる。</p> <p>(注1) 経営努力が認定される以下の場合には繰り越しが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己収入（運営費交付金及び補助金等に基づかない収入）を増加させること ・費用を節減させること <p>(注2) 繰越ができる額の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己収入から生じた利益については10割 ・運営費交付金で賄う経費の節減から生じた利益については5割 <p>第4期中期目標期間終了時点の積立金である1,368億円のうち、厚生労働省の承認を受けた740億円を第5期中期目標期間へ繰り越し、残余の628億円を国庫納付することとなった。</p> <p>このうち422億円は、令和5年6月の立法（※）により、令和6年3月に既に納付済みであったため、令和6年度においては、残余の206億円について、令和6年7月10日に追加納付を行った。</p> <p>※ 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69条）</p> <p>【国庫納付後の令和6年度の決算状況】(一部再掲)</p> <p>病床確保料の廃止に伴う収益の大幅な減少に加えて、物価高騰等に伴う材料費の増加や委託費の増加、基本給の引上げ等による給与費の増加等が顕著であり、費用の増加が収益の増加を上回り、経常収支は375億円の赤字、経常収支率は96.7%。総収支（当期純損失）は433億円の赤字と厳しい結果となった。</p> <p>【積立金の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R 2</th> <th>R 3</th> <th>R 4</th> <th>R 5</th> <th>R 6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期純利益／当期純損失</td> <td>96</td> <td>859</td> <td>543</td> <td>6</td> <td>△433</td> </tr> <tr> <td>積立金／繰越欠損金</td> <td>△40</td> <td>819</td> <td>1,362</td> <td>946</td> <td>740 △433</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 令和5年度は422億円を国庫納付</p> <p>(注2) 令和6年度は206億円を国庫納付</p> <p>(注3) 令和6年度下欄の上段は前期中期目標期間繰越積立金、下段は繰越欠損金</p>		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	当期純利益／当期純損失	96	859	543	6	△433	積立金／繰越欠損金	△40	819	1,362	946	740 △433	評定	
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6																			
当期純利益／当期純損失	96	859	543	6	△433																			
積立金／繰越欠損金	△40	819	1,362	946	740 △433																			

4. その他参考情報

特になし

様式 1－1－4－2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4-1	その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
当該項目の重要度、困難度			関連する政策評価・行政事業レビュー					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値等、目標に応じた必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
第6 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要な事項は、次のとおりとする。	第4 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>(自己評定Bの理由)</p> <p>下記理由により、概ね計画どおりに実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病院毎の患者の状況や経営状況、業務量の変動等を総合的に勘案し、必要な職員を配置した。 ○ 厳しい経営状況等に鑑み、医療機能を維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定して投資枠に基づく投資を行った。 ○ 内部監査計画を策定し、かつ監査対象事項のリスクを考慮し、書面監査や実地（リモート）監査等を計画的・効率的に実施した。 ○ 政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、NHO全職員向けのeラーニングにより、最新のサイバーセキュリティの情報を反映した研修を行っている。また、診療系ネットワークを外部ネットワークと安全に接続する基盤として「診療系新システムのプラットフォーム」を構築した。 ○ ホームページ及びSNSを活用し、積極的な広報・情報発信を行った。 <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																	
				業務実績	自己評価																			
1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくために、医師等の医療従事者を適切に配置する一方、技能職について、アウトソーシング等に努めるなど一層の削減を図ること。 また、必要な人材の確保及び育成について、計画的な取組を実施すること。 さらに、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築すること。	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講ずる。 職員が安全、安心に働ける職場環境を整備する観点から、育儿・介護のための両立支援やハラスメント防止等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとと	1 人事に関する計画 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講ずる。 職員が安全、安心に働ける職場環境を整備する観点から、育儿・介護のための両立支援やハラスメント防止等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材	<評価の視点> ・ 良質な医療を効率的に提供するため、医師、看護師等の医療従事者数について、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応する。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講ずる。 医師が安全、安心に働ける職場環境を整備する観点から、育儿・介護のための両立支援やハラスメント防止等の各種施策について適切に取り組む。 有為な人材	<p>1 人事に関する計画</p> <p>1. 業務量の変化に対応した柔軟な人員配置（再掲） 固定費の中で大きな割合を占める人件費について、適切な定数管理等を通じた人件費の適正化に向けた取組を行った。 具体的には、各病院の人員配置計画にあたっては、長引くコロナ禍で通常医療の患者数が新型コロナ前の水準を下回る状態が継続・長期化していること等を踏まえ、各病院の医療機能や患者数・患者像（重症度等）に応じた効率的・効果的な人員配置による効率的な病棟運営を実現するための病棟集約などこれまで進めてきた費用構造改善の取組を継続する一方で、新型コロナ対応をはじめ地域で必要とされる安全・安心で質の高い医療を安定的・継続的に提供する体制の構築に向け、経営効率性等に留意しつつ医療機能の強化等を図るために必要な人員を配置するなど、メリハリを付けた人員配置に取り組んだ。</p> <p>【1月1日時点の現在員数】</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度 (令和6年1月1日)</th> <th>令和6年度 (令和7年1月1日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>6, 216名</td> <td>6, 147名</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>40, 233名</td> <td>40, 280名</td> </tr> <tr> <td>コメディカル</td> <td>9, 318名</td> <td>9, 406名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6, 714名</td> <td>6, 643名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62, 481名</td> <td>62, 476名</td> </tr> </tbody> </table> <p>このほか、看護師の確保に当たっては、各病院において診療報酬の施設基準や夜勤体制を維持できるよう、例年年度途中で一定数が退職すること等を見越し、年度当初に配置計画数を超える余裕を持った数の採用を行う仕組みとしている。近年、当初見込んでいる退職者数や育儿休業者数等と実績が乖離している実態等を踏まえ、退職者数等は直近3か年平均値と前年度実績値の範囲内で算出する方法に見直し、採用予定者数の適正化に取り組んでいる。</p>		令和5年度 (令和6年1月1日)	令和6年度 (令和7年1月1日)	医師	6, 216名	6, 147名	看護師	40, 233名	40, 280名	コメディカル	9, 318名	9, 406名	その他	6, 714名	6, 643名	合計	62, 481名	62, 476名	評定	年度計画の目標を達成した。
	令和5年度 (令和6年1月1日)	令和6年度 (令和7年1月1日)																						
医師	6, 216名	6, 147名																						
看護師	40, 233名	40, 280名																						
コメディカル	9, 318名	9, 406名																						
その他	6, 714名	6, 643名																						
合計	62, 481名	62, 476名																						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
もに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 機構の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。	の育成や能力の開発を行うための研修を実施するとともに、障害者雇用の取組も推進する。 技能職について、アウトソーシング等に努めるなど、一層の削減を図る。 法人の事業規模や医療機関の特性を踏まえた多様で柔軟な働き方を可能とするための人事制度に関する検討を行い、多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度を構築する。			<p>2. 良質な人材の確保及び有効活用</p> <p>院長については、適材適所の配置の考え方を徹底して選任に当たるとともに、看護師、事務職等の職員については、グループ単位での職員一括採用を行うほか、グループ内での人事交流を促進するよう人事調整会議を開催して人事異動等について意見交換を行い、良質な人材の確保及び有効活用を図った。</p> <p>また、看護師及び事務職については、職員一括採用に当たり、従前から新卒者を対象としたグループ主催の就職説明会や民間企業主催の合同説明会等で説明会を行ってきた。令和2年度以降、新型コロナの影響の中で始まったオンラインによる非対面での説明会について、就職活動の多様化や、地方の学生の参加のし易さを考慮し、引き続き非対面での説明会を実施し、良質な人材の確保に取り組んでいる。</p> <p>事務職一般職員については、社会人経験者等を早期に、かつ短期間で採用できるよう、新卒者とは別の試験日程で採用試験を実施し、中途採用・経験者採用の促進に向けた取組を実施している。</p> <p>また、事務職係長の社会人経験者採用選考を実施できることとしている。</p> <p>【医師事務作業補助専門員の創設】</p> <p>医師事務作業補助者については、医師のタスク・シフト／シェアを推進するうえで有用な職種であり、医師の働き方改革をさらに推進する観点から、NHOにおいても常勤職員として採用できるよう検討を続け、令和7年度から常勤採用が可能となるよう規程等の見直しを実施した。</p> <p>3. 患者のQOLの向上及び療養介護事業の実施</p> <p>患者のQOLの向上のため、看護師の指示の下、入浴、食事、排泄等のボディータッチを主として行うとともに夜勤にも対応できる職種として、「療養介助職」を設置している。</p> <p>令和6年度は、18歳以上の重症心身障害者に対する障害者総合支援法に基づく療養介護サービスの実施に必要な人員も含め、NHO全体では76病院で1,338名を定数配置している。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師・看護師不足に対する確保対策、女性医師やシニア医師の活躍の場が広がる方策などを引き続き推進しているか。 	<p>4. 医師等確保対策としての各種制度の実施（再掲）</p> <p>(1) 医師確保対策としての各種制度の運用</p> <p>定年を迎える医師の蓄積しているセーフティネット分野等の医療の専門的知識を一層浸透させること及び短時間であれば勤務が可能な医師を確保するため、シニアフロンティア制度、期間職員制度及び短時間正職員制度を引き続き運用した。</p> <p>また、医師を派遣する大学等機関とNHO病院の双方の機関に有用な雇用の在り方が求められており、新たに大学等機関とNHO職員の身分を有したまま、双方の常勤職員となることができるクロスアポイントメント制度の運用を令和6年度より開始した。</p> <p>加えて、複数の医師派遣制度を運用しており、従前より運用している医師派遣助成制度を引き続き活用したほか、新たな医師、看護師等の確保の取組として、「基盤強化推進基金」を活用し、NHO内における医師派遣拠点病院を中心とした医師派遣制度等を試行的に令和6年度に創設し、令和7年4月から運用を開始し、医師の確保を図った。</p> <p>①シニアフロンティア制度</p> <p>平成18年度に、医師確保が困難なNHOの病院での診療に当たることを希望した定年予定医師が引き続き勤務できるシニアフロンティア制度を創設し、平成29年度に、本制度を活用しやすくするために、より広く定年退職予定医師から意向確認をとれるように変更し、制度の周知を図るためにリーフレットを作成した。令和6年度においては、定年退職医師2名及び既に本制度を活用している医師17名の計19名の医師が、本制度を活用した。</p> <p>②期間職員制度</p> <p>平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門的知識の伝達のため、NHOの病院での診療に当たることを希望した65歳を超えている医師を採用できる制度を創設し、令和6年度においては、126名が制度を利用した。</p> <p>③短時間正職員制度</p> <p>平成27年度に、病院又は診療機能の維持・確保又は医師の専門性の向上のため、短時間正職員制度を創設し、令和6年度においては、23名が制度を利用した。</p> <p>④クロスアポイントメント制度</p> <p>令和6年度に、大学等機関とNHO職員の身分を有したまま、双方の常勤職員となることができるものとする、クロスアポイントメント制度を創設し、令和6年度においては5名が制度を利用した。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<p>⑤医師派遣制度</p> <p>NHOでは複数の医師派遣制度を運用しており、NHO内の病院間で延べ2,403人日の医師派遣を行った。</p> <p>その中でも、特に医師確保が困難である等の理由で、機能維持ができなくなるおそれがある病院に対する医師派遣を強化する仕組みである医師派遣助成制度を引き続き活用し、医師の確保を図った。これにより、令和6年度は特に医師確保が困難となっていた4病院に対して、4病院（延べ356人日（※））が医師派遣を行った。</p> <p>また、NHOのネットワークを活かした新たな医師、看護師等確保の取組として、「基盤強化推進基金」を活用した、NHO内における医師派遣拠点病院を中心とした医師派遣制度等を試行的に創設し、令和7年4月から運用を開始した。</p> <p>※医師派遣助成制度を活用して派遣を行った医師の延べ人日のみを記載。</p> <p>(2) 大学等関係機関への働きかけ</p> <p>特に医師確保に問題のある病院については、NHO本部の職員が大学等関係機関へ訪問し、医師派遣の働きかけを行うなど、令和6年度も引き続きNHO全体の医師確保対策の取組を行った。</p> <p>(3) 医師募集パンフレット等の作成及び配布</p> <p>医師募集パンフレット「けっこういいぞ！！NHO 医師の待遇」について、令和6年度も引き続き1,980部作成し、医師確保対策のため各グループ及び各病院に配布、NHOのホームページに掲示することで、採用活動に活用した。また、研修医・専攻医向けの「研修医・専攻医等募集ガイドブック」についても、令和6年度も引き続き作成し、各病院に配布、NHOのホームページに掲示することで、研修医・専攻医の募集活動に活用した。</p>		<p>評定</p>

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>5. 看護師確保対策の推進</p> <p>(1) 看護職員就職説明会の実施 各グループにおいて、看護職員就職説明会を複数回開催し、看護職員や事務職員などが病院の紹介、看護体制、卒後教育、待遇などを説明し、病院のインターンシップ参加やその後の採用試験受験へつなげている。</p> <p>(2) 奨学金の貸与状況 NHOの各病院に就職を希望する看護学生を対象に、奨学金を貸与する制度を平成18年度に創設し、多くの学生が制度の活用の下に卒業、NHO病院に就職した。令和6年度においても看護師確保対策として577名に奨学金を貸与した。</p> <p>(3) 看護師募集パンフレットの作成及び配布 看護師募集パンフレット「けっこういいぞ！NHO 看護職版」について、令和6年度も引き続き作成を行い、看護師確保対策のため各グループ及び各病院に配布し、採用活動に活用した。</p> <p>【作成部数】 令和5年度 51, 300部 → 令和6年度 54, 750部</p> <p>(4) 看護師確保のための新たな制度設計</p> <p>①推薦採用枠による採用制度の創設 優秀な人材を早期に確保するため、あらかじめ病院が選定した指定校からの推薦による採用を可能とする制度を令和6年度に創設し、令和8年度の採用より実施する予定である。</p> <p>②病院間互助による看護職員の確保 看護師の確保が困難な病院の採用予定者数の一部について、NHOのネットワークを活用し、看護師確保が可能な病院において採用した上で、確保可能病院が看護師派遣により確保困難病院を支援する制度を令和6年度に創設した。令和7年度の採用より試行的に関東信越モデルを開始し、確保困難病院の1病院に対し、2病院から5名の派遣を実施する予定である。</p> <p>6. 看護師の離職防止・復職支援策の実施 令和6年度もNHO内でキャリアを継続できる施設間異動の仕組みやネットワークを活用した病院間交流研修の推進など看護職員の定着促進に引き続き取り組んだ。また、離職率が低下した病院の取組（お互いを尊重し感謝の気持ちを可しかする取組等）を共有し、働きやすい職場環境づくりの推進を図った。その結果、NHOで令和6年度に調査した</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>看護職員の離職率は、全看護職員で9.3%、新卒者は8.3%であった。 (参考) 日本看護協会による離職率調査（出典：2024年病院看護実態調査） 常勤看護職員 11.3% 新卒者 8.8%</p> <p>(1) 看護師の定着を促進するための取組 NHOのネットワークを活用し、急性期医療を提供している病院と慢性期医療を提供している病院に勤務している看護師とが病院間交流研修などを通して病院間相互交流を図ることにより、職員のキャリア形成及び組織活性化のための素地を創るために取組を引き続き行った。令和6年度は、離職率が低下した病院（九州医療センター）の定着促進の取組（お互いを尊重し感謝や思いを可視化する取組など）を会議で共有し、働きやすい職場環境づくりの推進にも引き続き取り組んだ。</p> <p>(2) 潜在看護師の復職支援 潜在看護師に対する離職後のギャップを解消することを目的に、最近の看護の動向などをテーマとした公開講座や講習会を引き続き実施した。令和6年度は、7病院において合計11回、35名の参加があった。</p> <p>7. 働きやすい環境づくりの取組（再掲） NHOでは、これまで時間外勤務の縮減、年次休暇の取得促進、育児・介護制度の利用促進、ハラスメント相談窓口の設置など勤務環境の改善に努めてきた。今後さらに、職員が安心・安全に働くことができる職場環境を確保するため、職場での制度理解やコミュニケーション不足の解消によって制度の利用を促進するとともに、ハラスメントのない職場を目指して取り組んでいる。</p> <p>(1) 勤務環境に関する制度改正・周知 ○ 新型コロナの経験なども踏まえ、職員の家庭生活と仕事の両立、事業継続性の確保、人材の確保、業務効率化に資するため、令和6年6月に新たな在宅勤務制度を導入した。これにより、職場と同様の環境でリモートワークが可能な第4期HOS P n e t の導入と併せて、WEBによる研修や会議への参加、非対面の業務を自宅で可能とするなど、職員の多様な働き方を可能とした。</p> <p>○ 職員・管理者が勤務環境に関する理解を深める目的で令和5年6月に作成した『勤務環境に関する取扱いハンドブック』について、内容の充実等を図り令和6年10月に改めて全職員へ配布した。また、当該ハンドブックの内容を分かりやすく説明した研修動画を作成した。</p>		評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和6年5月の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和6年法律第42号）」等の改正を踏まえ、職員がより一層、仕事と育児・介護を両立しやすく、安心・安全に働き続けることができる環境を整えるために令和7年4月に就業規則等の改正を行った。なお、当該改正において、NHOでは子の看護等休暇の範囲を法律で定める式典に加え、「運動会」「発表会」といった子が参加する行事についても広く取得を可能とする等、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した制度設計を行っている。 <p>(2) ハラスメント防止対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス・ハラスメント研修（オンライン研修）の実施 ハラスメントに関する基礎的な知識を習得するとともに、ハラスメントが発生しない快適な職場づくりのポイント及び相談対応を実践的に修得するための研修を各グループにおいて、令和6年11月～12月に実施した。 受講対象者が事業場のメンタルヘルスおよびハラスメント対策の中心的な役割を担う者等、中間管理職を中心であることから、研修テキストに、部下・後輩からのパワハラ（所謂逆パワハラ）に関する項目、および、中間管理職を対象としたストレス・コーピング（特定のストレスフルな問題や状況に対するストレス対処方法）に関する項目を追加し、より受講対象者である中間管理者向けの内容を追加し、研修内容をさらに充実させた。 ○ハラスメント相談員研修（オンライン研修）の実施 ハラスメント相談員となった職員が、ハラスメント相談を受けた際に適切な対応ができるよう、対応の流れやポイントについての知識を習得するとともに、演習により相談の受け方を身に付けるための研修を令和5年度から新たに行うこととし、各グループにおいて、10月～11月に実施した。 令和5年度ハラスメント相談員研修の実施後に行ったアンケートを踏まえて、ロールプレイの回数を増やすなど、より実践的な内容を取り入れ、研修を充実させた。 <p>(3) メンタルヘルス対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス（セルフケア）研修（eラーニング又は集合研修）の実施 職場における自分自身のストレスの要因やストレス反応に早期に気づき、自らメンタル不調に至らないように予防・対処できるようになるための研修を全病院全職員において、令和6年10月～令和7年1月に実施した。 前年度までの研修内容はメンタルヘルスにおけるセルフケアの概論・総論を説明する内容が中心であったが、令和6年度の研修では、より実践的な方法を取り入れ、ストレスへの対処方法に重点を置いた内容へとバージョンアップした。 		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																																																			
				業務実績	自己評価																																																				
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有為な人材の育成や能力の開発を行うための研修を実施しているか。 	<p>8. 研修の実施（一部再掲）</p> <p>有為な人材育成や能力の開発を行うため、研修計画を策定し、研修の適正化を図った。令和6年度は、集合開催に加え、テレビ会議システムやeラーニングシステムを用いての研修を併用することにより、開催形態を弾力的に変えることで、効率的な研修を実施した。</p> <p>【本部主催の主な研修】</p> <p>○管理・監督者研修</p> <table> <tbody> <tr><td>・院長研修</td><td>30名</td></tr> <tr><td>・副院長研修</td><td>42名</td></tr> <tr><td>・統括診療部長研修</td><td>23名</td></tr> <tr><td>・看護部長等（新任）研修</td><td>38名</td></tr> <tr><td>・事務部長研修</td><td>25名</td></tr> <tr><td>・薬剤部（科）長研修</td><td>15名</td></tr> <tr><td>・新任課（室）長研修</td><td>46名</td></tr> <tr><td>・認定看護管理者教育課程（サードレベル）</td><td>35名</td></tr> </tbody> </table> <p>○専門研修</p> <table> <tbody> <tr><td>・HIV感染症研修</td><td>21名</td></tr> <tr><td>・放射線関係法令研修</td><td>125名</td></tr> <tr><td>・リハビリテーション研修（セーフティネット）</td><td>31名</td></tr> <tr><td>・リハビリテーション研修（急性期）</td><td>180名</td></tr> <tr><td>・良質な医師を育てる研修</td><td>221名</td></tr> <tr><td>・臨床研究のデザインと進め方に関する研修</td><td>30名</td></tr> <tr><td>・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修</td><td>45名</td></tr> <tr><td>・初級者臨床研究コーディネーター養成研修</td><td>55名</td></tr> <tr><td>・治験・臨床研究事務担当者研修</td><td>84名</td></tr> <tr><td>・療養介護サービス研修</td><td>72名</td></tr> <tr><td>・診療情報管理に関する研修</td><td>32名</td></tr> <tr><td>・チーム医療研修</td><td>255名</td></tr> <tr><td>・クオリティマネジメントセミナー</td><td>97名</td></tr> <tr><td>・在宅医療推進セミナー</td><td>20名</td></tr> <tr><td>・障害者虐待防止対策セミナー</td><td>67名</td></tr> <tr><td>・認知症ケア研修</td><td>510名</td></tr> <tr><td>・臨床研究コーディネーター実務者研修</td><td>15名</td></tr> </tbody> </table>	・院長研修	30名	・副院長研修	42名	・統括診療部長研修	23名	・看護部長等（新任）研修	38名	・事務部長研修	25名	・薬剤部（科）長研修	15名	・新任課（室）長研修	46名	・認定看護管理者教育課程（サードレベル）	35名	・HIV感染症研修	21名	・放射線関係法令研修	125名	・リハビリテーション研修（セーフティネット）	31名	・リハビリテーション研修（急性期）	180名	・良質な医師を育てる研修	221名	・臨床研究のデザインと進め方に関する研修	30名	・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修	45名	・初級者臨床研究コーディネーター養成研修	55名	・治験・臨床研究事務担当者研修	84名	・療養介護サービス研修	72名	・診療情報管理に関する研修	32名	・チーム医療研修	255名	・クオリティマネジメントセミナー	97名	・在宅医療推進セミナー	20名	・障害者虐待防止対策セミナー	67名	・認知症ケア研修	510名	・臨床研究コーディネーター実務者研修	15名	<p>年度計画の目標を達成した。</p>	評定	
・院長研修	30名																																																								
・副院長研修	42名																																																								
・統括診療部長研修	23名																																																								
・看護部長等（新任）研修	38名																																																								
・事務部長研修	25名																																																								
・薬剤部（科）長研修	15名																																																								
・新任課（室）長研修	46名																																																								
・認定看護管理者教育課程（サードレベル）	35名																																																								
・HIV感染症研修	21名																																																								
・放射線関係法令研修	125名																																																								
・リハビリテーション研修（セーフティネット）	31名																																																								
・リハビリテーション研修（急性期）	180名																																																								
・良質な医師を育てる研修	221名																																																								
・臨床研究のデザインと進め方に関する研修	30名																																																								
・治験および臨床研究倫理審査委員養成研修	45名																																																								
・初級者臨床研究コーディネーター養成研修	55名																																																								
・治験・臨床研究事務担当者研修	84名																																																								
・療養介護サービス研修	72名																																																								
・診療情報管理に関する研修	32名																																																								
・チーム医療研修	255名																																																								
・クオリティマネジメントセミナー	97名																																																								
・在宅医療推進セミナー	20名																																																								
・障害者虐待防止対策セミナー	67名																																																								
・認知症ケア研修	510名																																																								
・臨床研究コーディネーター実務者研修	15名																																																								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
			<評価の視点>	9. 障害者雇用に対する取組 障害者の積極的な雇用に引き続き努めた結果、障害者雇用促進法に基づく、障害者雇用状況報告の基準日（6月1日）時点の障害者雇用率は、2.91%と法定雇用率（2.8%）を上回った。 基準日時点の雇用障害者数は、昨年の基準日（6月1日）時点から42.0名増加した。今後も障害者雇用を一層促進していく必要があることからNHO内の全病院に対して障害者雇用に係るアンケート調査を実施し、好事例等の収集と共有を行った。 ・令和5年6月1日時点 1,544.0名 ・令和6年6月1日時点 1,586.0名 (参考) 独立行政法人等（国立大学法人・地方独立行政法人を含む373法人）の障害者雇用の状況（令和6年6月1日時点）	年度計画の目標を達成した。	評定	
			<評価の視点>	雇用障害者数 独立行政法人等（全体） 13,419.0名 うちNHO 1,586.0名（約11.8%） 障害者雇用率 2.85% 2.91%	年度計画の目標を達成した。		
			<評価の視点>	10. 技能職の削減 技能職については、令和6年4月1日時点の職員数574名から令和7年4月1日時点の職員数は490名となり、84名の純減となった。また、離職後は不補充とし、業務をアウトソーシングに努めている。	年度計画の目標を達成した。		
			<評価の視点>	11. 人事制度に関する検討・構築 良質な医療の提供等、NHOが期待される役割を果たしていくためには、必要となる人材の安定的な確保を図ることが重要であり、それに向けた多様で柔軟な働き方を可能とする人事制度に関する検討や構築に取り組んでいる。 令和6年度には、豊富な経験と高い技術を持つ高年齢層職員がより一層活躍できる場を確保し、安定的な病院運営を目指すとともに、中間層職員の育成をより一層進めるため、医師・歯科医師を除く職員の定年年齢を65歳まで段階的に引上げを行うこととした（令和8年度施行予定）。なお、豊富な経験と高い技術を持つ高年齢者層職員に高いモチベーションをもって継続して働いてもらうことを目的として、役職を継続するとともに、給与額も定年前から引下げを行わないこととした。 ※医師・歯科医師は、すでに定年年齢が65歳である。	年度計画の目標を達成した。		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(1) 医師確保に資するための制度の新設等について さらなる医師確保に資するため、一定の要件のもと、大学等機関とNHOの任命権者間において協定を結び、大学等機関とNHO双方の職員となることができるクロスマネジメント制度に係る規定を整備し、令和6年度より運用を開始し、令和6年度においては5名が当該制度を利用した。</p> <p>(2) 労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表 正規雇用労働者の中途採用比率の公表を義務化した労働施策総合推進法の改正（令和3年4月1日施行）を踏まえ、令和3年度以降、過去3年間分の中途採用比率をNHOホームページへ掲載し、公表している。</p> <p>(参考) NHOにおける正規雇用労働者の中途採用比率 • 令和3年度 37% • 令和4年度 35% • 令和5年度 39%</p> <p>(3) 転居を伴う人事異動における金銭的負担の軽減 引越業界の人手不足を背景に、春の引越シーズンの引越代金が高額となっている問題を受けて、職員の転勤に伴う引越代金の負担を軽減するため、赴任旅費（移転料）を増額して支給する取扱いを、令和4年度以降は恒常的に措置するよう改め、令和6年4月1日以降の異動に係る移転料については、その上限額を従来の2倍から3倍にすることとし、職員の負担の軽減を図っている。 また、安価な引越事業者の予約が埋まってしまい、割高な事業者へ依頼せざるを得ない事態を防ぐため、職員から事業者への見積依頼、申込時期を早めることが可能となるよう、人事に関する措置を講じている。 さらに、個人申込よりも割安な法人申込としての取扱が可能な事業者の情報を広く職員に周知することで引越料金そのものの低減を図るための取組を行っている。 これまで定額支給となっていた赴任旅費（移転料）については、国の改正も参考にしつつ、規定額と実勢価格との乖離解消を行うため、旅費規程の改正を行った（令和7年度施行）。</p> <p>(4) 国立病院機構（NHO）事務部門人材育成ビジョンの策定 全ての職種において人材育成を充実していく中で、まずは、病院運営に直接携わり経営のかなめとなるNHO事務部門の職員が将来目指す姿を「国立病院機構（NHO）事務部門人材育成ビジョン」として策定し、令和7年4月に公表した。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価
				業務実績	自己評価		
2 施設・設備に関する計画 投資については、地域の医療需要や機構及び各病院の経営状況を踏まえながら、効率的、効果的かつ機動的に行うこと。 その際、経営状況を勘案しながら、継続的かつ安定的な投資を行うため、必要な投資水準を設定し、その範囲内で投資を行うとともに、機構のスケールメリットを生かして資金（機構内で創設した基金等）を有効活用する。	2 施設・設備に関する計画 地域の医療需要と合致した病院機能を維持するため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を行うとともに、災害医療対策、新興感染症等医療対策や医療DX等の各種機能の強じん化を効率的・効果的かつ機動的に行う。 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化に留まらず、国の危機管理に際して求められる医療等に対応できる医療機能の強化に必要な投資の水準を設定し、その範囲内で投資を行	2 施設・設備に関する計画 ・ 地域の医療需要と合致した病院機能を維持するため、機能的改修を含めた老朽棟の整備や医療機器等の整備を行うとともに、災害医療対策、新興感染症等医療対策や医療DX等の各種機能の強じん化を効率的・効果的かつ機動的に行っているか。 ・ 投資に当たっては、法人の資金状況を踏まえながら、現状の医療機能を維持・強化に留まらず、国の危機管理に際して求められる医療等に対応できる医療機能の強化に必要な投資の	<評価の視点> ○投資の促進と効率化 NHOの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和6年度は、法人全体の資金状況を踏まえ、投資枠を維持することで、663億円を投資決定した。（令和5年度投資決定額は570億円） また、医療機能を維持するための投資を着実に行うだけでなく、短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：9.8億円）。 加えて、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。 内視鏡手術用支援機器については、医師確保のため、早期導入が可能となるよう共同調達を複数回実施するとともに、機種ごとの保険適用の動向を確認し、各病院に必要となる機能に対して適切となるよう機種選定を行った。 併せて、電子カルテについては、法人内の取引実績を基に病院規模等に応じた投資水準を定め、当該水準に収まるように調達努力を行うなど、厳しい経営状況を踏まえた上で必要な投資を行った。 その上で、今後の建物・医療機器・ITへの投資方針を令和7年2月に策定すると共に、投資要綱を改正し、 ・ 単純更新、簡易改修及び5,000万円未満の医療機器等（大型医療機器及び短期借入金（一般）に未返済額のある病院の500万円超の医療機器等を除く）への投資については、投資の迅速性と事務作業の効率化のため病院の裁量として協議を不要とする ・ 大型医療機器への投資については、経営状況が良い病院は病院の選んだ機種を協議不要で投資可能、経営状況が悪い病院は本部が選んだ機種を協議した上で投資可能と経営状況によりインセンティブを与える旨の変更を行った。	2 施設・設備に関する計画（再掲） ○投資の促進と効率化 NHOの投資は、厳しい経営状況等に鑑み、医療機能の維持や地域医療構想に基づく機能変更・法令対応等に係る投資を基本とし、法人全体の資金状況を踏まえ設定した投資枠に基づく投資を行った。 令和6年度は、法人全体の資金状況を踏まえ、投資枠を維持することで、663億円を投資決定した。（令和5年度投資決定額は570億円） また、医療機能を維持するための投資を着実に行うだけでなく、短期間に投資回収が可能となることで更なる資金獲得が期待できる整備への投資を行った（投資回収性が高い投資案件への投資決定額：9.8億円）。 加えて、医療機器については、各病院の投資において、資金余力を踏まえながら、投資の優先順位を明確にして計画的な投資を行っていくため、病院毎の投資枠を示した。 内視鏡手術用支援機器については、医師確保のため、早期導入が可能となるよう共同調達を複数回実施するとともに、機種ごとの保険適用の動向を確認し、各病院に必要となる機能に対して適切となるよう機種選定を行った。 併せて、電子カルテについては、法人内の取引実績を基に病院規模等に応じた投資水準を定め、当該水準に収まるように調達努力を行うなど、厳しい経営状況を踏まえた上で必要な投資を行った。 その上で、今後の建物・医療機器・ITへの投資方針を令和7年2月に策定すると共に、投資要綱を改正し、 ・ 単純更新、簡易改修及び5,000万円未満の医療機器等（大型医療機器及び短期借入金（一般）に未返済額のある病院の500万円超の医療機器等を除く）への投資については、投資の迅速性と事務作業の効率化のため病院の裁量として協議を不要とする ・ 大型医療機器への投資については、経営状況が良い病院は病院の選んだ機種を協議不要で投資可能、経営状況が悪い病院は本部が選んだ機種を協議した上で投資可能と経営状況によりインセンティブを与える旨の変更を行った。	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		うとともに、機構のスケールメリットを生かして資金（機構内で創設した基金等）を有効活用する。	水準を設定し、その範囲内で投資を行うとともに、NHOのスケールメリットを生かして資金（NHO内で創設した基金等）を有効活用しているか。			評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
	3 積立金の処分に関する事項 前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条第3項の規定の処理を行ってなお積立金があるときは、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の投資（病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入、医療DX対応等）、借入金の償還に充てる。					評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
3 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るために、機構におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査等の充実・強化に取り組むこと。	4 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るために、機構におけるリスク管理の取組を推進するとともに、内部監査について、リスクに応じた重点化や効率化及びフォローアップの強化を図り、あわせて、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 また、監事及び会計監査人の指摘を踏まえた内部統制の推進に努めるとともに、全病院に対する会計監査人の会計監査の実施や、監事と連携した抜き打ち監査を実施する。 さらに、コンプライアンス徹底のた	3 内部統制の充実・強化 内部統制の更なる充実・強化を図るために、機構におけるリスク管理、内部監査及び情報セキュリティ監査等の取組を推進するとともに、内部監査について、リスクに応じた重点化や効率化及びフォローアップの強化を図り、あわせて、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組む。 内部監査については、リスクに応じた重点化や効率化を図るために、リスクの高い病院を実地により重点的に監査（それ以外はリモート監査）するとともに、監査対象事項のリスクに応じ、重点事項を監査計画に定めたうえで監査を実施しているか。		<p>3 内部統制や外部監査等の充実</p> <p>1. 内部監査等によるリスク管理</p> <p>(1) 内部監査の実施 内部監査については、業務の適正かつ能率的な執行と会計処理の適正を期すことを目的とし、実施期間、監査の区分、重点事項、対象監査部門及び実施方法を内部監査計画として策定し、かつ、監査対象事項のリスクを考慮して計画的・効率的に実施した。 なお、令和7年度の内部監査に向け虐待防止対策を重点事項に追加した。</p> <p>(主な重点事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支出原因契約に関する事項（契約の公正性、契約の透明性、契約審査委員会、その他コンプライアンス） ・収入原因契約に関する事項（契約方法（特に公募型企画競争の評価基準等）、再委託の状況、徴収料金の適正性） ・支払に関する事項（納品検収体制（検収担当者の規定、複数人による納品検収実施、発注、検収、支払担当者の相互牽制等）、会計伝票のチェック体制） ・収入管理に関する事項（窓口収納現金の取扱状況、医事会計システムの対応状況） ・現金等の管理に関する事項（金庫管理、病院外現金、簿外経理、小口現金） ・債権管理に関する事項（記録・管理状況、督促実施状況、未収金対策） ・勤務時間管理に関する事項（始業時刻及び終業時刻の確認、時間外勤務における事前命令・事後確認の証跡、長時間労働削減の取組状況、長時間労働者への面接の実施状況等） ・情報セキュリティ対策に関する事項（組織・体制の整備状況、教育の実施状況、情報セキュリティ対策の自己点検実施状況等） ・診療報酬管理体制に関する事項（施設基準の確認状況、実診療額と医業収益の検証、請求漏れ対策、適時調査等の指摘・指導事項に対する改善状況等） ・院内規程に関する事項（NHOの諸規程等の改正等に合わせた定期的な点検・見直し状況） ・過去の内部監査指摘の改善状況、会計監査人及び会計検査院等の指摘事項 など なお、NHOとしての虐待防止及び発生時の取組に係る「基本的な考え方」に基づく各病院の取組状況をフォローアップできるよう、内部監査指導要領においても通知に基づいた具体的なチェック項目の追加を行った。 	年度計画の目標を達成した。	評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
め、各組織における取組の強化（倫理研修の実施、通報制度の推進等）により、公正な業務遂行を重視する職場環境の維持に取り組む。	リモート監査）するとともに、監査対象事項のリスクに応じ、重点事項を監査計画に定めたうえで監査を実施する。 また、監査で指摘した不備については、当該施設の組織的な改善方策が完了するまでフォローアップを行う。 情報セキュリティ監査については、情報セキュリティの専門的知識を有する者による外部監査、内部統制・監査部による内部監査及び監査結果のフォローアップを実施するなど監査体制の強化に取り組む。 さらに、監事及び会計監査人の内部統制に関する指	<評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 監査で指摘した不備について、当該施設の組織的な改善方策が完了するまでフォローアップを行っているか。 <評価の視点> <ul style="list-style-type: none">・ 監事及び会計監査人の内部統制に関する指摘を本部内関係者と共有するとともに、会計監査人による会計監査の全病院に対する実施や、監事と連携した抜き打ち監査を実施しているか。	<p>①書面監査</p> <p>書面監査については、令和6年度も引き続き、本部において各施設の運営に必要なルールを網羅する自己評価チェックリストを作成し、各施設が当該チェックリストに基づき自己評価を行い、その結果を内部統制・監査部に報告した。</p> <p>また、自己評価チェックの実施に当たっては、各業務担当者が業務への取組方法、ポイント等を再確認し、これにより是正すべき事項を発見した場合は、速やかに自ら改善措置を講じるよう指示を行っている。</p> <p>本部は、各施設から報告された結果を実地監査・リモート監査において活用するとともに、翌年度の内部監査計画の重点事項の設定に反映させている。</p> <p>②実地監査・リモート監査</p> <p>令和6年度においても前年度に引き続き、監査対象施設のリスクに応じ、実地監査又はリモート監査による内部監査を実施した。</p> <p>実地監査は、前回の内部監査の状況等を踏まえて対象施設を選定し、内部監査指導要領に基づき、監査項目について監査を行った。</p> <p>リモート監査は、監査の質が低下しないよう、監査手法の検討を行い、可能な限り実地監査と同程度の質を保った監査を実施し、病院業務の品質管理を推進した。</p> <p>監査項目とは別に、契約担当者からのヒアリングを行い、新たに契約を担当することになった事務職員が、適切な引継、研修、指導を受けているかどうかを調査するなど、内部監査の重点化を図った。</p> <p>また、内部監査による指摘事項は、改善措置を講ずるよう通知し、改善が確認できるまでフォローアップを行うとともに、H O S P n e t 掲示板に掲示し、全施設に対し注意喚起を実施した。</p> <p>ア 通常監査</p> <p>令和6年度においては、48病院、2グループ担当理事部門及び本部を対象に実地又はリモートによる監査を実施した。</p> <p>【通常監査の実施件数】</p> <p>令和5年度：50件（実地：28件 リモート：22件） 令和6年度：51件（実地：36件、リモート：15件）</p> <p>イ 抜打監査</p> <p>令和6年度においては、2病院に対して、監事と連携して抜打監査を実施した。</p> <p>【抜打監査の実施件数】</p> <p>令和5年度： 2件 令和6年度： 2件</p>	評定	年度計画の目標を達成した。 年度計画の目標を達成した。	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		<p>摘を本部内関係者と共有するとともに、会計監査人による会計監査の全病院に対する実施や、監事と連携した抜き打ち監査を実施する。</p> <p>コンプライアンスを徹底するため、各組織において、全役職員を対象とする倫理研修の開催や、通報相談窓口の設置に関する職員への周知を毎年実施することなどにより、公正な業務遂行を重視する職場環境の維持に取り組む。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティに係る専門的知識を有する者による外部監査、内部統制・監査部による内部監査及び監査結果のフォローアップを実施するなど、情報セキュリティ監査体制の強化に取り組んでいるか。 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部及び各病院において引き続き「リスク事象リスト及びリスクマップ」を活用したリスク対策に取り組むとともに、本部において、各病院の 	<p>(2) 情報セキュリティ監査の実施</p> <p>NHOが管理する情報資産をあらゆる脅威から守るために必要な情報セキュリティの確保と、その継続的な強化、拡充に最大限取り組むため、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に基づく統一的、横断的、かつ適切な、「国立病院機構情報セキュリティ対策規程」を平成28年度に定め、同規程に基づく情報セキュリティ対策推進計画及びNHO情報セキュリティ監査計画書を策定し、情報セキュリティ監査を実施した。</p> <p>①往査による監査</p> <p>令和6年度は、14病院を対象に、会計監査人のIT専門家による第三者監査として、情報セキュリティ対策規程等に準拠した対応状況を確認するマネジメント監査を実施した。</p> <p>【往査による監査の実施件数】</p> <p>令和5年度：22件 令和6年度：14件</p> <p>また、令和6年度も引き続き内部監査においても内部監査指導要領に基づき情報セキュリティ対策の状況を確認した。</p> <p>さらに、会計監査人とも連携し第三者監査及び内部監査の結果について、フォローアップを実施した。</p> <p>②セキュリティ診断</p> <p>令和6年度も引き続き、年々巧妙化、高度化する最新のサイバー攻撃を想定し、本部が管理する情報系HOSPnetに対し、脆弱性診断及び侵入テスト等セキュリティ診断を実施し、脆弱性の改善を進めている。</p> <p>(3) 内部統制</p> <p>①内部統制の充実強化</p> <p>令和6年度も引き続き、リスクの顕在化の防止又はリスクが顕在化した場合の損失の最小化を図るため、理事長、内部統制担当役員及び内部統制推進責任者は、業務の有効性及び効率性並びに法令等の遵守に関するリスクを把握し、評価するとともに、リスク管理による内部統制の改善を図った。</p> <p>②通報制度の運用</p> <p>「独立行政法人国立病院機構通報事務手続規程」に基づき、通報の受付・調査等必要な対応を実施することにより、通報制度を適切に運用した。</p> <p>また、通報を迅速かつ確実に把握し速やかに是正措置ができるよう、全ての職員等に対する通報相談窓口の周知を行った。</p>	<p>年度計画の目標を達成した。</p> <p>評定</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p>リスク管理の取組状況についてモニタリングを行っているか。</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報相談窓口の設置に関して職員へ周知を毎年実施するなど、公正な業務遂行を重視する職場環境の維持に取り組んでいるか。 	<p>【通報の状況】</p> <p>令和元年度：(受付) 18件 (調査・事実確認) 17件 令和2年度：(受付) 21件 (調査・事実確認) 15件 令和3年度：(受付) 16件 (調査・事実確認) 11件 令和4年度：(受付) 36件 (調査・事実確認) 17件 令和5年度：(受付) 43件 (調査・事実確認) 28件 令和6年度：(受付) 56件 (調査・事実確認) 29件</p> <p>③リスク管理の徹底（リスク管理を活用した内部統制の取組）</p> <p>リスク管理については、法人内共通のリスクとして26事象を定め、病院において、リスクごとの発生可能性、影響度の評価を行い、「リスクマップ」として可視化した上で、リスクへの対応策を講じている。</p> <p>令和6年度も引き続き、各病院においてリスクマップやリスク対応策等について自己点検を実施した。また、内部監査において、各病院のリスク事象リストをもとにしたヒアリングを実施する等のモニタリングを行い、リスク管理の徹底を図った。</p> <p>2. 会計監査人による監査の実施</p> <p>令和6年度も引き続き、全病院、グループ担当理事部門及び本部が会計監査人による会計監査を受け、会計処理等の指摘事項を踏まえて業務改善を図った。</p> <p>会計監査人の会計監査において発見された業務上の改善事項や内部統制に係る指摘事項は、本部及びグループでも情報共有し、他施設での指摘事項も含めた改善を促すとともに内部監査で活用している。</p> <p>指摘事項は、病院評価（経営面）の基準として使用し、2年以上繰り返し同一事項の指摘を受けている場合は減点することにより、改善を促している。</p> <p>3. 監事による監査の実施</p> <p>監事監査については、業務の適正かつ効率的な運営及び適正な会計経理の確保に資すること並びに良質な統治体制の確立に資することを目的とし、通則法第19条及び独立行政法人国立病院機構監事監査規程並びに同規程に基づき策定した監事監査計画書に基づいて実施した。</p> <p>① 業務監査</p> <p>ア 病院視察</p> <p>令和6年度においては、20病院に対して、病院視察を実施した。</p> <p>【病院視察の実施件数】</p> <p>令和5年度：20件 令和6年度：21件</p>	<p>評定</p> <p>年度計画の目標を達成した。</p>	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
			<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンスを徹底するため、各組織において、全役職員を対象とする倫理研修を実施しているか。 	<p>イ 拔打監査 令和6年度においては、2病院に対して、内部監査室と連携して拨打監査を実施した。 【拨打監査の実施件数】 令和5年度： 2件 令和6年度： 2件</p> <p>② 会計監査 会計監査人及び各部部門から会計監査に関する書類を受領し、会計監査人から会計監査上の重要事項等につき、適時、報告を受けた。</p> <p>4. コンプライアンス徹底への取組について</p> <p>(1) 不適切行為に係る再発防止策について ①不正発生の3要素である「動機・正当化・機会」のうち「機会」をなくす仕組の構築 令和4年3月に次のとおり定めた「取引業者との不適切行為に係る再発防止策」について、令和6年度も引き続き内部監査において、通常監査を実施した50施設及び、拨打監査を実施した2施設にて対策が講じられていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底 ii 他の職員が確実に業者とのやり取りを確認できる体制 iii 特に重視すべき取引状況は病院幹部が必ず確認する体制 iv 上司が部下の契約手続の適正性を必ず確認する体制 v 取引業者に対しても契約事務ルールの遵守を改めて依頼 <p>②不正発生の3要素のうち「動機」及び「正当化（言い訳）」に対抗する取組 令和6年10月、全ての役職員に対する倫理研修を行い、倫理保持の必要性や契約のルールだけでなく、具体的な違反行為に関する過去事例等について学んでいる。</p> <p>③不正が小さなうちに端緒を把握し是正する取組 通報制度について、公益通報者保護法上は法令違反行為だけが対象とされていたところ、NHOでは、令和6年度も引き続き法令違反行為に該当しない事案や、信憑性が低い情報であっても通報として幅広く受け付けることとし、適正でない事実が認められた場合には是正を図っている。 また、通報者が、不利益な取扱いを受けないよう法律に基づいて保護され、より安心して通報を行える環境を整えることや、毎年、全ての職員等に通報相談窓口を周知し、不正の端緒を把握できるようにしている。</p>	評定	年度計画の目標を達成した。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
4 情報セキュリティ対策の強化 近年の情報セキュリティに係るリスクの増大を踏まえ、患者情報等の機密性の高い情報を保有する機構には、他の医療機関の模範となるような対応が求められており、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策を推進するとともに、さらに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図り、機構の情報セキュリティに関する知見を他の医療機関にも共有することで、我が国の医療分野のセキュリティ強化に貢献すること。	5 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている機構の情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、職員の情報セキュリティ対応能力の向上を図りつつ、さらに、ゼロトラストアーキテクチャや遠隔地バックアップ等の導入により、サイバー攻撃や災害時等の非常時にも対応できる情報セキュリティ対策が確保されるよう、規程や運用の見直しを図る。さらに、診療系プラットフォームに参加する病院数を前年度より増やしていく	4 情報セキュリティ対策の強化 情報セキュリティ対策の強化については、引き続き、政府統一基準群に基づき定めている国立病院機構の情報セキュリティ対策について全職員に浸透を図るために、eラーニングコンテンツを活用した情報セキュリティ教育を実施するとともに、第4期HOS P netで導入するゼロトラストアーキテクチャにおいて、適切なセキュリティ対策が確保されるよう、規程や運用の見直しを図っているか。	<p>4 情報セキュリティ対策の強化</p> <p>NHOでは、従来から情報セキュリティ対策に係る取組を行っているが、近年の行政機関や公的医療機関等に対するサイバー攻撃は、高度化・巧妙化の一途をたどっており、組織的に高度化された標的型攻撃やランサムウェア等による公的医療機関に対する攻撃などが増加している。</p> <p>NHOにおいては、日本年金機構をはじめとした個人情報漏洩事案等を踏まえた国からの要請や、国が行う不正通信の監視、監査、原因究明調査等の対象範囲が拡大されたサイバーセキュリティ基本法の改正（平成28年10月施行）等に基づき、以下のような取組を行い、十分なセキュリティ体制の維持に貢献している。</p> <p>① 政府統一基準群に基づき定めているNHOの情報セキュリティポリシーを全職員に浸透させるべく、情報セキュリティ対策に関する自己点検や情報セキュリティ監査の評価をもとに不十分となっている項目を重点にeラーニングコンテンツを作成し、NHO全職員向けに情報セキュリティ教育研修を実施した。 また、ゼロトラストアーキテクチャによって、在宅勤務環境の構築を念頭に設計した第4期HOS P netへの移行したことを踏まえ、適切なセキュリティ対策が確保されるよう、規程や運用の見直しを実施した。</p> <p>② NHO総合情報ネットワークシステムにおけるメール、インターネットのフィルタリング、SOC（※）による24時間365日のセキュリティ監視等を引き続き実施している。当該セキュリティ対策により、情報セキュリティに係る重大なインシデントは発生しておらず、十分なセキュリティ体制を維持している。 令和6年度には、法人共通の「総合情報ネットワークシステム（HOS P net）」の大規模更改（端末数約3万台）を実施し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、情報系と業務系に分かれていたシステムやネットワークを統一し、端末2台から1台運用へ移行 ・リモートワーク環境を構築するなど、利便性の向上を図りながら、顔認識等の生体認証を導入する等により情報セキュリティ水準の維持・確保に努めた。 <p>※SOC : Security Operation Center（セキュリティ・オペレーション・センター）の略で、セキュリティ監視の拠点として、サイバー攻撃の監視・分析を行い、情報システム統括部と連携してセキュリティインシデント対応を行う専門組織。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
		ことで、各病院におけるセキュリティの向上を図る。	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療系プラットフォームに参加する病院数を前年度より増やしていくことで、各病院におけるセキュリティの向上を図っているか。 <p><定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療系プラットフォームに参加する病院数 	<p>③ 医療のIT化への対応に向けてより積極的に貢献するため、診療系ネットワークを外部ネットワークと安全に接続する基盤として「診療系新システムのプラットフォーム」を構築し、12病院が接続を完了した。</p> <p>また、USBメモリ等可変媒体紛失時に早期発見を可能とするスマートタグの導入に向けて令和6年度は調達手続きを行った。</p>		評定

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
5 広報に関する事項 機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、積極的な広報に努めること。	6 広報に関する事項 機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの見直しやSNS活用方法の検討など、引き続き積極的な広報・情報発信に努める。	5 広報に関する事項 機構及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの改善やSNSの活用を進めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めているか。	<評価の視点> ・ NHO及び各病院の使命や果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、ホームページの改善やSNSの活用を進めるなど、引き続き積極的な広報・情報発信に努めている。	<p>5 広報に関する事項</p> <p>NHO及び各病院の使命、果たしている役割・業務等について、広く国民の理解が得られるように、総合パンフレットやホームページの活用等により、積極的な広報・情報発信を行った。また、各病院の果たしている役割や業務等について、地域の行政機関、関係医療機関、大学、地域住民等から理解を得られるよう、各地域で積極的な広報・情報発信を行っている。</p> <p>(1) NHO全体の総合パンフレットの活用</p> <p>NHOの使命や役割、業務等について記載した総合パンフレットを、毎年度制作し、ホームページで広く公開するとともに、地域の医療機関や大学、看護学校等養成所に配布し、NHO及び各病院が果たしている役割・業務等への理解を深めることにより、医師や看護師をはじめとした職員の確保にも活用している。</p> <p>令和6年度版の総合パンフレットでは、法人の使命や、果たしている役割・業務等をより伝わりやすくする観点から、総合パンフレットのデザイン・レイアウトを一新し、ページ構成及びコンテンツを一部見直した。</p> <p>例えば、災害等におけるNHOの活動（NHOが災害発生時等の国の危機管理に際して求められる医療を、迅速かつ確実に提供していること）を紹介するページでは、ページ数を増やし、災害時における具体的な活動例（災害対策本部及び現地災害対策本部の設置運営、医療班や看護師等の派遣、国の災害救助活動への参加、DMA T事務局の活動）や、令和6年1月に発生した能登半島地震において地震発生直後からNHOが切れ目のない医療活動のために医療班等を継続的に派遣し被災地における診療を実施してきたことなど、災害時等の危機管理に強いという、一般診療だけではない法人の多面的な活動内容を理解いただけるよう紹介した。</p> <p>(2) 臨床研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」の発行（再掲）</p> <p>NHOにおける臨床研修の理念や研修体制等について、実際に研修を受けている臨床研修医や専攻医の声や指導医の声も交えながら紹介する初期研修医・専攻医向け情報誌「NHO NEW WAVE」を令和6年度も引き続き発行している。</p> <p>この情報誌により、臨床研修医や専攻医が研修先病院を選ぶ際の参考にするとともに、既にNHOで研修を受けている研修医同士の横のつながりができ、より一層有意義な研修を送れるようバックアップすることを狙いとしている。</p> <p>また、若手医師フォーラムなど、若手医師の活躍についても紹介しており、令和6年度においては、医師の関心が高いと思われる医師の働き方改革に関する特集を掲載するなどして、臨床研修医・専攻医に対してキャリア形成支援のための情報発信を行った。</p>	年度計画の目標を達成した。	評定	
6 その他 既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。	7 その他 中期目標で示された「第6 その他業務運営に関する重要事項」の6について適切に対応する。						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>【NHO NEW WAVE 特集記事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Vol. 51 良質な医師を育てる研修「消化器内科セミナー」 ・Vol. 52 国立病院総合医学会セッション「若手医師フォーラム」 <p>また、臨床研修医・専攻医向け情報誌などはNHO本部のホームページに掲載し、研修開催やNHOの病院の詳細情報を発信しており、若手医師が有用な情報を得られるよう、令和6年度も引き続き支援を行った。</p> <p>(3) 積極的な広報・情報発信</p> <p>マイナ保険証の利用促進においては、全職員及びNHO病院を利用する患者等に向けて理事長から呼びかけるビデオメッセージをNHO本部のホームページに掲載し、法人として国の医療政策に率先して貢献できるよう広報に取り組んでいる。</p> <p>また、NHO病院内では「ポスターやリーフレット等の院内掲示」及び「専用レンの設置や説明担当者の配置」等により、利用率の向上に向けて取り組んでいる。</p> <p>インフルエンザの流行状況、臨床評価指標、診療科別医師募集情報等については、ホームページに掲載するとともに、X（旧twitter）やfacebook等のSNSも引き続き活用し、各病院の様々なニュースや、市民公開セミナー等のイベントの案内、採用情報などの情報発信を行っている。</p> <p>患者や医療関係者向けの広報誌については、各病院において発行している。病院パンフレットや広報誌等は地域の医療機関や行政機関、医師・看護師等採用説明会等で配布すると同時にホームページにも掲載するなど、積極的に広報活動を行っている。</p> <p>また、地域の医療従事者や地域住民等を対象として、市民公開講座、健康相談等の広報イベントを実施した。それぞれの地域における行政機関、関係医療機関、大学等との連携や会合等において、各病院の果たしている役割や業務等について理解を得るための活動を積極的に行っている。</p>		評定	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
				<p>(広報イベントの主な実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・呉医療センター「ふれあい看護体験」 令和6年5月、地域の高校生を対象に、看護への関心を深めることを目的として、広島県看護協会によるふれあい看護体験を実施した。病院見学、血圧測定や聴診等の看護体験及び看護師との意見交換により、実際の医療現場に触れる機会を提供することで、看護への関心を深めることに貢献した。 ・信州上田医療センター「健康フェア」 令和6年6月、地域の住民を対象に、医療に対する知識や意識を高める健康フェアを開催した。医療相談や健康チェックによる日々の健康管理などの啓発のほか、病院DMA Tの能登半島における活動の放映等を行うことで健康や医療について考えるきっかけづくりに貢献した。 ・京都医療センター「市民公開講座 骨粗しょう症の予防と治療」 令和6年6月、骨粗しょう症予防を目的とした市民公開講座を開催した。異なる診療科の医師がそれぞれの専門的知見から講演を行うほか、管理栄養士によるフードモデルを展示することで、住民の健康意識の促進に貢献した。 ・山形病院「神経難病看護研修」 令和6年11月、県の難病医療ネットワーク協力病院の看護師等に対し、神経難病患者の看護の質向上に向けた研修を実施した。ALS（筋萎縮性側索硬化症）の看護を中心に講義と実習を行い、県内の他の病院にはない専門性を生かして地域の医療連携強化と難病医療対策の推進に貢献した。 <p>さらに、NHOの理念や担っている使命、提供している診療機能などについて、これまで以上に国民への発信力を高めるため、令和6年度から新たに広報研修を法人内で実施し、NHO病院の広報担当者に学習機会を提供した。この研修では、病院の活動についての情報発信に向けた共通フォーマットを提供し、広報担当者の負担軽減と情報発信の質の向上を図っている。同研修は、次年度以降も継続的に実施することで、法人としての国民への発信力と、病院・グループとしての地域の住民や関係者への発信力を高めていくこととしている。</p>		<p>評定</p> <table border="1" style="width: 100px; height: 100px; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> </tr> </table>	

4. その他参考情報

特になし